

平成 28（2016）年度

高崎商科大学短期大学部
自己点検・評価報告書

平成 29 年 6 月

高崎商科大学短期大学部

目次

自己点検・評価報告書	2
1. 自己点検・評価の基礎資料	3
2. 自己点検・評価の組織と活動	20
3. 提出資料・備付資料一覧	24
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	31
テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神	32
テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果	34
テーマ 基準Ⅰ-C 自己点検・評価	39
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の行動計画	41
◇ 基準Ⅰについての特記事項	42
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	43
テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程	45
テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援	57
基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画	69
◇ 基準Ⅱについての特記事項	70
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	71
テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源	72
テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源	82
テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	90
テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源	92
基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画	98
◇ 基準Ⅲについての特記事項	99
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	100
テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ	101
テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ	103
テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス	105
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画	109
◇ 基準Ⅳについての特記事項	110
【選択的評価基準：教養教育の取り組みについて】	111
【選択的評価基準：職業教育の取り組みについて】	113
【選択的評価基準：地域貢献の取り組みについて】	118

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の第三者評価を受けるために、高崎商科大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

平成 29 年 6 月 1 日

理事長

森 本 純 生

学長

刈 上 勇次郎

ALO

中 村 雅 典

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

高崎商科大学短期大学部を設置する学校法人高崎商科大学は、今年(平成 29 年)111 周年を迎える。本学園は高崎の地に、私立裁縫女学校の設立された明治 39 (1906) 年に始まり、以来、学園は「自主・自立」の建学の精神を礎に実学教育を柱とした全人教育の理念を掲げて、地域社会の要望に応えながら幼稚園から附属高等学校、短期大学部、大学、大学院を擁する総合学園に発展、今日に至っている。

さて、本学の歴史は昭和 63 (1988) 年の開学に始まる。商都・高崎に相応しい高等教育機関として、本学園の歴史と伝統を受け継ぎ、高崎市との公私協力方式によって「商学科」が設置された。建学の精神に基づいて「実学教育」「人間教育」「地域社会への貢献」を教育理念にした地元待望の地域密着型の短期大学の発足である。

その後、平成 5 (1993) 年には、地元社会の人材要請に応じて「商学科」に加えて「秘書科」が増設された。さらに経済産業社会・地域社会の情報化・国際化・高度化に対応して、平成 13 (2001) 年には高崎商科大学が設置・開学となった。これは高崎商科大学短期大学部の商学科が高崎商科大学「流通情報学部」(平成 22 (2010) 年度、商学部に変更)として改組転換されたものである。これに伴い既設の短期大学・秘書科は短期大学部「現代ビジネス学科」に変更され現在に至っている。

平成 18 (2006) 年には高崎商科大学・大学院「流通システム研究科」(平成 23 (2011) 年度、商学研究科に変更)が開学の運びとなり、本学園は多様化し高度化する社会のニーズに対応する高等教育機関としての体制を整えた。また、平成 29 年度より、大学商学部は商学科から経営学科と会計学科の 2 学科制に変更になった。

短期大学部には 2 年間という短期間で地元社会の人材要請に対応できる大きなメリットがある。これは四年制大学とは異なる短期大学教育の重要な社会的使命である。

なお、平成 20 (2008) 年に学校法人名は、高崎佐藤学園から高崎商科大学に変更となった。また、平成 25 (2013) 年には、併設の高崎商科大学が文部科学省の大学 COC 事業対象校(地域における知の拠点大学)に選定され、平成 27 年には「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」の参加校となった。

〈高崎商科大学の沿革〉

1906(明治 39)年 4 月 8 日	私立裁縫女学校、高崎市柳川町 2 番地に創立。
1907(明治 40)年 3 月 9 日	私立佐藤裁縫女学校と改称。
1909(明治 42)年 6 月 1 日	本科、師範科、専修科、研究科を設置。
1911(明治 44)年 4 月 1 日	師範科卒業生に無試験検定による小学校専科正教員の資格を与えられる。
1943(昭和 18)年 4 月 1 日	財団法人に組織変更、佐藤高等技芸女学校(甲種実業学校)と改称、校舎を現在地の大橋町 237 番地に移転。
1948(昭和 23)年 4 月 1 日	学校教育法による高等学校となり、佐藤技芸高等学校と改称。家庭科を設置。
1950(昭和 25)年 2 月 1 日	校名を高崎技芸高等学校と改称。
1951(昭和 26)年 3 月 1 日	財団法人を学校法人に組織変更。
1961(昭和 36)年 6 月 1 日	佐藤学園高等学校と校名変更。

高崎商科大学短期大学部

1968(昭和 43)年 4 月 1 日	佐藤学園高等学校附属幼稚園開園。
1987(昭和 62)年 12 月 23 日	学校法人名を佐藤学園から高崎佐藤学園に変更、高崎商科短期大学設置認可。
1988(昭和 63)年 4 月 1 日	高崎商科短期大学商学科開学。
1992(平成 4)年 12 月 21 日	高崎商科短期大学に秘書科増設認可。
1993(平成 5)年 4 月 1 日	秘書科開学。
2000(平成 12)年 12 月 21 日	高崎商科大学設置認可。
2001(平成 13)年 4 月 1 日	高崎商科大学流通情報学部流通情報学科開学。 短期大学の名称を高崎商科大学短期大学部に変更し、秘書科の名称を現代ビジネス学科に変更。
2005(平成 17)年 12 月 5 日	高崎商科大学大学院流通システム研究科設置認可。
2006(平成 18)年 4 月 1 日	高崎商科大学大学院流通システム研究科開学。
2008(平成 20)年 8 月 1 日	学校法人名を高崎佐藤学園から高崎商科大学に変更。
2010(平成 22)年 3 月 18 日	高崎商科大学短期大学部が短期大学基準協会より第三者評価適格認定短期大学として認定される。
2010(平成 22)年 4 月 1 日	高崎商科大学流通情報学部流通情報学科を商学部商学科に名称変更。
2011(平成 23)年 4 月 1 日	高崎商科大学大学院流通システム研究科を商学研究科に名称変更。
2017(平成 29)年 4 月 1 日	高崎商科大学商学部商学科を経営学科・会計学科の 2 学科に変更。

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 平成 29 年 5 月 1 日現在

教育機関名	学部・学科名	所在地	入学定員	収容定員	H29 在籍者数
高崎商科大学 短期大学部	現代ビジネス学科	高崎市根小屋 町741	120	240	164
高崎商科大学	商学部商学科		-	605	476
	商学部経営学科		130	130	92
	商学部会計学科		70	70	77
高崎商科大学 大学院	商学研究科 商学専攻		5	10	3
高崎商科大学 附属高等学校	普通科 総合ビジネス科	高崎市大橋町 237-1	500	1,500	1,394
高崎商科大学 佐藤幼稚園		高崎市大橋町 18-1	-	180	113

(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学は、群馬県を中心部からやや南西方面に位置する高崎市に所在する。高崎市は古くから交通の要衝で中山道(国道 18 号)と三国街道(国道 17 号高崎以北)の分岐点、関越自動車道と北関東自動車道の分岐点、また上越新幹線と北陸新幹線の分岐点ともなるなど、全国でも有数の交通拠点都市である。新幹線の停車する高崎駅は群馬県の玄関口となっており、群馬県の交通の中心地である。

高崎市は、平成の大合併により、倉渕村、箕郷町、群馬町、新町、榛名町、吉井町を編入し、広大な市域に人口約 37 万 5 千人、世帯数約 16 万 3 千世帯を擁する県内最大規模を誇る中核市となっている。江戸時代には高崎藩の城下町として、「お江戸見たけりゃ高崎田町」と謳われる繁栄を見せ、現代でも県内有数の商業都市として盛えている。また、日本一のだるまの産地、市街地を見下ろしている白衣大観音(高さ 41.8m)は全国的にも有名であり、群馬交響楽団が本拠地を置く数少ないオーケストラのある地方都市である。

高崎商科大学短期大学部は、高崎市の南西部に位置しており、緑豊かな烏川沿いに位置している。大学南部の観音山丘陵には仏教文化を知る上で貴重な遺跡「金井沢碑」(国特別史跡、726 年建立)や、同じく上野三碑のひとつ「山上碑」(国特別史跡、681 年建立)などがある「石碑の路(いしぶみのみち)」というスポットのある由緒あるところでもある。上野三碑は平成 27 年にユネスコの「世界の記憶」の国内候補となった。

交通の便は JR 高崎線「高崎」駅から私鉄上信電鉄に乗り、「高崎商科大学前」駅まで 10 分かかり、下車して徒歩約 4 分である。または、高崎駅東口よりバス(ぐるりんバス)観音山線にて約 10 分を要する。「高崎商科大学前」駅の設置されている上信電鉄の上信線沿線には、平成 26 (2014) 年 6 月世界文化遺産に登録され、その後国宝ともなった旧官営・富岡製糸場が所在(群馬県富岡市)する。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
群馬県	83	76.9	89	73.6	70	77.8	72	74.2	71	80.7
埼玉県	4	3.7	3	2.5	6	6.7	11	11.3	6	6.8
栃木県	3	2.8	6	5.0	2	2.2	4	4.1	1	1.1
長野県	8	7.4	6	5.0	7	7.8	5	5.2	5	5.7
新潟県	5	4.6	4	3.3	1	1.1	2	2.1	1	1.1
その他	5	4.6	13	10.7	4	4.4	3	3.1	4	4.6
合計	108	100.0	121	100.0	90	100.0	97	100.0	88	100.0

本学入学者は、群馬県内の高等学校出身者が圧倒的に多く 70%を超えている。さらに県内高等学校の生徒数等の推移は下表の通りである。

群馬県の高等学校の生徒数等の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
高等学校生徒数	54,133	53,331	53,421	53,016	52,890
卒業者総数	16,874	17,653	16,877	17,441	17,065
大学等進学者数	8,982	9,032	8,740	9,087	8,890
短大(本科)進学者数	928	986	993	997	926

(注)短大(本科)進学者数は大学等進学者数の内数

出所：平成 27 年度学校基本調査（群馬県）

群馬県の中学校、高等学校の学年別生徒数は下記の通りである。

平成 28 年度 群馬県内の中学校、高等学校（全日制本科）学年別生徒数

	中学 1 年	中学 2 年	中学 3 年	高校 1 年	高校 2 年	高校 3 年
生徒数	18,252	18,549	19,159	17,934	17,584	17,372

(注)高校 3 年には、4 年生も含む

出所：平成 28 年度学校基本調査（群馬県）

県内の大学等進学者数は平成 27（2015）年度は前年度より若干増加しているが、ほぼ同程度に推移していると言える。短大進学者数についてもやや増加してはいるが、同水準。高校の生徒数の推移を見ると、今後 3 年間は微増の状態となっている。しかしながら大幅な母集団の増加は今後も見込めず、ゆるやかな減少傾向に対応する募集活動が必要となる。

本学短大部は社会の変化に対応しつつ、本学が持つ強みを再度教職員間で掘り起しを行い、共通した認識の基に各高等学校へ情報発信していくことが必要となる。コースを中心とした魅力ある教育と、地域活動を絡めたフィールドワーク等のアクティブラーニングを推進し、入学定員以上の安定した入学者の確保に向けて鋭意努力していく。

■ 地域社会のニーズ

群馬県は、規模の大小を問わずメーカーや小売業者が多く若者の雇用機会に恵まれているといえる。本学は、毎年度高い就職希望率のもとに 100%近い高い就職内定率を達成できているが、それは学内での就職支援活動、キャリア教育などの徹底に加えて、そうした県内の産業状況を反映した社会のニーズが背後に控えていることにもよるといえよう。

今後とも、併設大学の COC プラス事業とも連携し地元を中心にして、地域社会のニーズをきめ細かく的確に把握しながら、学生の希望とのより良いマッチングを図り、引き続き高い就職内定率を維持し地域社会の発展に貢献していく。

■ 地域社会の産業の状況

群馬県の総人口は約 196 万人（2017 年度）、県内総生産は約 8.3 兆円（2016 年度、全国中位の上）、就業者数は約 96 万人（2015 年、以下同じ）、産業別の就業者の割合をみると、第 1 次産業が 5.3%、第 2 次産業 31.9%、第 3 次産業 62.8%となっている。

このように、群馬県は全国的にみると、総生産の規模や所得水準は比較的上位で、北関東の準首都圏といった位置にあり、そのために地方経済としては第 2 次産業や第 3 次産業のウェイトが高い。

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（領域別評価票における指摘への対応は任意）

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対策	成果
なし		

- ② 上記以外で、改善を図った事項について

改善を要する事項	対策	成果
なし	—	—

- ③ 過去7年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。

なし

(6) 学生データ（学校基本調査のデータを準用）

① 入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

学科等の名称	事項	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	備考
現代ビジネス学科	入学定員	120	120	120	120	120	
	入学者数	121	90	97	88	78	
	入学定員充足率(%)	101%	75%	81%	73%	65%	
	収容定員	240	240	240	240	240	
	在籍者数	224	208	184	184	164	
	収容定員充足率(%)	93%	87%	77%	77%	68%	

② 卒業生数（人）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
現代ビジネス学科	100	102	112	85	91

③ 退学者数（人）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
現代ビジネス学科	12	4	8	2	7

④ 休学者数（人）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
現代ビジネス学科	1	0	0	2	3

⑤ 就職者数（人）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
現代ビジネス学科	85	91	103	77	83

⑥ 進学者数（人）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
現代ビジネス学科	2	4	0	2	3

(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

① 教員組織の概要（人）

平成 29 年 5 月 1 日現在

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数〔イ〕	短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕	設置基準で定める教授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
現代ビジネス学科	4	3	3		10	7		3		24	経済学関係
(小計)	4	3	3		10	7		3		24	
[その他の組織等]											
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕							3	1			
(合計)	4	3	3		10		10	4		24	

② 教員以外の職員の概要（人）

(平成 29 年 5 月 1 日現在)

	専任	兼任	計
事務職員	8	1	9
技術職員			
図書館職員		1	1
その他の職員		1	1
計	8	3	11

高崎商科大学短期大学部

③ 校地等 (㎡)

校地等	区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の学校等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡) [注]	在籍学生一人当たりの面積 (㎡)	備考 (共有の状況等)
	校舎敷地	0.00	20,331.02		20,331.02	5,275.00	36.49 [イ]	高崎商科大学 (収容定員 805 人)
	運動場用地	0.00	17,801.00		17,801.00			高崎商科大学 (収容定員 805 人)
	小計	0.00	38,132.02		38,132.02 [ロ]			
	その他							
	合計	0.00	38,132.02		38,132.02			

④ 校舎 (㎡)

区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の学校等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡) [注]	備考 (共有の状況等)
校舎	2,143.91	2,338	5,605.00	10,086.91	2,100.00	高崎商科大学 (収容定員 805 人)

⑤ 教室等 (室)

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室
7	1	2	1

⑥ 専任教員研究室 (室)

専任教員研究室
15

⑦ 図書・設備

学科・専攻課程	図書 〔うち外国書〕 (冊)	学術雑誌 〔うち外国書〕 (種)	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
	現代ビジネス 学科	78,468 〔6,784〕	114 〔30〕	0	3,541	0
計	78,468	114	0	3,541	0	0

図書館	面積 (㎡)	閲覧席数		収納可能冊数
	777.17	120		100,000
体育館	面積 (㎡)	体育館以外のスポーツ施設の概要 (㎡)		
	1,104.96	グラウンド (17,801.00)	フットサルコート (1,296.00)	

(8) 短期大学の情報の公表について

■ 平成 29 月 1 日現在

① 教育情報の公表について

	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	ウェブサイト http://www.tuc.ac.jp/uv/kengaku.html http://www.tuc.ac.jp/uv/disclosure/mokuteki.pdf
2	教育研究上の基本組織に関すること	ウェブサイト http://www.tuc.ac.jp/uv/organization.html http://www.tuc.ac.jp/uv/disclosure/sosikizu.pdf
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	ウェブサイト http://www.tuc.ac.jp/uv/disclosure/kyouin/tangyouseki.html
4	入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	ウェブサイト http://www.tuc.ac.jp/uv/kengaku.html http://www.tuc.ac.jp/uv/disclosure/nyugakusya.pdf http://www.tuc.ac.jp/uv/disclosure/nyugakusyakako.pdf http://www.tuc.ac.jp/uv/disclosure/sotugyou.pdf
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	ウェブサイト http://www.tuc.ac.jp/uv/disclosure/2015tandai/jc-index.htm
6	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	ウェブサイト http://www.tuc.ac.jp/uv/disclosure/gakusyutan.pdf

高崎商科大学短期大学部

7	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	ウェブサイト http://www.tuc.ac.jp/uv/disclosure/kouchi,kousya.pdf http://www.tuc.ac.jp/uv/organization.html http://www.tuc.ac.jp/campus/map.html http://www.tuc.ac.jp/campus/circle.html
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	ウェブサイト http://www.tuc.ac.jp/exam/fee.html
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	ウェブサイト http://www.tuc.ac.jp/uv/org_gakushushien.html http://www.tuc.ac.jp/career/career.html

② 学校法人の財務情報の公開について

事項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	ウェブサイト http://www.tuc.ac.jp/houjin/finance.html

(9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について（平成 28 年度）

■ 学習成果をどのように規定しているか。

機関レベル（短期大学部全体）の学習成果については、建学の精神及び教育理念に基づいて明確化している。すなわち、「学生便覧」に明記している教育目標及びホームページ上で広く周知しているディプロマポリシーとして規定され、学生にとって具体的かつ分かりやすく示されている。また、コースごとの学習成果は、コース別の教育目標として「学生便覧」において規定されている。さらに、科目レベルでの学習成果は、「授業計画書（シラバス）」内の到達目標として、授業科目ごとに具体的に明示されている。この到達目標は、一定期間内に学習成果の達成が可能なように設定されている。

■ どのように学習成果の向上・充実を図っているか。

学習成果の向上・充実の取り組みとして、教育過程レベルにおいては、各コース担当教員（現在では教養演習科目担当教員）が月に一度の頻度で、学生が記入した「私の夢プラン」（学習目標の設定と進捗確認用シート）や「資格・検定チャレンジカルテ」（資格取得目標の設定と進捗確認用シート）に目を通し学習状況を把握し、コメントを付して返却し双方向で学修力向上への確認を実施している。この定期的な取り組みは、学習成果獲得に向けた動機づけ機能と学生自身の振り返りの機会を提供し、双方向の対話型による継続的な学習支援を行っている。一方、機関レベル（短期大学部全体）については、半期ごとの定期的な「学生による授業アンケート」やキャリアサポート室による卒業生の就職先へのヒアリング調査等を行い、その結果を踏まえて教育

内容の向上・充実を図っている。また、科目レベルでは月に一度の頻度で開催される短大部専任教員による学科ミーティングにより、学生個々の学修状況等の情報を共有している。特に小さな問題でも逃さないよう早期対応を専任教員間で組織的に行える体制を整え、学習成果の向上と充実を図るため組織的な取り組みを積極的に実施している。また学習成果に関しては、学期末ごとの科目単位の成績評価と GPA を用いてコース担当教員が把握し、特に修得状況が不良の学生に対しては、学習生活・学習支援センターと協働で、学科長、教務委員長並びに教学課教務担当職員が個別に指導や助言を実施している。

(10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育、その他の教育プログラム（平成 28 年度）

本学では課外において開講される資格講座等をオフキャンパス教育として位置づけている。具体的には学生生活・学習支援センター実施している「資格の杜」がこれに該当する。「資格の杜」では、IT パスポートや FP、TOEIC、国内及び総合旅行取扱管理者、Excel 表計算、情報処理技術者等の資格取得を目的とした講座を開講しており、学生便覧や年度初めのオリエンテーションにて周知されている。IT パスポート、FP、TOEIC 等については、通信講座を利用した講座となっており、国内及び総合旅行取扱管理者、Excel 表計算、情報処理技術者については学内にて座学による講座を開講している。

遠隔教育は実施しておらず、通信教育については前述のとおり「資格の杜」にて利用している。また、入学予定社への入学前教育の一環として通信講座を導入している。

その他の教育プログラムとしては、学生生活・学習支援センターが実施している「学びの杜」が該当する。「学びの杜」とは、通常のカリキュラムに組み込まれていない教員の専門領域に特化した内容で、学生のより深い学びに直結する講座の総称である。

(11) 公的資金の適正管理の状況（平成 28 年度）

公的研究費補助金の取扱いに関しては、「学校法人高崎商科大学公的研究費等取扱及び不正使用防止規程」に基づいて適正に管理している。これは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定）に則った規程である。競争的資金の代表でもある、科学研究費補助金については、毎年申請時期に教授会終了後に説明会を開催しており、その際に補助金の取扱いや不正使用の防止について、詳細に亘り説明を行っている。公的資金を使用する際には、必ず事務職員を通しての使用となっており、購入品の検収等も適正に行っている。科研費採択の際は、分担者も含めた研究者に対し、使用に関する説明も行っている。更には研究倫理についての勉強会を毎年 10 月実施しており、コンプライアンス教育にも注力している。

なお、教員の個人研究費、並びに共同研究費、教育改革研究費については、「高崎商科大学短期大学部教員研究費規程」並びに「高崎商科短期大学部共同研究費に関する内規」「高崎商科大学短期大学部教育改革研究費に関する内規」に基づいて適正に管理している。

高崎商科大学短期大学部

(12) 理事会・評議員会の開催状況（平成26年度～平成28年度）

理事会開催状況 平成26年度

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員 (a)		出席理事数 (b)	実出席率(b/a)	意思表示 出席者数	
理事会	7人	7人	平成26年 5月29日 10:00～10:30 13:30～14:50	7人	100%		2 / 2
		7人	平成26年 8月28日 13:00～13:50	7人	100%		2 / 2
		7人	平成27年 1月 9日 9:30～10:15 13:00～14:30	7人	100%		2 / 2
		7人	平成27年 2月27日 13:00～14:50	7人	100%		2 / 2
		7人	平成27年 3月27日 13:00～14:15	7人	100%		2 / 2

理事会開催状況 平成27年度

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員 (a)		出席理事数 (b)	実出席率(b/a)	意思表示 出席者数	
理事会	7人	7人	平成27年 5月29日 10:00～10:30 13:30～14:50	7人	100%		2 / 2
		7人	平成27年 8月24日 13:00～14:20	7人	100%		2 / 2
		7人	平成27年 9月24日 13:00～14:30	7人	100%		2 / 2
		7人	平成28年 2月25日 9:30～10:00 13:00～14:30	7人	100%		2 / 2
		7人	平成28年 3月29日 9:30～10:00 13:00～14:00	6人	85.7%	1人	1 / 2

高崎商科大学短期大学部

理事会開催状況 平成 28 度

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員 (a)		出席理事数 (b)	実出席率(b/a)	意思表示 出席者数	
理事会	7人	7人	平成28年 4月 1日 10:30~11:10	7人	100%		2 / 2
		7人	平成28年 4月 20日 13:00~14:00	6人	85.7%	1人	0 / 2
		7人	平成28年 5月30日 10:00~10:30 13:30~14:50	6人	85.7%	1人	2 / 2
		7人	平成28年 7月28日 13:00~14:20	7人	100%		2 / 2
		7人	平成28年10月11日 13:00~14:30	7人	100%		2 / 2
		7人	平成28年12月15日 13:00~14:20	5人	71.4%	2人	2 / 2
		7人	平成29年 2月27日 13:00~14:30	7人	100%		2 / 2
		7人	平成29年 3月30日 13:00~14:50	7人	100%		2 / 2

評議員開催状況 平成 26 度 (小瀬)

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員 (a)		出席評議員数 (b)	実出席率(b/a)	意思表示 出席者数	
評議員会	15人	15人	平成26年 5月29日 10:50~12:30	13人	86.7%	2人	2 / 2
		15人	平成26年 8月28日 10:30~11:45	14人	93.3%	1人	2 / 2
		15人	平成27年 1月 9日 10:30~11:50	15人	100%		2 / 2
		15人	平成27年 2月27日 10:00~11:50 15:00~15:10	12人	80%	3人	2 / 2
		15人	平成27年 3月27日 10:00~11:00 14:30~15:00	13人	86.7%	2人	2 / 2

高崎商科大学短期大学部

評議員開催状況 平成 27 度

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員 (a)		出席評議員数 (b)	実出席率(b/a)	意思表示 出席者数	
評議員会	15人	15人	平成27年 5月29日 10:50~12:30	14人	86.7%	1人	2/2
		15人	平成27年 8月24日 10:30~11:50	12人	80%	3人	2/2
		15人	平成27年 9月24日 10:30~12:00	15人	100%	0人	2/2
		15人	平成28年 2月25日 10:15~12:15	14人	86.7%	1人	2/2
		15人	平成28年 3月29日 10:15~11:15	12人	80%	3人	1/2

評議員開催状況 平成 28 度

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員 (a)		出席評議員数 (b)	実出席率(b/a)	意思表示 出席者数	
理事会	15人	15人	平成28年 4月 1日 13:00~13:40	15人	100%		2/2
		15人	平成28年 4月 20日 10:30~11:30	13人	86.7%	2人	0/2
		15人	平成28年 5月30日 10:50~12:30	13人	86.7%	2人	2/2
		15人	平成28年 7月28日 10:30~11:50	14人	93.3%	1人	2/2
		15人	平成28年10月11日 10:30~11:50	15人	100%		2/2
		15人	平成28年12月15日 10:30~11:50	12人	80%	3人	2/2
		15人	平成28年 2月27日 10:30~11:50	14人	93.3%	1人	2/2
		15人	平成28年 3月30日 10:00~11:45	14人	93.3%	1人	2/2

(13) その他

短期大学部の取り組みについては、都度本学ホームページのトップに活動状況の掲載を行っている。掲載記事は授業内におけるフィールドワークやグローバル活動、資格取得、インターンシップ、地域活動、ボランティアと多岐に亘る。本学の状況を知る一助になるかと思われるため、下記 URL をご参照いただきたい。
<http://www.tuc.ac.jp/>

2. 自己点検・評価の組織と活動

平成 28 年度における当該委員会の委員は、学長をはじめ本学短大部の教員 2 名と併設大学所属の教員 6 名および事務局員 2 名の総勢 10 名から構成されている。委員長は学長、副委員長を短大部学科長および大学学部長がそれぞれ務めている。役職者を配置することで、全体を見渡した自己点検・評価活動が可能となっている。

本学の自己点検・評価委員会の構成員は以下の通りである。

委員長	学長	淵上勇次郎
副委員長	短期大学部学科長、国際・地域交流センター長、 (短大部教授)	中村雅典
副委員長	学部長(商学部教授)、研究科長(大学院教授)	竹上健
委員	メディアセンター長 (短大部教授)	高橋修一郎
委員	IR推進委員長、学長室長(商学部教授)	築雅之
委員	学生部長(商学部教授)	菅原亮芳
委員	コミュニティ・パートナーシップ・センター長(商学部教授)	前田拓生
委員	学生生活・学習支援センター長(商学部准教授)	後藤小百合
委員	事務局長	鰐淵一夫
委員	事務局次長兼教学課長	森本圭祐

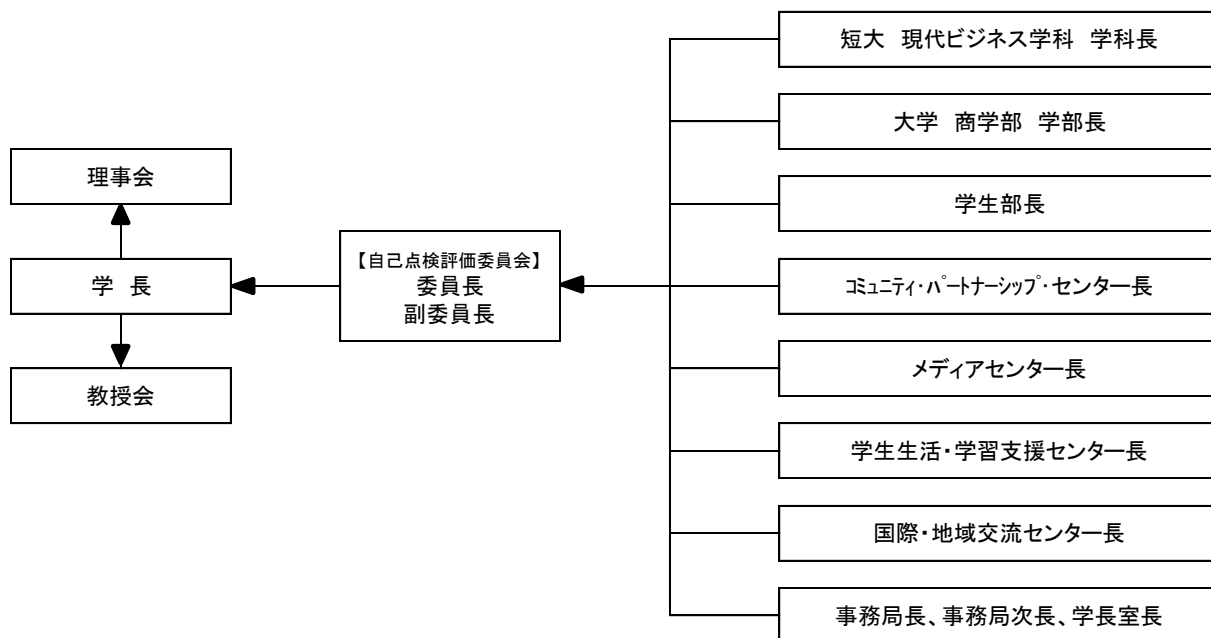
自己点検・評価委員会組織の機能は下図に示されているとおりの構図で執行されている。高崎商科大学短期大学部及び高崎商科大学合同の組織として業務を執行しており、役職者及び各センター長、事務局管理職が構成員となっている。

自己点検・評価は学科、事務局の各部門から自己点検評価についての結果を集約するとともに、委員会が全学的な教育方針、運営方針に基づき課題を指摘し、また課題に対する改善についての提言を行っている。大学運営の中心メンバーを委員に配置することにより、各センター、委員会、部署に対してスムーズに提言を行える体制を構築している。自己点検・評価委員会から提言のあった改善点については、各センター、委員会、事務局部署にて長を中心に協議、検討が行われ、それぞれ次年度に向けて対応策がとられている。

また、自己点検の精度を高めるため、毎年度末には各センター長及び委員長に対し、当該組織の年度当初計画に対する自己点検・評価を行う様指示を出しており、毎年 3 月末日を締め切りとして報告書の提出を求めている。

教員個人に対する自己点検については、毎年度末に当該年度の初めに策定した研究及び教育に対し自己点検を行い、年度報告書の提出を求めている。これら報告書を基に、自己点検・評価委員会において本報告書の作成を行っている。

自己点検評価委員会の組織図



平成 17（2005）年度より自己点検・評価委員会が高崎商科大学短期大学部及び高崎商科大学それぞれに所属する教職員にて合同で組織された。同委員会は高崎商科大学短期大学部学則第 2 条及び自己点検・評価規程第 2 条に基づき組織されており、文化の創造と社会福祉に貢献しうる人材を育成し、社会的使命を達成するため、教育研究水準の向上を図ることを目的としており、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することを明記している。同時に授業内容・方法の改善を図るための組織的な研修を実施すること、自己点検・評価の分析、結果に基づく改善措置の提言など、詳細に亘って活動内容を定めている。

これまで毎年自己点検・評価を実施し、自己点検・評価報告書を作成するとともに、評価結果について自己点検・評価委員会、教授会、本学の運営方針を協議する大学協議会の席にて議論を行っている。平成 27（2015）年度について委員会は年間で 9 回実施しており、自己点検・評価結果については、学長が年度初めに定める、年間運営方針及び年間教育方針を前提に各センター、委員会でも議論を行っている。また事務部門においても SD 研修の一環として同様の内容で部署ごとに議論が行われている。教育職員及び事務職員の双方向からの改善が可能な体制を構築しており、自己点検・評価活動が円滑に機能している。

なお、本組織が機能している資料としては、毎年度自己点検・評価報告書を本学ホームページに掲載し、広く公開している。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録

年月日	会議名等	議題、依頼事項等
平成 28 年 4 月 27 日	第 1 回 自己点検・評価委員会	平成 28 年度自己点検・評価報告書作成のスケジュール確認。大学、短大共に 4/30 が第 2 校目の締め切り。5 月には各数値の確定作業を行い、最終校正に入る。日本高等教育評価機構の大学評価セミナーについての報告。
平成 28 年 5 月 25 日	第 2 回 自己点検・評価委員会	大学、短大双方の報告書及びエビデンス集の進捗状況確認。報告書原稿の第 3 校目締め切りは 5/30、その後最終確認作業に入り、6 月中の発行を予定。
平成 28 年 6 月 29 日	第 3 回 自己点検・評価委員会	短大の報告書は完成。短期大学基準協会宛に 6/28 に送付済み。大学については最終確認作業が遅れている。 【短大認証評価】 短期大学基準協会より評価チームの決定について通知あり。4 名のチーム。実地調査の日程は 7 月下旬に決定する予定。現在 9～10 月の実施で調整中。
平成 28 年 7 月 27 日	第 4 回 自己点検・評価委員会	【短大認証評価】 報告書の受領連絡あり。実地調査は 9/19 (月)、20 (火)、21 (水) の 3 日間に決定。 宿泊関連は局長、宿泊先での打ち合わせは ALO (学科長) と局長、備付資料の確認は教学課課長補佐、施設見学は局長と学生グループ長で対応する。面接は理事長、副理事長、学長、副学長、学科長、事務局長、事務局次長、総務課長の 8 名で対応する。
平成 28 年 9 月 1 日	第 5 回 自己点検・評価委員会	【短大認証評価】 備付資料の最終確認作業を行っている。作業担当者の最終確認。

高崎商科大学短期大学部

		<p>面接会場は1号館小会議室とし、会場準備等は教学課員が担当する。</p> <p>【大学認証評価】 7/8 に評価申請書を提出済みで7/12 に受領の連絡を受けている。平成29年度に日本高等教育評価機構による認証評価を受審することが決定。 これに伴い9/12の「責任者説明会」には理事長、学長、事務局長の3名が、9/13の「自己評価担当者説明会」には副学長、学部長、事務局次長の3名が参加する。</p>
平成28年9月28日	第6回 自己点検・評価委員会	<p>【短大認証評価】 9/19～21 で受審。無事終了。詳細は「実地訪問調査記録」の通り。</p> <p>【大学認証評価】 副学長より「自己評価担当者説明会」の内容報告。学部長より認証評価のおおまかな流れの説明。</p>
平成28年12月21日	第7回 自己点検・評価委員会	<p>【大学認証評価】 訪問実地調査は平成29年10月18(水)から20日(金)の3日間で行われる。</p> <p>【短大認証評価】 短期大学基準協会より平成28年度の評価について「適格」である旨の通知あり。</p>
平成29年2月15日	第8回 自己点検・評価委員会	<p>大学及び短大の自己点検評価報告書等について、共に原稿提出は3/30(木)17:00が締め切り。4月末までに第2校を済ませ、5月末に最終校を行う予定。</p>
平成29年3月22日	第9回 自己点検・評価委員会	<p>大学短大共に作業が遅れている。大学は初校原稿締め切りを4/28に変更。短大は大学より1～2カ月程度遅いスケジュールを組んで対応する。</p>

3. 提出資料・備付資料一覧

＜提出資料一覧表＞

報告書作成マニュアル記載の 提出資料	資料番号・資料名
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
建学の精神・教育理念についての 印刷物	1. 学生便覧 [平成 28 年度] 2. ウェブサイト「情報公開」 http://www.tuc.ac.jp/uv/kengaku.html
B 教育の効果	
学則	3. 高崎商科大学短期大学部 学則
教育目的・目標についての印刷物	1. 学生便覧 [平成 28 年度] 4. ウェブサイト「情報公開」 http://www.tuc.ac.jp/uv/disclosure/mokuteki.pdf
学生が獲得すべき学習成果について の印刷物	1. 学生便覧 [平成 28 年度] 5. ウェブサイト「情報公開」 http://www.tuc.ac.jp/uv/disclosure/gakusyutan.pdf
C 自己点検・評価	
自己点検・評価を実施するための 規程	6. 高崎商科大学短期大学部自己点検・評価規程
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
学位授与の方針に関する印刷物	1. 学生便覧 [平成 28 年度] 2. ウェブサイト「情報公開」 http://www.tuc.ac.jp/uv/kengaku.html
教育課程編成・実施の方針に関する 印刷物	1. 学生便覧 [平成 28 年度] 2. ウェブサイト「情報公開」 http://www.tuc.ac.jp/uv/kengaku.html
入学者受け入れ方針に関する印刷 物	1. 学生便覧 [平成 28 年度] 2. ウェブサイト「情報公開」 http://www.tuc.ac.jp/uv/kengaku.html 7. 学生募集要項 (入学願書を含む) [平成 28 年度]・[平成 29 年度]
カリキュラムに対応した授業科目 担当者一覧	1. 学生便覧 [平成 28 年度] 8. 時間割表 [平成 28 年度] 9. ウェブサイト「情報公開」 http://www.tuc.ac.jp/uv/disclosure/kyouin/tangyouseki.html
シラバス	10. シラバス [平成 28 年度]
B 学生支援	
学生便覧等 (学則を含む)、学習支 援のために配付している印刷物	1. 学生便覧 [平成 28 年度] 11. 在校生用キャンパスガイド [平成 28 年度]・[平成 29 年度]

高崎商科大学短期大学部

報告書作成マニュアル記載の 提出資料	資料番号・資料名
短期大学案内（2年分）	12. キャンパスガイド [平成28年度]・[平成29年度]
募集要項・入学願書（2年分）	7. 学生募集要項（入学願書を含む） [平成28年度]・[平成29年度]
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
D 財的資源	
「資金収支計算書の概要」[書式1]、「活動区分資金収支計算書（学校法人）」[書式2]、「事業活動収支計算書の概要」[書式3]、「貸借対照表の概要（学校法人）」[書式4]、「財務状況調べ」[書式5]、「資金収支計算書・消費収支計算書の概要」[旧書式1]及び「貸借対照表の概要（学校法人）」[旧書式2]	13. 資金収支計算書の概要 14. 活動区分資金収支計算書（学校法人） 15. 事業活動収支計算書の概要 16. 貸借対照表の概要（学校法人） 17. 財務状況調べ 18. 資金収支計算書・消費収支計算書の概要 19. 貸借対照表の概要（学校法人）
資金収支計算書・資金収支内訳表（過去3年間）	20. 資金収支計算書・資金収支内訳表 [平成26年度～平成28年度]
活動区分資金収支計算書（過去2年間）	21. 活動区分資金収支計算書 [平成27年度～平成28年度]
事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表（過去2年間）	22. 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 [平成27年度～平成28年度]
貸借対照表（過去3年間）	23. 貸借対照表 [平成26年度～平成28年度]
消費収支計算書・消費収支内訳表（過去1年間）	24. 消費収支計算書・消費収支内訳表 [平成26年度]
中・長期の財務計画	25. 中・長期財務計画書
事業報告書 過去1年分（平成28年度）	26. 事業報告（平成28年度）
事業計画書/予算書 第三者評価を受ける年度 （平成29年度）	27. 事業計画（平成29年度）
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
寄附行為	28. 学校法人高崎商科大学寄附行為

＜備付資料一覧表＞

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
創立記念、周年誌等	1. 高崎佐藤学園創立 100 周年記念誌 2. 商大保護者のためのガイドブック [平成 28 年度]・[平成 29 年度]
C 自己点検・評価	
過去 3 年間(平成 26 年度～平成 28 年度)に行った自己点検・評価に係る報告書等	3. ウェブサイト「自己点検・評価」 http://www.tuc.ac.jp/uv/disclosure.html 4. 平成 26 年度自己点検・評価報告書 平成 27 年度自己点検・評価報告書 平成 28 年度自己点検・評価報告書
第三者評価以外の外部評価についての印刷物	該当なし
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
単位認定の状況表	5. 単位認定の状況表
学習成果を表す量的・質的データに関する印刷物	6. GPA 一覧表 7. 資格取得関連資料
B 学生支援	
学生支援の満足度についての調査結果	8. 学生生活に関する満足度調査結果 9. 進路支援に関する満足度調査
就職先からの卒業生に対する評価結果	10. 企業からの卒業生評価
卒業生アンケートの調査結果	11. 卒業生アンケート調査結果
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等	12. キャンパスガイド等
入学手続者に対する入学までの学習支援のための印刷物等	13. 入学前教育プログラム
学生の履修指導（ガイダンス、オリエンテーション）等に関する資料	14. 学科オリエンテーション資料
学生支援のための学生の個人情報記録する様式	15. 学生カード 16. 進路登録カード
進路一覧表等の実績についての印刷物（過去 3 年間）[平成 26 年度から平成 28 年度]	17. 学生進路一覧表
GPA 等の成績分布	6. GPA 一覧表
学生による授業評価票及びその評価結果	18. 授業アンケート（所見記入済み） 19. 授業改善計画書

高崎商科大学短期大学部

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
社会人受け入れについての印刷物等	20. 科目等履修生募集要項
海外留学希望者に向けた印刷物等	21. シラバス（海外英語研修）
FD 活動の記録	22. FD 推進委員会活動報告書等
SD 活動の記録	23. SD 推進委員会活動報告書等 ウェブサイト 「平成 28 年度 SD 推進委員会活動報告書」 http://www.tuc.ac.jp/uv/disclosure/sdfd/sd2015.pdf
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	24. インターンシップ関連資料
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	25. 就職活動支援講座関連資料
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	26. 公開講座資料
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	27. 全学会議の資料
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	28. 中期計画書
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
A 人的資源	
専任教員の個人調書	29. 専任教員の個人調書
非常勤教員一覧表	30. 非常勤教員一覧表
教員の研究活動について公開している印刷物等	31. 教員が有する学位及び業績 ウェブサイト http://www.tuc.ac.jp/uv/disclosure/kyouin/tangyouseki.html
専任教員の年齢構成表	32. 専任教員の年齢構成表
科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表	33. 科学研究費補助金等、外部資金の獲得状況一覧表
研究紀要・論文集	34. 高崎商科大学紀要 第 28 号 平成 25 年 12 月発行 第 29 号 平成 26 年 12 月発行 第 31 号 平成 28 年 12 月発行 35. 高崎商科大学コミュニティ・パートナーシップ・センター紀要 創刊号 平成 27 年 3 月発行
教員以外の専任職員の一覧表（氏名、職名）	36. 教員以外の専任職員の一覧表
B 物的資源	
校地、校舎に関する図面	37. 校地、校舎に関する図面
図書館、学習資源センターの概要	38. 図書館、学習資源センターの概要

高崎商科大学短期大学部

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
C 技術的資源	
学内 LAN の敷設状況	39. 学内 LAN の敷設状況
マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図	40. コンピュータ教室の配置図
D 財的資源	
寄附金・学校債の募集についての印刷物等	該当なし
財産目録及び計算書類 (過去3年間)[平成25年度から平成27年度]	41. 財産目録及び計算書類
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
理事長の履歴書	42. 理事長の履歴書
学校法人実態調査表（写し）	43. 学校法人実態調査表（写し）
理事会議事録	44. 理事会議事録
諸規程集 法人 寄附行為、理事会規則、事務組織規程、稟議規程、文書取扱規程、文書保存規程、公印取扱規程、学園長選任・服務内規、役員・評議員及び学園長・顧問に関する内規、勤務規程、給与規程、定年規程、職員任用規程、特別任用職員規程、定年退職者の再雇用に関する規程、育児休業規程、介護休業規程、懲戒規程、教育職員人事考課規程、事務職員人事考課規程、経理規程、経理規程施行細則、資金運用規程、退職金支給規程、旅費支給規程、外地旅費支給規程、慶弔見舞金支給規程、私費外国人留学生授業料減免規程、契約職員勤務規程、パートタイム職員勤務規程、個人情報の保護に関する規程、個人番号及び特定個人情報取扱規程、財務情報公開に関する規程、公的研究費等取扱及び不正使用防止規程、公益通報者の保護等に関する規程、情報ネットワーク管理・運用規程、内部監査委員会規程	45. 学校法人高崎商科大学規程集

高崎商科大学短期大学部

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
<p>教学関係等（短期大学部） 学則、教授会規程、自己点検・評価規程、FD 規程、SD 規程、入学者選抜規程、履修規程、試験規程、学位規程、科目等履修生規程、聴講生規程、特別聴講生規程、教務委員会細則、学生委員会細則、入試・広報委員会細則、就職委員会細則、IR 推進委員会細則、教育職員勤務規程、兼任教育職員規程、教育職員任用規程、特別任用教育職員規程、教員研究費規程、共同研究費に関する内規、教育改革研究費に関する内規、外部資金獲得推進委員会細則、研究論理規程、海外研修旅費規程、海外研修旅費に関する内規、客員教授規程、授業料等納付規程、特待生規程、特待生選考内規、資格取得奨励金給付規程、表彰規程、懲戒規程、課外活動規程、自動車等通学規程、駐車場利用細則、グラウンド使用規程、体育館管理運営規程、部室使用規程、学生ホール管理運営規程</p>	
B 学長のリーダーシップ	
学長の個人調書、教育研究業績書	46. 学長の個人調書、教育研究業績書
教授会議事録	47. 教授会議事録
委員会等の議事録	48. 各種委員会等の議事録
C ガバナンス	
監事の監査状況	49. 監事監査状況
評議員会議事録	50. 評議員会議事録
選択的評価基準	
教養教育の取り組みについて	該当なし
職業教育の取り組みについて	9. 進路支援に関する満足度調査 10. 企業からの卒業生評価 11. 卒業生アンケート調査結果 24. インターンシップ関連資料 25. 就職活動支援講座関連資料 51. 社会人キャリア力育成アセスメント評価シート 52. ホスピタリティ・マインドアセスメントテスト結果報告書

高崎商科大学短期大学部

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
地域貢献の取組について	26. 公開講座資料 53. 国際・地域交流センター資料 54. ボランティア活動資料 55. 小・中学校・他大学連携事業資料

【基準 I 建学の精神と教育の効果】**■ 基準 I の自己点検・評価の概要**

大学の実現すべき社会的使命は、創立時に掲げた建学の精神および教育理念によって規定されるものである。高崎商科大学短期大学部は、学園創立(1906・明治 39 年)以来の「自主・自立」を建学の精神として「実学教育」「人間教育」「地域社会への貢献」を教育理念としている。本学はこの建学の精神にたち、広く深い豊かな教養を培い人格の陶冶に努めながら専門的な教育を行い、経済・産業界、地域社会の興隆ならびに文化の創造と福祉に貢献しうる有為な人材を育成することを目指している。

そうした建学の精神および教育理念に基づいて、学習の目標など教育の狙いは「授業計画書」(シラバス)に具体的に明記されている。学習成果の測定は、基本的に中間・期末の定期試験、レポートや制作物の提出などを判断材料として、成績評価を行い GPA を活用している。また、授業の改善、教育力を向上させるために、FD 推進委員会を中心として、学生による授業アンケート、授業開放のもとでの教員相互の授業参観、FD 研修会などを行っている。

さらに、学科教育の効果を高めるために学科には 5 つの「履修コース」が定められているが、毎年度の自己点検・評価活動を通して、学習の成果をはじめこれらのコースの意義などを含め、さまざまな観点から評価・反省し改善しつつ、学科教育の魅力を高めながら、入学者の確保さらには高い就職内定率の実現につなげてきた。

本学のあらゆる教育に関する活動が「建学の精神」および「教育理念」に基づいていることを常に意識し確認することが極めて重要である。

自己点検・評価の活動を通して教育・学習の成果を絶えず検証し、また授業力・教育力の向上をはかって、教職員が協働しながら学科教育の質の向上を目指していく。

平成 28 (2016) 年 4 月には全教職員が対象となる「全学会議」を行い、学長より「高崎商科大学短期大学部・平成 28 年度運営方針」について詳細に亘って説明が行われた。この取り組みは今後も継続して行い、全教職員のベクトルを合わせ、強い推進力をもって教育の質向上に取り組んでいく。毎年度提示する「年度運営方針」においても具体的に年度目標を定め、教務委員会、FD 推進委員会などとくに関係の深い諸組織を軸にして、個々の教職員の自覚のもとに改善・改革に、引き続き努めていく。

[テーマ 基準 I - A-1 建学の精神]

[区分 基準 I -A-1 建学の精神が確立している。]

■ **基準 I -A-1 の自己点検・評価**

(a) 現状

地域社会を中心に経済・産業界など広く社会において活躍・貢献することのできる人材を養成するためには、専門教育と人間教育の両者が統合されていなくてはならない。豊かな教養と人間性が涵養されてこそ、専門的な知識や技能が真に修得され活かされるのである。社会に役立つ人材の育成は、専門的教育のみによっては達せられず、全人的な教育が肝要である。こうした考え方は、本学のキャッチフレーズ「マナーとフィールド教育」・「ロングキャリア教育」・「アウトキャンパススタディ」によく表わされている。

本学が掲げる建学の精神は「自主・自立」である。本学は明治 39（1906 年）に佐藤夕子により設立された。当初は私立の裁縫女学校として、「女性の自主・自立」「婦徳の涵養」「良妻賢母」を教育の柱に掲げ、日露戦争後の新たな時代にふさわしい教育の確立を目指した。本学はこの歴史を踏まえ、高崎商科大学短期大学部として昭和 63（1988）年 4 月に開学され、佐藤夕子が掲げた教育の柱から一部を継承し、建学の精神を「自主・自立」と定めた。「自主」とは「他の保護を受けず、独立して事を行う」という意味であり、「自立」とは「他の従属から離れて、独り立ちする」という意味である。本学が掲げている建学の精神「自主・自立」とは、社会的に独り立ちし、自ら行動を起こせる人材を育成することを大学の使命とし、また大学自身も他に依存せず、自ら判断し、自ら未来を切り開く組織として発展を誓うものとして定められている。

建学の精神に基づいた「教育理念」、そして「教育目的・目標」については、もとより本学ホームページ(<http://www.tuc.ac.jp>)において明示し、広く学内外に周知している。そして教授会や各種会議、教員 FD 研修会において、入学式・学位記授与式の際の学長告辞において、またオープンキャンパスや保護者会、入学前教育、オリエンテーション時の説明会、企業向け・高校向けの説明会などにおいて、さらには入学案内書・広報誌などの各種印刷物等においても確認・周知に努めている。また平成 21（2009）年度からはキャンパスの校舎内外のよく目につく場所にも建学の精神とともに教育理念を掲示し、定期的に確認している。

学生に対する周知については、平成 28 年度より学生に配付する「Campus Guide」表紙に教育理念を追加した。更に保護者に配布している「保護者のためのガイドブック」では、詳細に建学の精神「自主・自立」について記載しており毎年改善されている。

(b) 課題

「建学の精神」および「教育理念」は、揺るぎなく確立しているが、今後とも学内外にさらに理解を深めてもらえるように、ホームページや大学ポर्टレートを工夫したり各種出版物、イベント、関係行事などあらゆる機会を捉えて、次年度以降も着実に周知していくことにする。

また、教授会や学科会議、大学協議会さらには教務委員会、FD 推進委員会において、これまで以上に、建学の精神を基盤として学科教育がよく行われていくように定期的に確認していく。年度当初に学長より提起される「運営方針」において、こうした確

認を通して、建学の精神が学内の運営によりよく反映されていくことになる。

■ テーマ 基準 I-A 建学の精神の改善計画

本学は「建学の精神」「教育理念」に基づいて、学生主役の面倒見の良い短期大学部を目指し、現代ビジネス学科における教育を行い人材の養成に努めてきている。

このことは、毎年度学長の提示する「高崎商科大学短期大学部・年度運営方針」において拳拳服膺されており「建学の精神」「教育理念」による人材育成が学科教育に託される。

全学生の手にする『学生便覧』（2015年度）において「本学は、自主・自立の建学の精神にたって『実学教育』『人間教育』『地域社会への貢献』を教育理念として、広く深い教養と豊かな人間性を涵養し、実学重視の理念に基づき現代ビジネスに関する専門的な教育を施し、もって地域社会の文化と産業の創造的発展に貢献しうる人材を育成することを目的とする」と明記しているが、2015年度版から改善し、この教育理念を踏まえ、教育活動の充実をめざして新しく「3つのポリシー」を明示することとした。

各履修コースの人材育成の目的に照らして、「アドミッションポリシー（入学者受入れの方針）」・「カリキュラムポリシー（教育実施の方針）」・「ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与に関する基本的な方針）」を明確にし、「教育目的」「教育目標」に具現化している。

このように確立された建学の精神および教育理念に基づいて着実に学科教育が行われてきている。しかしながら、一般社会の情勢は絶え間なく変化していくので、これからも学科教育の内容、履修コースの変更もあれば、3つのポリシーについても都度改善しつつ、そうした変更の中においても、根本においては建学の精神および教育理念がいかに大切な指針となっているのか、その意義について学内外の理解をさらに深める努力を怠りなく続けていく。このような形で、建学の精神の定期的な確認を行うことにより、本学の社会的な使命をより深く理解するという課題にも応えることができる。

【提出資料】

- ・ 学生便覧【資料番号 1】
- ・ ウェブサイト「情報公開」【資料番号 2】

<http://www.tuc.ac.jp/uv/kengaku.html>

【テーマ 基準 I-B 教育の効果】

【区分 基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。】

■ **基準 I-B-1 の自己点検・評価**

(a) 現状

自主・自立の建学の精神に立脚して、「実学教育」「人間教育」「地域社会への貢献」という教育理念が定められ、さらに「教育目的および教育目標」が具体的に掲げられている。

「学生便覧」(2016年度)において、教育理念に基づいた教育目的について、学則第1条を踏まえて「高等学校教育の基礎の上に、教養教育と専門教育とにより調和した幅広い現代ビジネス教育を行い、職業および社会生活をより主体的に営み、文化の創造と社会福祉に貢献しうる有為な人材を育成すること」と明示している。

また、こうした教育目的を実現するための教育目標について、同じく「学生便覧」において次のように設定している。

- ・学生は、自他の人間に畏敬の念を持ち、広い視野と慈しみの心を持つことができる。
- ・相手の立場を尊重し、様々な意見に耳を傾け、自己責任の原則を理解できる。
- ・専門職としての知識や能力を保持し、その向上に努め、さらに政治・経済・社会事情等に対する一般常識を身に付けている。
- ・現代社会におけるビジネス実務にかかわる専門知識・技能を習得し、それを実践の場で応用できる能力を修得している。
- ・「マナー・フィールド教育」によってあらゆる業界で通用するマナーを徹底的に身に付け、また地域における産業やビジネスについて理解を深め、就職力を身に付ける。

本学では、以上のように、建学の精神・教育理念に基づいて教育目的と教育目標を確立している。こうした教育目的・目標は、日常的にもまた定期的な学科会議や教授会、大学協議会などにおいても折に触れて点検・確認している。

学外に対する周知としては、3つのポリシーをホームページ上に公開し、本学の教育目的を広く知らしめている。

(b) 課題

建学の精神や教育理念は、「学生便覧」をはじめ本学の有するさまざまな媒体を使って学内外に恒常的に発信できていると思われるが、教育目的や教育目標に関しては、まだまだ十分周知する余地があるのではないと思われる。本学ホームページでも、今後、より強力な発信を行っていく。

また、教育目標は、ホテル・観光コース、健康スポーツコースなど、コース毎にもその専門的な学習プロセスを明確にしているが、さらに社会人基礎力やキャリア力の形成との関連もより明確にしていく。

建学の精神「自主・自立」に基づいて、明確に教育目的・目標を定め、これを学内外に分かりやすく表明し、かつ教育目的・目標についても定期的に点検していくことの大切さを教職員全員で共有するために、日常的にも年度運営方針や教授会においても厭わず確認することを徹底していかなければならない。

【区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。】

■ **基準 I-B-2 の自己点検・評価**

(a) 現状

学習の成果は、建学の精神・教育理念に基づいた教育目的、教育目標にしたがって「授業計画書(シラバス)」に具体的に明記され、学生に提示されている。

最新の「授業計画書」には、授業科目ごとに「授業のねらい」「授業の到達目標」が毎回の授業内容の概要や関連科目、成績評価の方法などとともに明示されている。平成 25(2013)年度後期からは、受講生の予習・復習についても、その課題・要点について所要時間とともに具体的に明示されるようになった。

学習成果の測定には、基本的に前期・期末の定期試験やレポート、制作物の提出などを判定資料として成績評価を行う。これをもとに GPA を算出・活用して、出席状況なども参考に学習指導・助言も適宜行っている。履修コースに対応した各種検定試験の取得も奨励し、学習成果の向上の一助にもしている。

学習の成果には、本学教育理念に実学教育とともに人間教育、地域社会への貢献があるように、就職力さらにはキャリア力のアップも含まれる。人格形成の場でもあるゼミナール活動、長・短・海外インターンシップ、ボランティア活動、さらには課外活動(学生会活動、クラブ活動、学園祭=彩霞祭の実行委員)なども奨励し、学生たちの人間力・キャリア力の向上を図っている。

また、「授業計画書(シラバス)」については、FD 推進委員会によるチェックを行い、学習成果の定期点検も行っている。

(b) 課題

大学就学適齢人口の著減の始まる「2018 年問題」を間近に、従来の社会のシステムや地域社会が他方での超高齢社会の到来と急激なグローバル化の進展につれて劇的な構造変化を余儀なくされることなども考慮すると、附属高校はじめ地元の高校などとの高大連携の教育システムのあり方を検討することも課題となり、地元企業や卒業生からの意見なども取り入れたりしながら、不断に学習の成果を高めるべく努力する必要がある。

しかしながら、学習の成果は、これを量的かつ質的なデータとして測定し適正に評価しなくてはその一層の向上を図ることが困難になる。本学の学生が獲得すべき学習成果をより明確に示して、かつ測定できる体制を作り上げるために、そして、それを学内外の評価に耐えられるように、定期的に自己点検しつつ改善の努力を重ねる必要がある。

【区分 基準 I-B-3 教育の質を保証している。】

■ **基準 I-B-3 の自己点検・評価**

(a) 現状

現代ビジネス学科の教育は、建学の精神および教育理念に基づいて着実に行われ、またその向上と充実を図る取り組みも継続的に真率に行わなければならない。教育の質保証の PDCA サイクルを回していくのである。

毎年度初めには、学長から建学の精神・教育理念に基づいた「年度運営方針」が提示される。その方針をもとに各センター、委員会組織等の「年度方針」が前年度実績の自己評価・反省を踏まえて決定し、各教職員の「年度個人計画」も決定する。

教員に関して言えば、各教員は毎年度末に「教員個人教育・研究活動報告書」を提出し、その自己評価に立って新年度の「教員個人教育・研究活動計画書」を作成・提出する。毎回、反省点が次の改善に活かされる仕組みとなっている。

また、教授会や委員会等で適宜、短期大学設置基準等の関係法令の変更等について確認を行っており、法令順守のもとに、建学の精神・教育理念に基づいた適正な履修体制の維持、授業の運営、学習評価に努めている。

授業については、学生による「授業アンケート」（前・後期各 1 回、非常勤講師を含む全教員対象）が実施され、その結果は授業科目別に担当者によるコメント付き「レーダーチャート」として学内に公開される。学生による自由記入の意見や要望には、個別に科目担当者が丁寧に回答するなど、授業の改善に活かしている。

学習成果については、定期試験を主たる評価手法として実施し GPA を算出している。現状の評価手法においては、フィールドワークなどを含めた学習成果の把握・評価には限界もあるように思われる。

なお、教員相互の「授業参観」も前・後期に各 1 回実施し、各教員は最低 1 つ以上の授業参観が義務付けされており、参観授業の「よかった」ところをお互いに学び合うこととしている。これらの学び合いは、FD 推進委員会や学内 FD 研修会においても参考とされ、組織的な授業改善に繋がっている。

さらに、学生たちに「検定資格」の取得を奨励したり、インターンシップ先企業や就職先の企業からも意見を求め、教育力の向上に役立つように努力している。しかし、検定資格の取得については、これの学習成果としての評価手法はいまだ確立できていないのが現状である。

総じて、教育の在り方についていえば、全学的な自己点検・評価の活動は、PDCA サイクルの基礎データとなり、教育の質向上を確実に担保してきていることは間違いない。

(b) 課題

教育の質保証がさらに高い社会的評価につながるよう努力する。とくに、高等学校教育との連携、社会的ニーズとの対応をよく考慮して教育の効果を高めていく。また、学習成果を測るための手法（アセスメント）についても、関係諸機関において改善点を検討していく。

学習成果のアセスメントについては、これまでは基本的に前期・期末の定期試験成績を中心に課題レポート、制作物の提出などを加味し判定資料として成績評価を行っ

てきており、これらをもとに GPA を算出・活用してきているが、しかしながら、学生が身に付けた力を把握・評価するには十分とは言えない。

建学の精神・教育理念に立つ学習の成果に関して、学生が獲得すべき能力は、一般的な教養から専門的な知識・技能、社会人として通用する素養、長いスパンのキャリア力まで広範・多岐に亘っており、本学に相応しい学習成果アセスメントを作り上げていかなければならない。

そのためには、学習ポートフォリオやルーブリック評価の活用、あるいは卒業生や就職先企業への継続的なアンケート、さらには外部機関作成テストなども適宜組み合わせ、信頼性ある客観的かつ包括的な評価手法を導入・確立していく必要がある。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の改正・変更等についても、適時に確認しつつ法令順守の姿勢を堅持し、今後とも引き続き教育活動の改善・改革の PDCA サイクルを回していく。

■ テーマ 基準 I-B 教育の効果の改善計画

全体として自己点検・評価活動を毎年度真摯に行うなかで、引き続き教育効果を高く維持できるように、間断なく努力を重ねていく。平成 25 (2013) 年度から、従来のコースを社会的ニーズの変化に対応させ一部改編した。すなわち、「医療・健康心理コース」を「医療事務・ドクタークラークコース」へ、また「ファッション・ビューティーコース」を「健康・スポーツ・ビューティーコース」へ、それぞれ変更した。

さらに、平成 27 年度からは新たに再編されて「観光・ホテル」「医療事務・ドクタークラーク」「ブライダル・ビューティー」「健康・スポーツ」「会計・ビジネス」の 5 コースとした。そして各コース横断的な新たなコースとして、国際感覚を養う「グローバルプログラム」、地域貢献のスペシャリストを養成する「公務員プログラム」を設定した。

こうした履修コースの改編が期待された教育効果をあげていくように、本学科のアドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシーなどと照らし合わせながら、不断に努力を重ねていかなければならないし、他方では教育内容の変遷に即して教育システムやハード面の充実を図る必要もある。

平成 28 (2016) 年度以降、さらなるアクティブラーニングの導入・拡大、資格取得の促進、地元行政機関・各種団体・民間企業との連携、海外ショートステイプログラムの企画・導入、さらなる海外提携校の調査・拡大などに積極的に着手していく。ハード面では平成 28 年度に建設の始まった新校舎も 29 年度末には完成予定となっている。自習室・ラーニングコモンズ・学生談話室・地域貢献の CPC(コミュニティ・パートナーシップ・センター)・コンビニ店などを収容した大型複合施設の完成が待たれる。

法令順守のもとに教育の質的向上を図るため、平成 28 年度以降も前年度に引き続き、学校教育法や短期大学設置基準等の関係法令の変更等についても確認していく。また平成 28 年度以降、学習成果の高揚を焦点にこれまでの評価手法にルーブリックなど新たな手法の導入に向けた検討に着手するとともに、前年度の実績を踏まえて、シラバスの作成、FD 研修、授業の開放・評価を基本にしながら PDCA サイクルを回し、教育効果のさらなる改善に努める。

【提出資料】

- ・ 学生便覧【資料番号 1】
- ・ ウェブサイト「情報公開」【資料番号 2】
<http://www.tuc.ac.jp/uv/kengaku.html>
- ・ シラバス [平成 28 年度]【資料番号 10】

【テーマ 基準 I-C 自己点検・評価】

【区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。】

■ **基準 I-C-1 の自己点検・評価**

(a) 現状

「学則」第 2 条(自己評価等)および「自己点検・評価規程」に依拠して、組織として自己点検・評価活動を主に担って報告書を作成し、公表する機関は「自己点検・評価委員会」である。自己点検及び報告書作成は毎年度行われており、自己点検・評価報告書は本学ホームページ上に公表されている。

当該委員会は、大学協議会などと同じように、本短期大学部と併設の大学との合同の委員会組織となっている。その構成員は、学長、短大部の教員 2 名(学科長、メディアセンター長)と大学所属の教員 5 名(副学長、学部長・研究科長、学生部長、コミュニティ・パートナーシップ・センター長、学生生活・学習支援センター長)および事務局員 2 名(事務局長、局次長)の総勢 9 名から構成されている。委員長は学長、副委員長を短大部学科長および大学学部長がそれぞれ務めている。役職者を配置することで、全体を見渡したよりよい自己点検・評価活動が可能となっている。

自己点検・評価報告書の作成には、これらの委員会メンバーをはじめ全教職員、学生が何らかのかかわりを持つとあっていい。この報告書の執筆には、当該委員会の委員が中心になっているものの文字通り全学を挙げて取り組んでいるといえる。だからこそ、自己点検・評価の活動は、全学の組織的力量＝研究教育力、地域貢献力を向上させるのである。引き続きこうした全学の取組みの体制を堅持し、日常的にも自己点検・評価活動を行う体制をさらに強化していくこととする。

(b) 課題

今後、本学が地域貢献の教育機関・知の拠点としての存在意義をさらに高めることができるよう、本学を核として教職員、在学生、保護者、企業・行政など地域社会の組織・人々の間に、これまで以上により緊密な信頼・協力関係を醸成することのできるよう自己点検・評価の活動に一層注力していく。そのために、個々の教職員、各種の学内組織が主体的に改善・改革に取り組めるよう、今以上に年度毎にきめ細かく情報・認識・意思の共有化を図っていく。

今や大学は単なる「管理運営」の時代ではない。しばしば「経営管理」の時代ともいわれる。PDCA や SWOT 分析、人事考課制度等々の導入に明らかである。要するに、大学も教育理念のもとにマネジメントし自己改善することが重要になってきた。そのことを自己点検・評価の活動を日々の業務から年間サイクル、中長期サイクルにまで至る課題として、教職員のみならず学生をはじめ関係者が意識して教育、研究、各種学内業務、地域貢献活動に取り組むように、ガバナンス力を強化してたえず促していく。また、自己点検・評価の結果を今後活かすため、自己点検・評価委員会の活動も強化していく。

■ テーマ 基準 I-C 自己点検・評価の改善計画

自己点検・評価の活動は、学則第2条「本学は教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」に依拠している。さらに短期大学部自己点検・評価規程も定めているように、本学の自己点検・評価活動は、社会や学生のニーズを的確に把握し、教育・研究活動等の改善によって本学の教育研究水準等を向上させる活動として位置付けている。そしてその結果を冊子として纏め、主に WEB を使って公表すると同時に次年度の活動・運営に活用している。

こうして自己点検・評価活動の連鎖として PDCA サイクルが回転し、教育・研究活動等のさまざまな改善・改革を行うことができるようになって、よりよい方向へと前進してきた。そして何よりも教職員の改革意識が高まり、大学力が強化されてきたのは大きな成果である。そのことは、本短期大学部の入学者の確保(平成25年度、入学定員120名を超える入学者)や毎年度高い就職希望率のもとに100%近い就職内定率の達成にも証明されている。

今後とも引き続き自己点検・評価の計画的改善に努めていく。自己点検・評価に係る規程や組織に関していえば、特に関係諸組織間の連携の強化に努め、日常的にも緊密な連携のうちに各組織・各人の自己点検・評価の活動が意識的にできるようにする。必要な規程等の改善事項も見出して、絶えず改善していく。

こうした日常的にも取り組む自己点検・評価の活動を、教職協働の体制で関与し、積み重ねて、その実績を定期的に公表している自己点検・評価報告書に反映させ、その後活用していく。

平成28(2016)年度は、研究活動に関しては、主に地域関連のビジネスや生活スタイルに関係した研究の促進を図る。地域交流・貢献は本学の重要な社会的ミッションの一つである。本学の立地する地元地域には、少子高齢化・社会環境の変化の中で、待ったなしで産業振興・人材育成など地域の活性化に向け、解決すべき課題が数多く存在している。

また、教育については、地域を舞台にしたフィールドワークやサービスラーニングを足場に、さらに海外インターンシップにも本格的に注力していく。本学の地元地域には、世界遺産「富岡製糸場」や平成27(2015)年度「世界の記憶」国内候補に選定され、29年度には正式登録の見込まれる「上野三碑」など、アウトキャンパス・スタディを展開していく上で、恰好の貴重な文化資産も所在する。マクロ的にも政府の推進するインバウンド観光立国の方向性に合致している。

これらの改善改革の諸課題に、平成29年度は平成28年度の経験・実績を踏まえ、教職協働により計画的・組織的に取り組んでいく。

【提出資料】

- ・高崎商科大学短期大学部 学則【資料番号3】
- ・高崎商科大学短期大学部 自己点検・評価規程【資料番号6】

【備付資料】

- ・各種委員会等の議事録【資料番号48】
- ・国際・地域交流センター資料【資料番号53】

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の行動計画

本学では、「自主・自立」の建学の精神に基づいて、「実学教育」「人間教育」「地域社会への貢献」という教育理念が定められ「教育目的および教育目標」が具体的に掲げられている。

すでに述べたように、建学の精神に謳う「自主」とは「他の保護を受けず、独立して事を行う」こと、「自立」とは「他の従属から離れて、独り立ちする」ことを意味しており、本学の使命は社会的に独り立ちし、自ら行動を起こせる人材を育成することにある。そのためには、学生たちの学習の機会や方法に関して、学内外にわたって、これまでの伝統的な教育・授業の手法からアクティブラーニング型のそれに大きく移行していく必要がある。

本学は短期大学として即戦力の人材を育成する上で、さまざまな資格取得を奨励してきたが、資格取得の実をさらに上げていくためにも、フィールドワーク、アクティブラーニング型の授業を大いに取り入れていく。このような目標・方向を定めて、教育の質、効果を高めることのできるように、現在、「中期計画」も立てその工程実現に向けて、毎年度、実績評価・検証を踏まえつつ、PDCA サイクルを回していくことにしている。

平成 28 (2016) 年度には、アクティブラーニング型授業の導入を積極的に行い、また、改めて履修コースの規模や社会的意義、コースごとに配置した科目の妥当性などを検証しつつ、平成 29 (2017) 年度以降の「観光・グローバルコース」などの新たな設置コースを決定し、29 年度になり実施の運びとなった。

また、海外展開に関しては、平成 27 (2015) 年度までの海外インターンシップや海外ショートステイプログラムなどの実施を踏まえながら、ネイティブ教員による実践的な英語教育の準備にも着手してきたが、29 年度になって、すでにネイティブ教員による授業も開始している。

またハード面では、平成 28 年度には、ゼミ室に Wi-Fi を設置するなどして ICT 設備の充実を図るとともに、翌平成 29 年度には、先述のようにラーニングコモンズなどを擁する新校舎が竣工する予定であり、学習・教育環境もいっそう改善されることが期待できる。

◇ 基準Ⅰについての特記事項

昨今の社会のグローバル化は著しいものがある。本学にほど近い世界文化遺産＝富岡製糸場には、年間 100 万人を超える観光客が訪れているが、今後は海外からの訪問客の増加も期待される。グローバル化は、海外に向かうと同時に、国内でも進行していく。グローバル化は同時に「グローバル化」でもある。学生たちは地域密着型の本学にあって、今では、地元小学校の子どもたちの学習支援に出かけたり、富岡製糸場に関連した「工女おもてなしプロジェクト」(製糸場の観光案内)などにも本学の 4 大生とともに熱心に取り組んでいる。平成 27 年度にはまた、地元企業等への長短インターンシップに加えて、「海外インターンシップ」(ブルネイ)や「ベトナムショートステイプログラム」の立ち上げにより、有意義な国際的異文化体験もできるようになった。これに関連して、平成 28 年度は、日本学生支援機構より「海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)」の採択を受けており、一層の充実を図ることができる。

このように地域社会や海外において、現代ビジネス学科として、建学の精神に基づいた教育理念の具現化を図る学習の機会が増えることにより、学生たちは基礎的・専門的学問知とともに数々の経験知―問題解決能力やコミュニケーション力、自主的創造性を獲得できるようになってきた。本学らしい地元貢献の人材育成をめざし、地域密着の実学教育・人間教育の充実さらなる努力を注いでいく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】**■ 基準Ⅱの自己点検・評価の概要**

学位授与の方針（ディプロマポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）及び入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）は明確化され、本学ホームページ、大学ポートレート、「学生便覧」、「入学試験要項」等で広く周知している。

機関レベルでの学習成果については、教育目標及びディプロマポリシーとして学生に分かりやすく示している。科目レベルでの学習成果は、「授業計画書（シラバス）」内の到達目標として授業科目ごとに具体的に明示している。また、授業アンケート等による学習成果の査定（アセスメント）を適正に行い、学習成果の状況を適切に把握している。

学生の卒業後評価に関しては、キャリアサポート室員による企業訪問等により、就職先から生の意見を聴取している。そのことにより、学生の評価はもちろんのこと、本学学生に足りないものや企業が求めている能力等を把握している。またそれらの情報を活かして、学習成果やカリキュラムを見直す判断材料として活用し、また就職支援活動の充実化も図っている。

FD推進委員会による「学生による授業アンケート」の実施、「レーダーチャート」の公開、「授業改善計画書」の提出、「授業開放週間」の設置、「FD研修会」および、「FD・SD研修会」での研修活動、「新任教員のためのFD研修会」の活動に参加することを通して、教員は教育内容・方法の改善に積極的に取り組んでいる。

「学生便覧」及び「授業計画書（シラバス）」の全学生への配付、入学時オリエンテーション、コース担当教員による履修相談・履修指導、専任教員による週2回のオフィスアワー制度、学生生活・学習支援センターによる相談・指導並びに発展的学習を促す各種課外講座（資格の杜・学びの杜）の開講等の活動を通じて、学習支援を組織的に行っている。

合同学生委員会を中心に、学生の福利厚生と学生生活の充実に資する検討を行っている。また、学生ラウンジ、学生ホール、ベーカリー、売店などのキャンパス・アメニティに配慮している。さらに、アパート等の斡旋、通学に関する便宜、学生への経済的支援としての奨学金制度（高崎商科大学・短期大学部後援会緊急貸与奨学金、ワークスタディ奨学金）、学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリング等、学生の生活支援を組織的に行っている。

進路支援については、就職委員会とキャリアサポート室を中心に各コースの担当教員と連携しながら、正課の授業科目での指導と課外講座等（就職活動支援講座、各種就職活動セミナー・イベント）での支援をうまく連動させ、教職員が一体となり組織的に学生の進路支援を行っている。その結果として、毎年95%以上の就職率を保っている。

入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）を周知しており、入学者の選抜は公正かつ適正に行っている。具体的には、大学公式ホームページ、大学ポートレート、公式 SNS サイトを通して、通常授業の様子、学生生活や各種イベントに関する情報を、入学予定者に対しては、入学前教育、入学前交流会、入学後の入学時オリエンテーション等で周知を行っている。

以前の4コース体制（ホテル・観光・ブライダル、医療事務・ドクタークラーク、健康・スポーツ・ビューティー、経営・会計）から5コース（ホテル・観光、ブライダル・ビューティー、医療事務・ドクタークラーク、健康・スポーツ、会計・ビジネス）に2つの人材育成横断的プログラム（グローバルプログラムと公務員プログラム）を備えた「5コース+2プログラム」体制の3年目を迎えた。昨年度に引き続き、グローバル人材育成事業として、海外語学研修（オーストラリア）、海外インターンシップ（ブルネイ、イギリス、カナダ、ベトナム、インドネシア）、海外異文化交流（ベトナム）などを実施した。また次年度へ向けて更なる「学びの場」の創出のための海外提携先の確保に動き出している。

実社会が新規学卒者に求める人材像や能力要件も不変ではない。したがって、学位授与の方針も不変ではありえず、学生の卒業後の評価等を踏まえて定期的に見直しをしていく必要がある。専任教員間では毎月の学科ミーティングを通じ学生の学修状況の情報交換・共有を実施し、教育方法・指導方法の改善に役立てている。また、本学ではアウトキャンパススタディによる「地域で学ぶ、社会で学ぶ」を推進しており、学生自ら実社会の多様な世代と交流することで学生自身の「自主性・自立心」を高める人材育成を実施している。引き続き教員間でのネットワークを通じ、外部での「学びの場」の確保を継続させていく。

課外における学習支援の体制は、柔軟な講座開講の申請手続きの工夫やアウトキャンパススタディによる学生指導により、一昨年度に比べると「学びの杜」の開校回数が増え、またそれに伴い参加する学生も増えているため改善が見られる。しかしながら参加学生は限定的になっているのは否めない。教員に学びの杜等を積極的に利用してもらえるよう検討を重ねていきたい。

学生の生活支援においての更なる向上としては、地域フィールドで学生の活発な活動（無給ボランティア・有給ボランティア等）に対する適切な評価システムが十分でなかったことを受け、教務委員会で検討を重ねた結果、次年度から「認定」科目を新設することで支援を行う予定である。進路指導に至っては、更なる付加価値を身につけてもらえるように、引き続き国内外問わず長期間のインターンシップ開拓を行う。最後に入学予定者に対する入学前教育に関しては、毎年試行錯誤を繰り返してきたが、今年度から初めて動画視聴をともなうオンライン学習を取り入れた。その教育効果や実施体制を見直し、より良い入学前教育を提供できるよう教務委員会を中心に検討を重ねていく。

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。]

■ **基準Ⅱ-A-1 の自己点検・評価**

(a) 現状

学位授与に関して必要な事項については、学則において別に定めることとしており、これに従い「高崎商科大学短期大学部学位規程」を設けている。

学位授与の方針は、以下のディプロマポリシーとして明確化しており、学生便覧、ホームページ及び大学ポータル上で広く公表されている。

高崎商科大学短期大学部は、以下のような能力を身につけ、所定の単位を修得した学生の卒業を認定し、短期大学士の学位を授与する。

1. 人間、社会、自然に関する教養を深め、他者を思いやることのできるマナーとホスピタリティ・マインドを身に付けている。
2. 各コースの専門的知識・スキルを身に付け、グローバルな視野と地域志向を養い、企業組織、地域社会に貢献できる能力を身に付けている。
3. 他者と協働できるチームワークとリーダーシップならびに企業組織や地域社会における問題解決ができる能力を修得している。

教育課程は学位授与の方針を踏まえて編成されており、機関レベルでの学習成果（「学生便覧」に明記している教育目標及び上記ディプロマポリシー）に対応する卒業要件単位数は、2014年度1年次入学者には、基礎科目17単位以上、専門科目48単位以上、合計65単位以上、また2015年度1年次入学者には、基礎科目20単位以上、専門科目45単位以上、合計65単位以上と学則において定めている。

また、科目レベルでの学習成果を査定する成績評価の基準は、「授業計画書（シラバス）」に授業科目ごとに明示されている。さらに、現代ビジネス学科の下に設置している4コース（2014年度1年次入学者）、すなわちホテル・観光・ブライダルコース、医療事務・ドクタークラークコース、健康・スポーツ・ビューティーコース、経営・会計コース、また5コース（2015年度1年次入学者）ホテル・観光コース、医療事務・ドクタークラークコース、健康・スポーツコース、会計ビジネスコース、ブライダル・ビューティーコースごとに、取得を目指す資格・検定を明確化している。そして、学生ごとに「資格・検定チャレンジカルテ」を作成し、教養演習の時間を有効に使い、資格取得へ向けた動機づけ及び取得状況の個別把握を図っている。よって学位授与の方針（ディプロマポリシー）は、それぞれの学習成果に対応している。

上記の学位授与の方針（ディプロマポリシー）は、①倫理観や自立心等の人間性、②人間、社会、自然等に関する教養、③コミュニケーション能力や問題解決力等の社会人基礎力、④各コースの学生が就く職業に必要とされる専門知識、という実社会が求める能力要件を踏まえて具体化したものであり、社会的に通用性があるものとする。学位授与の方針（ディプロマポリシー）は、学科ミーティング、教授会、大学協

議会等でも毎年検討されており、定期的に点検されている。

(b) 課題

地域社会が新規学卒者に求める人材像や能力要件も不変ではない。また、学生の質も年々変化しているのも事実である。したがって、学位授与の方針も不変ではありえず、周辺地域の急速な国際化における社会的ニーズの変化や、卒業後の評価等を踏まえ、さまざまな観点から定期的に評価し見直して、地域に根ざした教育の方向のもと改善をしていく必要がある。

とくに、学位授与の方針については、その社会的通用性さらには国際的通用性がきわめて重要であり、建学の精神に立つ教育内容、学習成果の測定・評価の指標・手法など、その信頼性・客観性が根底から問われる。PDCA サイクルによって、絶えざる改革・改善に努めていく。

【区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。】

■ 基準Ⅱ-A-2 の自己点検・評価

(a) 現状

学位授与の方針（ディプロマポリシー）を踏まえて、以下の教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）を明確化しており、学生便覧、ホームページ上及び大学ポータルにて内外に広く周知している。

高崎商科大学短期大学部は、その教育理念に基づき、専門性を持った教養人を養成するために、現代ビジネス学科に、ホテル・観光コース、医療事務・ドクタークラークコース、健康・スポーツ・会計・ビジネスコース、ブライダル・ビューティーコースを設置し、以下のような方針に基づきカリキュラム（教育課程）を編成している。

1. 広範で多様な基礎的知識と学習能力を養成するために、教養・基礎科目を設置する。その基盤として「教養演習」、「ビジネスマナー」、「ホスピタリティ・マインド」等を基礎科目として必修化する。
2. 各コースの領域に関する専門的知識や方法論を体系的に学ぶために、専門科目を設置する。
3. グローバルな視野を養うための「グローバルプログラム」、地域志向を養いそれぞれを実践するための「公務員プログラム」をコース横断的に設置する。
4. チームワーク、リーダーシップならびに問題解決力を修得するために、アクティブラーニング（能動的学習）の要素を積極的に導入する。

上記のカリキュラムポリシーを具体化するために、体系的に教育課程を編成している。すなわち、「人間と文化」「現代社会と生活」「自然と環境」「マナーとホスピタリティ」及び「演習」の5分野から構成される基礎科目群を配置している。これは、上記ポリシーの1及び4に対応している。また、5コースに共通する共通必修科目、専門基礎科目とコース別専門科目から構成される専門科目群、そして横断的科目群を配置している。これは、上記ポリシーの2及び3に対応している。

そして「授業計画書（シラバス）」には、授業科目ごとに配当年次、開講時期、単位数、必修・選択の区分、授業のねらい、到達目標、授業計画、関連科目その他の履修上の注意、成績評価の方法、教科書・参考書を明記し、学生の履修決定に際しての情報提供機能を果たしている。なお、学生の授業時間以外での学習を促進させるという意図から、平成25（2013）年度後期分からは予習内容・時間及び復習内容・時間も明記するように改善してきた。

成績評価は、各教員が「授業計画書（シラバス）」に明記した成績評価基準に従って、適正に行っている。

基礎科目群、専門科目群のいずれにおいても、各分野で豊富な教育実績、実務実績、研究業績等を踏まえた専任教員及び兼任教員によって、授業科目が適切に運営されている。

教育課程の見直しは、学科長を中心に教務委員会において継続的に、そして意見聴取として学科ミーティングにおいて定期的に行っている。その結果としてアクティブラーニングを加速させるため、平成 26（2014）年度から、フィールドワーク関連科目の 5 科目を学科指定科目として定め、専門教育科目の卒業要件単位数にも含めることにより、学内外でのフィールド教育科目の強化を行った。また留学というフィールドでの学びを促進するため、平成 25 年度から国内語学留学を再開し、平成 26 年度から海外語学留学を開始し、また、平成 27 年度（2015）年度から海外インターンシップを開始し、グローバル社会でのフィールド教育の強化を継続している。

(b) 課題

教育課程の見直しについては、毎年継続的に取り組んでいくべき課題である。平成 27 年度からの教育課程再編が行われ、実際にセット履修科目の組み合わせ、コース指定科目における人数制限の調整等の問題に対し、着実に次年度に向けて調整していくことが必要である。

また、演習科目はもちろんのこと講義科目であっても、アクティブラーニングの要素をより多く組み込むことを検討する。そのためには、教員全体がアクティブラーニングを深く理解することが必須になってくることから、FD 研修会や学科ミーティング等を通じ「学び合う」研修の機会を提供していくことが必要である。具体的には、グループ学習、ディスカッション、ディベート、プレゼンテーション等の能動的学習経験と、小テスト・中間試験・中間レポートの実施・返却・講評等の省察的学習経験をいかに科目に落としこんでいき学生の主体的な学習環境を提供していくかを共有していく必要がある。

また、そのアクティブラーニングを念頭に置き、実社会に触れて学ぶ、地域でのフィールドワークとボランティア活動の積極的な導入を継続し、地域でのフィールドワーク教育の拡充を図るため、学生生活・学習支援センター及び国際・地域交流センターが中心となり、各教員への働きかけと支援を強化していく。

【区分 基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。】

■ **基準Ⅱ-A-3 の自己点検・評価**

(a) 現状

学位授与の方針（ディプロマポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）を踏まえて、以下に示す入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）を明確化し、学生便覧、ホームページ並びに大学ポータル上、「入学試験要項」で広く周知している。

高崎商科大学短期大学部は、自主・自立の建学の精神に基づいた「実学教育」「人間教育」「地域社会への貢献」を教育理念に、ビジネス界や地域社会で活躍できる人材を育成することを目的としています。

この教育目的にしたがって、次のような意志や経験、素養を持つ人を求めます。

1. ホテル、観光、ブライダル、ビューティー関連のビジネスに関心があり、将来その分野で活躍したい人。
2. 医療事務（医科、調剤、介護、デンタル、ドクタークラークなど）、健康科学やスポーツに関する専門知識に関心があり、将来それらの分野で活躍したい人。
3. 企業の仕組みや簿記・会計・マーケティングなどについて学びビジネス界で活躍したい人。
4. 地域社会に関心があり、地域の発展や地域が抱える問題の解決に貢献したい人、またボランティア活動の実践に貢献したい人。
5. 幅広い視野とホスピタリティ・マインドを身につけて社会で活躍したい人。

入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）には、本学が求める「意思や経験、素養」が明らかにされており、入学前における学習成果等についても明確に示されている。

入学者選抜は、「高崎商科大学短期大学部入学者選抜規程」に基づいて行っている。AO入試及び推薦入試においては面接を重視しており、入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）に沿った質問事項を受験生に問うている。加えて、一定の学力があることを確認するため、AO入試面接時に独自の学力調査を行っている。推薦入試においては、高等学校からの調査書によって一定以上の学力があることを確認している。一方、一般入試及びセンター試験利用入試では筆記試験の結果を主たる合否判定基準としている。

(b) 課題

上述のとおり、AO入試及び推薦入試では、合否判定基準は入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）を反映しているが、一般入試及びセンター試験利用入試ではその両者が有機的に連動しているとはいえない状況である。よって、作問の段階からアドミッションポリシーを意識し、入試問題の難易度設定や内容の検討を進めていく必要がある。

基本的には、入試問題あるいは受験科目は、本学が求める人材像を念頭においた現

代ビジネス学科に相応しいものでなければならない。

【区分 基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。】

■ **基準Ⅱ-A-4 の自己点検・評価**

(a) 現状

機関レベルでの学習成果については、「学生便覧」に明記している教育目標及びホームページ及び大学ポータル上で広く周知しているディプロマポリシーとして、学生にとって具体的かつ分かりやすく示されている。

科目レベルでの学習成果は、「授業計画書（シラバス）」内の到達目標として、授業科目ごとに具体的に明示されている。この到達目標は、一定期間内に学習成果の達成が可能なように設定されている。学位授与の方針（ディプロマポリシー）に設定されている学習成果は、社会のニーズを踏まえたものとなっており、実際的な価値があるものとなっている。科目における学習成果も社会に通用する実学を意識したものとなっている。

また、科目レベルでの学習成果の査定（アセスメント）は、「高崎商科大学短期大学部履修規程」第 11 条（成績評価と単位認定）に基づいて、各教員が適正に行っている。

成績評価については、試験、論文、出席状況等を加味して評価するものとし、その方法は各授業科目担当者が定めるものとされている。成績評価は 100 点満点で行い、80～100 点を「A」、70～79 点を「B」、60～69 点を「C」として、「A」、「B」、「C」を「合格」とし単位を認定している。60 点未満は「D」、試験欠席や履修放棄の場合に「K」評価とし、「不合格」としている。

単位認定に関して、半期科目の単位認定はその科目の開設学期ごとに行うことが原則とされている。これらの成績評価と単位認定により、学生個々の学習成果が測定可能となっている。

さらに、平成 21（2009）年度から GPA 制度を導入している。これにより、より客観的で適切な成績評価が可能となり、それを客観的データとして、学業特待生の選考や修得状況不良の学生に対する個別指導等の意思決定において利用している。

適正な成績評価の一環として、学生からの成績問い合わせ制度も設けている。成績発表日以降の所定の期間内において受け付け、科目担当者から回答を行う。これにより、学生も納得のできる、明確かつ公正な成績評価を担保している。

(b) 課題

各学期の学習成果の査定（アセスメント）後、学生の単位修得状況を把握し教養演習担当教員により直接指導を実施している。特に修得状況が不良の学生に対して学生生活・学習支援センターと共同で、学科長、教務委員長並びに教務担当職員が個別に対応し指導している。今後は、このような査定（アセスメント）後の対応に加えて、学期中に単位修得に向けた動機付けをより一層強化するため、また学習成果を担保するため、学科ミーティングでの成績不良や出席不良学生の情報共有に加え、教養演習担当者による担当コース学生への中間面談、そして特に出席状況が良くない学生には学期中に学科長、教務委員長並びに教務担当職員の学生指導状況や内容を共有化できるシステムを検討していく必要がある。

さらに、I-B で述べたように、学習成果のアセスメント自体に関しては、定期試験

高崎商科大学短期大学部

の成績や GPA の活用段階から、さらに新たな手法として、学習ポートフォリオやルーブリック評価さらには外部機関作成テストなどを導入することも検討していく。

【区分 基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。】

■ **基準Ⅱ-A-5 の自己点検・評価**

(a) 現状

卒業生採用のお礼挨拶及び次年度採用情報の収集を目的として、キャリアサポート室職員及び短期大学部就職委員会所属の教員によって、定期的に就職先企業訪問を行っている。

平成 26 (2014) 年度から、同窓会の協力を得て卒業後 3 年を経過した卒業生対象にアンケート調査を継続している。昨年度から始まったばかりなので、回収率は良くなってきているものの、データの信頼性を得るためにも回収率を上げるさらなる改善が必要である。

また、従来通りキャリアサポート室を中心に行っている企業訪問時に、2015 年度から 5 段階評価における卒業生評価アンケートの実施と、企業側のニーズを汲み取るための自由記入方式で、「学生に求める資質・能力」と「実施して欲しい教育内容」について意見を聴取している。企業側から本学卒業生の全体的な印象としては、入社後比較的スムーズに就職先に馴染んでいる者が多く、総じて企業からの評価は良好と言える。また、仕事に取り組む姿勢も意欲的であるとの評価をいただいている卒業生も多い。

企業訪問で得られた情報は就職委員会を中心に教職員間でも共有を図っている。この活動から、学生の評価はもちろんのこと、本学学生に足りないものや企業が求めている能力等を把握することができ、それらの情報を生かして就職支援活動を充実、学習成果の点検を行うことが可能となる。訪問時の意見交換から得られる質的調査では、本学の卒業生に対し概ねポジティブな印象とのことであるが、中にはコミュニケーション力不足や、企業とのミスマッチなどのご指摘もある。離職にも繋がりがねないご指摘でもあるので、働くことの意義や大変さなどを理解させる教育を更に強化していく必要があると問われているものと考えられる。

(b) 課題

今後は、卒業生アンケートの回収率の改善を図るため、従来の郵送によるアンケート以外に、同窓会の協力を得ながら卒業生と直接コンタクトできる学園祭やホームカミングデー等での周知を行う。また 2015 年度に行ったアンケート調査の調査項目や回収方法に改善を加え、卒業生の実態調査を継続的に実施し、本学の教育内容の見直しに繋げる。

また、キャリアサポート室を中心とした企業訪問による卒業生に対する企業側評価調査を継続していく。卒業生の評価内容と本学に対する要望を踏まえると、マナー、ホスピタリティ、コミュニケーション教育を強化することが社会から求められていることが明確であるため、カリキュラム検討の重要課題としたい。また離職の問題も浮き上がってきている現状があるため、キャリアサポート室を中心とした各種の就職活動支援講座や、授業科目「キャリアガイダンス」や「社会人基礎力演習」等のキャリア教育科目において、学生の職業意識の醸成をより一層強化していくための施策について、学科ミーティング及び教務委員会等で検討を進める必要がある。

テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の改善計画

実社会が新規学卒者に求める人材像や能力要件は不変ではないため、時代の要請を踏まえ定期的に見直しを行い、教育課程の見直しを継続的に取り組む。教育課程の改善には、特にキャリアサポート室を中心にした、地域企業における本学卒業生の評価のデータ収集を継続調査し、地域に必要とされる教育内容と本学での教育内容を比較検討していく。また演習科目はもちろんのこと講義科目であっても、アクティブラーニングの要素をより多く組み込んでいく。その上で、アクティブラーニングの要素をどのように成績評価、つまり学習成果の査定（アセスメント）に反映させるのか、妥当かつ公平な方法を確立する必要がある。そのため、FD委員会を中心に企画されてきた「アクティブラーニングのための研修会」のFD活動を継続的に行い、通常授業へのアクティブラーニング導入を加速させることが必要となってくる。またアクティブラーニング導入による授業運営の課題等についての情報共有化を学科ミーティングで行い、本学のアクティブラーニングモデルを探求していく。

教育課程の編成と実施に関しては、毎年教務委員会を中心に見直しを行っている。月一回程度の学科ミーティングでも話し合いを持っているが、更なる取り組みとして、教育課程編成と実施のみを協議する場を設け、学科全体として見直しや改善にあたり、フィールドワーク等のアクティブラーニングの導入を推進していく。

入学者の受入方針（アドミッションポリシー）に関しては、学位授与の方針（ディプロマポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）を踏まえ、本学の入学者受入方針を明確化し入学試験要項、ホームページ等で公開をしており、A0入試及び推薦入試での合否判定基準に反映されている。しかしながら、一般入試及びセンター入試利用入試では有機的に連動しているとは言えない状況であるため、入試問題作問依頼の段階から、作問者にアドミッションポリシーを意識させる工夫（依頼文章にアドミッションポリシーを記載、作問者会議を通じてのアドミッションポリシーの再確認等）を行う。

学生便覧、授業計画書に具体的に明記されており、適正な評価の一環として学生からの成績問い合わせ制度も設け、明確かつ公正な評価を担保している。また学期末には、教養演習担当教員が担当コースの学生の単位修得状況やGPAを把握し、それぞれ個別指導を行っている。しかしながら、学期末の成績評価を待っているだけでは手遅れになる学生もいるのも現状である。定例の学科ミーティングにおいて、各クラスで学習状況が芳しくない学生の情報共有を行い、そのような学生への予防策を講じると共に早期対応を行っている。今後は学科ミーティングだけではなく、学期中の個別面談を実施し、学習面でのつまずきを早期発見し、学習成果を担保するべく対応していきたい。

キャリアサポート室を中心に、訪問調査として定期的に就職先企業訪問を実施している。また同窓会の協力を得て卒業後3年を経過した卒業生にアンケート調査を実施している。訪問調査のから判明した教育内容の課題等への対応は、就職委員会から教務委員会へ提案するなど有機的に機能している。しかしその反面、アンケートの回収率は低いため、調査項目の見直しや回収方法の改善を行いたい。

【提出資料】

- ・ 学生便覧【資料番号 1】

【備付資料】

- ・ GPA 一覧表【資料番号 6】
- ・ 企業からの卒業生評価【資料番号 10】
- ・ 卒業生アンケート調査結果【資料番号 11】

【テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援】

【区分 基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。】

■ **基準Ⅱ-B-1 の自己点検・評価**

(a) **現状**

機関レベルでの学習成果である教育目標及びディプロマポリシーを踏まえて、各教員は科目レベルでの学習成果を「授業計画書（シラバス）」内に到達目標として、一定期間内に達成が可能なように設定している。また、学習成果の査定（アセスメント）は、各教員が「授業計画書（シラバス）」に明記した成績評価基準に従って適正に行い、学習成果の状況を適切に把握している。

学生による授業評価に関しては、前期・後期の各終了時に、全教員・全科目について「学生による授業アンケート」を Web 上で実施している。11 項目の設問に対し、5 段階で回答する部分と自由記入欄から構成され、無記名で実施している。その評価結果はコンピュータ処理され、集計データ並びにレーダーチャートとして各教員にフィードバックされ、どのような点に改善の余地があるかを検討できるようになっている。また、学生が「自由記入欄」に改善して欲しい点として記入した内容に対し、担当教員は履修学生向けにコメントを Web 上で回答することになっている。評価結果全体は FD 推進委員会を通じ、学科長が確認・把握し、問題点があれば速やかに対応し、問題点の共有化・改善への取り組みを学科全体の課題として学科ミーティングを通じ積極的に行っている。

以上のように、教員は教育目標の達成状況を把握しつつ、授業改善に取り組んでいる。授業担当者間での意思の疎通、協力・調整は、月に 1 回程度開催する学科ミーティングの他、コースごとに非公式な形で行われている授業内容調整、教科書等の選定、カリキュラム改善への話し合いなどが頻繁に行われている。履修指導や就職支援・指導については、教務委員会や就職委員会からの全体での指導の後、コースごとに分かれて教養演習担当教員が責任を持って各自のコースの学生を対象に行っている。

また、教員の教育力向上、教育内容・方法の改善、教育効果の測定を目的とした FD 推進委員会が平成 19（2007）年度から組織化されている。同委員会では、上述の「学生による授業アンケート」を統括している他に、前期・後期各 1 週間ずつ、全教員・全科目を対象とした「授業開放週間」、また教育力向上の為の「FD 研修会」、「新任教員のための FD 研修会」等を企画・実施している。各教員は、これらの学内での活動に参加することを通して、教育内容・方法の改善に取り組んでいる。

更なる学習成果につなげるため、アクティブラーニンググループの活用、図書館利用促進、コンピュタールームの利用を積極的に行っている。特に 2015 年度から新設されたアクティブラーニンググループについては、ICT 技術を活用した授業運営が可能になり大いに活用されている。また図書館利用促進に関しては、図書館ガイダンスの実施、図書館情報誌「パイディア」の発行、学生による選書のイベント開催など工夫をしている。また本学のウェブキャンパスやメールシステムに慣れてもらうため、メディアセンターの協力のもと、メール設定ガイダンスを毎年 4 月中に実施している。

事務職員はセンター及び委員会に必ず所属することとなっており、積極的に教育に参加する体制が整えられている。教学課は主に教務委員会、学生委員会、学生生活・

学習支援センター、FD 推進委員会に所属、キャリアサポート室は就職委員会に所属し、教職協働の方針の下、教員と連携した教育活動を展開している。各部署において自主的に勉強会等も実施されており、通常業務に関連する事項を取り上げたいわゆる教育に関連した知識向上のための取り組みがなされている。これらの活動により、学生の学習環境が整えられており、学習成果の獲得に貢献している。

前述の FD 推進委員会及び IR 推進委員会では、学生アンケートの集計結果を教員と共に分析し、各センター、委員会、事務部署に内容をフィードバックしている。また事務職員で組織される SD 推進委員会においては、平成 27 年 7 月 3 日に「学修成果の可視化と大学の質的転換」と題した研修会を実施しており、研修会内において授業アンケート結果の分析内容の共有、分析手法の説明等を行っている。平成 27 年 10 月 26 日には「ルーブリック」についての研修会を実施しており、ここでも学習成果の可視化、学習効果の測定、学生へのフィードバックについて説明している。これらの研修会については「高崎商科大学・高崎商科大学短期大学部 SD 推進委員会 平成 27(2015)年度 年間活動報告書」にまとめられ、本学ホームページに掲載されている。SD 推進委員会では、年間 10 回の研修会が企画、運営されており、内 1 回は FD 推進委員会との合同、内 1 回は協定先である愛知東邦大学との共同 SD 研修会として実施されている。研修会を企画する目的としては、事務職員の業務知識向上と個々の能力向上の 2 点が大きなテーマとなっており、これらの活動によって学生支援の職務を充実させている。

短大全体及び学科の教育目的、目標については、4 月及び 9 月に行われる全学会議にて学長、学科長から周知されており、事務職員も同会議に出席し、理解する仕組みとなっている。これらの年度方針を受け、事務局長が事務局方針に落とし込み、その事務局方針を各課長が課の方針に落とし込みを行う。この工程を経て策定された課の方針に則り、事務職員個々が個人の年間目標を掲げ、年度末には年度初めに設定した個人目標に対する自己評価を行う仕組みとなっている。このような形で短大及び学科の教育目的の把握が行われている。教育目標の達成状況については、中期計画に対する進捗確認の際に行われている。

教学課については日常的に履修指導等の教育や学習に関する相談を受けており、課員全員が履修等に対する支援が可能である。またキャリアサポート室では、年間 13 回の連続した就職活動支援講座を行っており、また日常的にも学生の就職に関する相談を受け付けている。指導内容は就職支援のみではなく、キャリア形成に関する助言等も行っていることから、事務職員全体で卒業まで、そして卒業後の支援を実施していると言える。これらの支援活動は都度、改善されている。事務局においては平成 27 年度より活動をチェックし、改善のアクションを起こすための「CA 表」の活用が導入された。PDCA サイクルを意識的に回し、常に学生に対する支援の質向上に努める仕組みである。

(b) 課題

これまでは教員全員で学科の問題点や情報の共有をする場が少なく、意思の疎通や協力・調整が十分に行われていなかったという課題を踏まえ、平成 25 (2013) 年度からは、教授会とは別に月 1 回程度の学科ミーティングを開催している。授業内容の調整や学生個々の学習成果の状況共有化を図り、問題の早期発に努めてきた。今後も、

これを継続し発展させていく。

この学科ミーティングを通し専任教員間では、正確な問題状況等の把握を行い解決へ向けての問題意識の共有につながっているが、専任教員以外の非常勤講師との情報共有方法を工夫し更なる教育内容の発展に取り組む必要がある。

学習成果については、平成 28（2016）年度より IR 推進委員会にて授業アンケート結果の定期的な分析を開始する。分析結果から見えてくるものを FD 推進委員会や教務委員会等の組織にフィードバックすることにより、一層の学習効果向上に努めていく。

事務職員については、刻一刻と変化する高等教育機関を取り巻く環境に対応するため、より一層 SD 活動を活発化させる必要がある。学生や保護者から寄せられる相談内容は複雑化している。これらのニーズに対応し、質の高い学生支援を提供していくためには、個々の能力開発及び広い知識の習得は不可欠となる。もう 1 点は教職協働体制の構築である。近年徐々に共に検討し、活動する意識が浸透してきたが、もう一步踏み込み、プログラムやプロジェクトを企画、立案する段階から教職協働での体制を組めるよう、引き続き意識を高めていく必要がある。この点については、経営層も含めた全員の意識を向上させていく必要がある。

【区分 基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に
行っている。】

■ 基準Ⅱ-B-2 の自己点検・評価

(a) 現状

短大での学生生活への円滑な移行のために、新入学生全員を対象として、「入学前教育」を行っている。入学前教育では、スクーリングによるものと、インターネット上の学修システムによるものの2通り用意している。スクーリング方式によるものは現代ビジネス学科の学びを知ること、入学時における不安の解消、学習の動議付けを目的としている。具体的には、新入生と在學生との交流を深める在學生によるコース別懇談会、在學生によるインターシップ報告会、卒業生からの「短大の学び」プレゼンテーション等である。インターネット上の学修システムでは、短期大学部における学修についていくための準備や学習習慣の継続を目的としている。具体的には就職試験等で出題される数的推理と小論文の学修を課している。これらの入学前教育の実施時期は、スクーリング教育は3月下旬に行われる「入学前教育・入学前交流会」で行われ、インターネット上の学修システム入学前教育については、入学手続き完了時に文書にて案内、推奨しており、希望者を対象として実施している。平成28(2016)年度入学者については、78名中65名が受講しており、全体の83.3%であった。また、入学直後に「入学時オリエンテーション」を実施している。学科長による本学の沿革、建学の精神、教育理念等の説明後、時間割作成、履修登録の助言と指導が教学課職員によって行われている。

印刷物については、年度初めのオリエンテーションで「学生便覧」及び「授業計画書(シラバス)」を全学生に配布している。「学生便覧」では、「沿革、建学の精神、教育理念、教育目的・教育目標」「学修(学籍、履修、授業、試験、成績、その他)」「学生生活(学生生活、福利厚生、課外活動、就職活動、その他)」の構成で、学生生活に必要な事項を説明し、その後に学則等の規程類を記載している。重複している部分もあるが、目的から必要な事項を検索できる構成となっている。「授業計画書(シラバス)」は、カリキュラム順のページ構成で一覧性が高く、体系的学習を行うためにナンバリングについての記載を巻頭におさめている。

高等学校における学習内容を取り扱う補習講座は、正課・課外ともに設置されていないが、1年次配当の必修科目である教養演習Ⅰ及びⅡが、基礎学力向上や一般常識、社会常識の涵養を目的として設置されており、教養演習担当教員が学生の学力に応じて指導を行っている。また、学生生活・学習支援センターが常設の学生相談窓口を設置し、相談内容の中に学業に関するものが年間数十件程度寄せられている。また学生生活・学習支援センターでは、年度末に成績不良の学生との面談を行い、原因の把握、問題解決のための助言を行い、次年度の履修計画や学習計画策定の支援を行っている。

学生からの各種相談に応じる体制としては、以下の3つが整備されている。

- ①必修科目である教養演習の担当教員は、学習、就職・進学、アルバイトなど学生生活全般の相談を受けている。
- ②オフィスアワーが週2回設定されており、学生は事前の予約なしに教員に相談することができる。
- ③学生生活・学習支援センターの相談窓口が毎日昼休みに開設されており、専門分

野の異なる教員が日替わりで相談を受け付けている。

進度の速い学生や優秀学生に対する学習支援としては、学生生活・学習支援センターが実施する課外講座（オフキャンパス教育）である「資格の杜」及び「学びの杜」を開講して対応している。「資格の杜」は、ファイナンシャルプランナー（FP）、総合・国内旅行取扱管理者、秘書検定、TOEIC等の資格・検定の取得を目指す学生向けの講座である。「学びの杜」では、正課の授業科目の枠を超えた教養講座やより実践的な講座を提供している。また、学習意欲の高い学生が、併設の高崎商科大学の授業科目を科目等履修生として履修し卒業単位に編入することができるように、大学との間で「単位互換協定書」を締結している。

留学生受入に関しては、平成19（2007）年度に私費留学生1名を受け入れて以降、4年間は入学者がいなかったが平成24（2012）年度に1名が入学した。学生生活支援としては学費の減免を行っており、また、学習、学生生活、就職活動等についての悩みに対しては、教養演習担当教員を中心に教職員が個別に指導・支援している。

(b) 課題

学習支援のためのガイダンス等の諸行事、シラバス等の印刷物等は整備されている。また、学生生活・学習支援センター等、併設の大学との共通部局との連動も十分であり、学生に対する多様な学習支援体制を提供できている。「学びの杜」に関しては運営方法の柔軟化により、開講講座が増加しそれにあわせ利用する学生も増えてきている現状がある。一方で、依然「資格の杜」を利用する学生は少ない。提供講座内容の見直しや、講座開講情報の周知方法の工夫をし、引き続き正課科目以外で「学びを楽しむ」環境づくりを検討していきたい。

〔区分 基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。〕

■ **基準Ⅱ-B-3の自己点検・評価**

(a) **現状**

学生の生活支援のための教職員組織として、併設の高崎商科大学と合同の学生委員会を設置している。大学・短大を統べる学生部長を顧問とし、平成28(2016)年度における委員構成は9名である(大学教員4名、短大教員2名、事務職員3名)。この合同学生委員会は原則として月1回開催され、学生の福利厚生と学生生活の充実、学籍などに関する事案を協議・検討している。また、きめ細かい学生指導・支援を行うため、オフィスアワーを週2回それぞれの教員が設けるなど、全学教職員の相互協力の下に学生生活支援が行われている。

クラブ活動などの課外活動への参加は、有意義な学生生活を過ごすための重要な要素となる。主な学内行事(体育祭、日帰り研修旅行、学園祭等)は、学生会によって自主的に運営されている。中でも学内最大の行事である彩霞祭(学園祭)は、別に実行委員会を組織し、その委員が中心となり、広報活動から準備、当日運営までを積極的に行っている。また、クラブ及び同好会は学生会の手によって運営されている。また部室やシャワー室等、活動の場として学内諸施設を提供している。なお、学生部長が学生会の指導顧問に就き、学生会の指導・支援を行っている。

地域活動であるボランティアについては、大学のCPCセンター及び短大の国際・地域交流センターが窓口となり、教授会での教員に対する協力要請や、Webキャンパス、学内掲示にて学生に対して情報発信を行っている。

学生の居場所としては、2号館1階の学生ラウンジが歓談の場となっている。また、学生ホールを準備し、食堂兼学生の休息空間として利用されている。さらに、学内にベーカリーや売店を設け、食品・飲料や文房具類等の販売を行っている。

アパート等の斡旋は、所在地、環境、家賃等の点で条件を満たした物件について、年に1度登録を行ってもらい、その登録票を冊子にして新入生・在学生の希望者に配付している。

通学については、電車通学の場合、私鉄の上信電鉄「高崎商科大学前駅」が徒歩4分の場所にある。利用頻度の高い上信電鉄については、後援会の補助により負担が少なく定期券の購入が可能となっている。自転車・バイク通学については、約190台分の駐輪場が敷地内にあり、使用にあたっては届出が必要となる。また、自動車通学は許可制になっており、任意保険加入、運転免許証、保護者の同意を確認している。駐車場はキャンパス周辺7カ所に約330台分を確保しており、通学のための便宜を図っている。

学生への経済的支援のために、①日本学生支援機構奨学金、②本学独自の奨学金としての「ワークスタディ奨学金」、③高崎商科大学短期大学部後援会緊急貸与奨学金、の3つを設けている。教学課員が奨学金利用希望者のためのオリエンテーションを開催し、申し込み方法などについて説明を行ったうえで、申し込みを受け付けている。

学生の健康管理については、4月に全学生を対象とした定期健康診断を実施している。実施後、健康上に問題のある学生に対して呼び出しを行い、しかるべき医療機関での検査を勧めている。日常的には、学生からの健康相談や体調不良を訴える学生に関しては、保健室で応急措置対応を行い、必要に応じて職員が付き添い医療機関に搬送する

場合もある。保健室は本館 1 階にあり、学生の対応に当たる養護職員を常時配置し、必要に応じて近隣の学校医の派遣を要請している。メンタルヘルスケアやカウンセリングについては、学生生活支援室を本館 2 階に設け、非常勤の臨床心理士が相談対応に当たっている。セクシュアルハラスメントについては、学内教職員で構成されるセクシュアルハラスメント相談員が、セクハラ防止に関するガイドラインの規程に依り対応している。

学生生活に関する意見や要望の聴取については、オフィスアワーや、学生生活・学習支援センターの窓口相談及びメール相談等、広く学生からの意見や要望を聞き取るように配慮している。また、「学生による授業アンケート」実施の際に、併せて施設等への要望も聞き取るようにしている。

多彩な学生に対する支援については、留学生 0 名、社会人学生 0 名、障がい者 0 名（平成 28 年度）という状況であり、特別な部局は設けずに、教養演習担当教員や学生生活・学習支援センターを中心に個別に指導・支援している。

長期履修生の受け入れについては、現在検討中である。なお、学則では修業年限 2 年、在学年限は 4 年と規定されており、所定の期間以上に在学することは出来ない。科目等履修生は 1 年以内を履修・開講期間としているが、引き続き履修をすることを妨げてはいない。

学生の社会的活動は、大学の CPC センター及び短大の国際・地域交流センターを中心に募集活動を行っており、さまざまな団体からボランティア要請に応じている。その中でも特に、産官学連携事業、富岡駅周辺工女観光案内には、本学の短大生が積極的に参加し観光客のおもてなしを行い、富岡市から評価を頂き、引き続き富岡市の支援のもと継続することとなった。

(b) 課題

学生の意見や要望も時代とともに変化する。今後も継続して、学生生活に関する意見や要望を幅広く聴取し、それを改善へと反映させていくことが重要である。さらに今後ある程度増えると予想される留学生、社会人学生、障がい者など少数派学生に対する支援方法を検討することも必要である。

【区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。】

■ **基準Ⅱ-B-4 の自己点検・評価**

(a) 現状

本学では、就職委員会とキャリアサポート室を中心に教職員が一体となって学生の進路支援を行っている。就職委員会を毎月1回開催し、前月末までの就職内定状況等を情報共有したうえで、学生に対する就職指導・支援全般について検討を行っている。

キャリアサポート室には専任職員が4名所属しており、スタッフ全員が就職活動該当学生一人ひとりの顔と名前を覚えコミュニケーションを図ることにより、キャリアサポート室に親しみを持ち利用しやすくさせ、個々の学生のニーズに対応した就職支援を行うよう努めている。そして、卒業対象学年全員を対象とした個人面談も実施しており、学生の就職活動状況及び志望業界、志望職種、志望地域などの把握に注力している。

また、キャリアサポート室では学生用パソコン・プリンターを配置し、インターネットによる企業の求人情報を検索できる環境を整えている。求人などの就職情報は、学内掲示板、キャリアサポート室のホームページ及びeメールを活用してリアルタイムに全学生へ周知している。さらに、卒業生の就職活動報告書、就職関連図書（貸し出し可能）、就職情報誌などを配備し、学生が自由に閲覧できるようにしている。

就職支援に直接関係する授業科目としては、「社会人基礎力演習」（前期必修1年次配当）、「キャリアガイダンス」（後期必修1年次配当）、「長期インターンシップ」（後期選択1年次配当）、「短期インターンシップ」（後期選択1年次配当）を配置している。また、就職に不可欠とされるコミュニケーション能力を向上させる目的で、「コミュニケーション演習Ⅰ」（前期必修1年次配当）及び「コミュニケーション演習Ⅱ」（後期必修1年次配当）も配置している。

加えて、2年次必修の「教養演習Ⅲ」及び「教養演習Ⅳ」では、毎週学生に「就職状況活動報告書」の記入を求め、教養演習担当教員及びキャリアサポート室職員が内容確認することにより、学生一人ひとりの就職状況を教員と職員の双方で把握している。そして、必要に応じて個別指導を行っている。さらに、月1回程度の学科ミーティングを通じ、各コースの就職状況の情報共有を図り、教員全体で出遅れている学生の把握を行い、教員側でできる就職支援を学科全体で共有している。

授業以外に行う支援としては、キャリアサポート室主催の「就職活動支援講座」がある。これは1年次学生を対象として前期3回、後期10回から成る講座で、就職活動の流れから応募書類の書き方、各試験対策までを網羅する内容となっている。これ以外にも、「履歴書・エントリーシートの書き方講座」「SPI対策講座」「グループディスカッション講座」「公務員ガイダンス」「社会人ガイダンス」「業界別研究セミナー」「企業リサーチグループ」「ハローワーク面談」「ジョブカフェ面談」など多様な講座等を設けている。受講対象者は原則全学年としており、誰でも参加できるようになっている。さらに、2年次の未内定者を対象とした「フォローアップガイダンス」は、とくに就職活動に出遅れている学生をターゲットとした講座である。1年次に受講した「就職活動支援講座」の復習といった位置づけとしつつ、改めて就職に目を向けさせ、就職活動を促す内容としている。

就職状況の分析に関しては、上述のとおり毎月開催される就職委員会において、前

月までの就職内定状況の分析結果が報告される。学科全体及びコースごとの就職内定率、それらの前年同月比等の定量的データを分析するだけでなく、学生個々の活動動向等の定性的情報についても共有されている。次月以降の就職支援活動に活かされている。ちなみに、この分析結果は毎月の教授会でも報告される。

なお、進学支援、海外留学支援については希望者が少ないこともあり、希望者に対しては個々に教養演習担当教員やキャリアサポート室の職員が対応しているのが現状である。

(b) 課題

これまでも正課の授業科目と課外講座等によって、教職員が一体となって進路支援を実施してきた。その結果として、毎年就職希望率も就職率も高い数値を確保している。

しかし、就職を取り巻く環境は依然として厳しい。雇用形態の多様化に伴い、企業側は採用予定人数を確保するためにハードルを下げても採用するということはない。今後とも基礎学力の向上に加え、多くの企業が選考条件の上位に挙げているコミュニケーション能力、主体性・積極性、論理的思考力等の社会人基礎力を身に付けさせていくため、アクティブラーニングを含めたフィールド教育を積極的に導入し、学生自身がさらに付加価値をつけられる仕組みを検討していく。平成 26 (2014) 年度から海外短期留学を実施し、学生からの長期留学の要望も出てきているので、留学に関しては提携校とのプログラム化や、カリキュラム検討を行い、「学べる場」の提供につながるよう積極的に行動していきたい。

【区分 基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。】

■ 基準Ⅱ-B-5 の自己点検・評価

(a) 現状

本学では、以下に示す入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）を明確化し、ホームページ上並びに大学ポータル、**「入学試験要項」**で広く周知している。

高崎商科大学短期大学部は、自主・自立の建学の精神に基づいた「実学教育」「人間教育」「地域社会への貢献」を教育理念に、ビジネス界や地域社会で活躍できる自立した人材を育成することを目的としています。この教育目的にしたがって、次のような意欲、関心、素養を持つ人を求めます。

1. ホテル、観光、ブライダル、ビューティー関連のビジネスに関心があり、将来その分野で活躍したい人。
2. 医療事務（医科、調剤、介護、デンタル、ドクタークラークなど）、健康科学やスポーツに関する専門知識に関心があり、将来それらの分野で活躍したい人。
3. 企業の仕組みや簿記・会計・マーケティングなどについて学びビジネス界で活躍したい人。
4. 地域社会に関心があり、地域の発展や地域が抱える問題の解決に貢献したい人、またボランティア活動の実践に貢献したい人。
5. 幅広い視野とホスピタリティ・マインドを身に付けて社会で活躍したい人。

入試及び広報を分掌する事務局組織として広報・入試室が設置され、専従職員が4名配置されている。本学への広報・入試関連の問い合わせは、①受験生、高等学校教員などからの直接の電話によるもの、②広告代理店を通じた資料請求など、の2点が大半を占めるが、即応できる体制となっている。また、平成28（2016）年度はオープンキャンパスを7回、会場入試説明会、高校内ガイダンス、出前授業等での進学相談会を行い、また個別に入試窓口での問い合わせに対応している。

入学者選抜は、「高崎商科大学短期大学部入学者選抜規程」に基づいて、入試判定会議において入学試験の成績及び調査書、面接結果等について総合的に審査し、教授会にて承認を受ける体制を採っており、公正かつ適正に行っている。本学の入学者選抜方法は、①推薦入試、②AO入試、③一般入試、④センター試験利用入試、⑤特別入試の5つの区分から成る。「入学試験要項」では、まず冒頭に「一目で分かる入試一覧」として、上記5つの入試区分ごとに、入試科目、定員、出願期間、試験日などを表記した一覧表を掲載してある。また詳細については、1区分あたり3～4ページをあてて、出願資格、出願手続き、出願期間、入学検定料、募集定員、試験会場、試験日、選抜方法、合格発表、入学手続き、学納金について詳細に亘り記載してある。

入学手続き者に対しては、アパートの紹介等、学生生活全般についての問い合わせに事務局窓口で対応している。また、3月下旬に実施している「入学前教育・入学前交流会」では、本学での授業や学生生活に関する説明の他、新入学生同士及び在學生と交流できるセッションをコースごとに設けており、これが入学前の不安等を解消することに役立っている。さらに、平成23（2011）年度より「新生活応援フェスタ」と称する新入学生を対象としたイベントを開催しており、一人暮らしをするにあたって必

要となる家財道具のフリーマーケットや、食生活と栄養に関する講演会等を行っている。

入学者に対する「入学時オリエンテーション」は、入学式の翌日から授業開始前の3日間のオリエンテーション期間に行っている。ここでは、学業・履修に関することの他、大学生活全般にわたる説明・指導が行われる。入学時オリエンテーションの計画・実施は教務委員会で検討され、各教職員に協力依頼をしている。

(b) 課題

入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）を周知したうえで、入学者の選抜は公正かつ適正に行っている。また、入学前教育、新生活応援フェスタ、入学時オリエンテーションを通して、授業や学生生活に関する情報を入学者に提供している。入学前教育の一環として今年度からインターネット上の学修システムの利用を開始した。導入教育として取り入れた通信教育の効果を検証するためのデータ収集と分析を行い次年度へつなげていきたい。

■ テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の改善計画

教員間の意思の疎通や協力・調整をより強化するために、平成25（2013）年度から、教授会とは別に月1回定例の学科ミーティングを開催して、授業内容の調整や学生個々の学習成果の状況共有化を行い、専任教員の間では問題の早期発見による早期対応といったさまざまな成果を上げてきた。しかしながら、専任教員以外の非常勤講師との情報共有方法に関しては改善の余地がある。まずは、教務委員会を中心に非常勤講師からの意見聴取の取り組みから実施していきたい。事務職員に関しては、年々複雑化する支援内容に対応するため更なるSD活動の活発化が求められる。学生支援を円滑かつ効果的に行うには、教員・職員としての立場の壁を超えた教職協働体制の整備が必要不可欠である。意識改革とともにFDとSD共同の研修会の企画運営等を計画していく。

学習支援として、併設の大学との共通部局との連携のもと多様な学習支援体制を提供できている。「学びの杜」の利用は増えているが、「資格の杜」・「学びの杜」の利用者は一定の学生偏っているのも現状である。まずは、各教員の授業科目と関連した「学びの杜」の企画、そして学生の要望に応じて随時開催できるような「資格の杜」の運営体制の強化を図り、正課科目以外でも“学びの場の提供”を強化していきたい。

生活支援として、引き続き学生から学生生活に関する意見や要望を幅広く聴取し、それを改善へと反映させていく。また、現時点では対象の学生はいないが、今後留学生、社会人学生、障がい者などの少数派学生に対する支援方法を他大学の事例を参考に検討することが必要である。

就職を取り巻く環境は依然として厳しい。多くの企業が求めている人材教育を行うため、今後とも基礎学力の向上に加え、コミュニケーション能力、主体性・積極性、論理的思考力等の社会人基礎力を修得させていく。また同時に、学生の自主自立を加速させるため、アクティブラーニングの要素を取り入れた授業の展開や、地域のフィールドを学びの場として活用したフィールド教育の充実等の学生自身が更なる付加価値を身につけられる仕組やプログラム開発を検討する。また国内だけではなく、海外でのフィールド教育の充実を図るため、留学やインターンシップに関して海外協力校

や協力企業との提携や、プログラム開発、カリキュラム化を引き続き検討していく。

入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）を明確化し、ホームページ上、大学ポर्टレート、入学試験要項での周知を行っている。また、オープンキャンパスでの概要説明、校内ガイダンス、会場ガイダンス等の進学相談会では直接受験生に説明をしている。広報・入試室を中心に受験生からの問い合わせに応じ、多様な選抜を公平かつ適切に実施している。新入学生全員を対象に入学前教育（スクーリングと通信）を行っている。スクーリングへはほぼ全員の参加がある一方、インターネット上の学修システムによる学習支援へは平成 28(2016)年は約 8 割の学生の参加となっている。学習内容の検討や、各自の学習進捗度のばらつきによる問題点もあがっているため、より効果的に実施運営するための検討を教務委員会が中心となって行っていく。

【提出資料】

- ・ 学生便覧【資料番号 1】

【備付資料】

- ・ 各種委員会等の議事録【資料番号 48】

基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画

教育間の意思疎通に関しては、学科ミーティングを通じ専任教員全員に対し情報の共有化ができており、問題点の早期発見による早期対応等の十分に機能を果たしているが、非常勤教員との情報共有は十分とは言えない。更なる教育資源の有効活用につながるため、平成 29（2017）年度中に教務委員会を中心に定期的な情報共有ができる方法を検討し、平成 29（2017）年度には具体的な行動に繋がるよう努めていきたい。

学習支援のためのガイダンス、印刷物、掲示等で案内を行い多様な学修支援体制を提供できているが、「資格の杜」、「学びの杜」を利用している学生は伸びては来ているものの、一定の学生に偏っている事実である。次年度へ向けて学生生活・学習支援センターを中心に講座開講時期の検討、学生の要望に応じて随時開催ができるような体制を検討しているので、平成 29 年度中にはより柔軟な運営を行えるように努めていく。

学生の生活支援に関しては、学生生活・学習支援センターを中心に学生への経済支援の案内、メンタルヘルスケアの相談、カウンセリング、健康管理等、学生生活でのつまずきに対応できるよう様々な支援を提供し、県外学生で自宅外通学生に対しては特別な支援（県別懇談会・簡単クッキング）も行っている。留学生、社会人学生、障がい者などの少数派学生が入学しても学校生活を円滑に進められるようにするため、次年度には他大学の支援策等を参考にして具体的な支援方法を検討する。

進路支援に関しては、教員側とキャリアサポート室職員との連携のもと両輪で進路支援を行っており、毎年就職希望率も就職率も高い数値を確保している。就職に強い短期大学をアピールし続けるためにも、基礎学力の向上に加え、コミュニケーション能力、主体性・積極性、論理的思考力等の社会人基礎力を軸にした教育を継続させる。アクティブラーニングを含めたフィールドワーク教育を積極的に各科目に導入するため、教務委員会及び FD 委員会を中心に授業導入への働きかけを行い、また同時に就職委員会とも連携し、平成 29 年度も引き続き、国内外問わずインターンシップ先の更なる開拓を行い「学びの場」を拡充させる。また学生の自発的なインターンシップ参加を働きかけ、学生自身がさらなる付加価値を身につけ、将来の選択肢が広がるような進路支援を行う。

入学受け入れ方針を受験生に明確に示しているかに関しては、本学ホームページ、入学案内、入学説明会、個別相談会等で周知しており、入学者の選抜は公正かつ適切に行っている。また入学予定者については、入学前教育・交流会では本学のポリシーの説明や教育の特徴、そして各コースの上級生との交流会を行っている。インターネット上の学修システムによる入学前教育の効果検証を行いまで至い、次年度の入学前導入教育の内容と実施方法について検討を重ねる。

◇ **基準Ⅱ** についての特記事項

(1) 以上の基準以外に教育課程と学生支援について努力している事項。
特になし

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。
特になし

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

様式 8－基準Ⅲ

■ 基準Ⅲの自己点検・評価の概要

短期大学部(平成 28 年度)の入学定員は 120 名であり、学科専任教員数(学長除く)10 名とその内の教授数 4 名は短期大学設置基準を充足している。

専任教員の採用及び昇任・昇格の規定は「高崎商科大学短期大学部教育職員任用規程」により整備されているが平均年齢や兼任教員依存率を長期計画で下げていく必要がある。

専任教員は教育力向上の目的で、FD 推進委員会が中心となり、FD 活動を活発に行っている。平成 27(2015)年度には、教育の質向上及び学生支援の強化、組織体制の強化、経営の安定を目的として、外部資金獲得推進委員会を新しく設置した。また平成 26 年度から平成 28 年度まで 3 年連続して文部科学省の「私立大学等改革総合支援事業タイプ 1」(教育の質的転換)の選定に伴い「私立大学教育研究活性化整備事業」の申請が認可され、短期大学部が使用する教室がアクティブラーニング、ラーニングコモンズ、プレゼンテーション等を考慮した仕様に改装された。校地、校舎、教室、図書館、体育館、運動場等の施設面では短期大学設置基準の規定を充足している。前回の第三者評価時に短期大学基準協会より課題として指摘された「図書館の質・量両面の改善」については、新入学生を対象にした図書館利用オリエンテーションの実施、学生による選書ツアーの企画、図書館機関誌や図書館利用案内書の発行、推薦図書コーナーの設置、図書購入費の増額、後援会からの図書寄贈支援等により図書冊数は着実に増加しているが入館者数並びに図書貸し出し数は横這いか多少の増加にとどまっており、更なる改善の工夫が必要である。

また学生の学習支援のためのコンピュータ教室、アクティブラーニング室、自習コーナー、情報ネットワーク「Web Campus II」の構築や学生生活支援のための食堂、ラウンジ、コンビニ、ベーカリー等があるが今後はラーニングコモンズ、24 時間自習室、語学学習室、学生寮等の整備を計画的に順次進めていく予定である。

財務面では法人全体として資金収支並びに事業活動収支の均衡は保たれている。また法人全体の帰属収支差額比率も過去 15 年間連続してプラスの状態であり、日本私立学校振興共済事業団が示す「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」では常に「A ランク」に位置しており、財政基盤はきわめて安定していると言える。

一方、短期大学単体としての財務比率もほぼ総ての項目で全国平均を上回っており、帰属収支差額比率も過去連続してプラスの状態を維持しているが収容定員比率は過去 7 年間定員を下回っている状況にある。今後は魅力ある短大として更なる教育内容の見直しと充実、教職員の教育力・専門能力向上と施設設備の整備を行い、ブランド力を高めて定員充足に努力しなければならない。

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

■ **基準Ⅲ-A-1 の自己点検・評価**

(a) 現状

現代ビジネス学科の教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づき、短期大学設置基準に定める教員数 10 名（学長を除く）を充足している。その内訳は、教授 4 名、准教授 3 名、講師 3 名である。したがって、教授数も設置基準を充足し教員組織を整備している。

教員採用に関しては、厳正な採用人事に基づき、学位、研究業績、教育実績等が評価されているが、特殊な専門分野によっては、学位や研究業績以上に教育実績がより重視される場合がある。分野別に現代ビジネス学科にふさわしい資格と実績を有していると考える。また各コースの専門性に適応した専任教員を配置し、コースの専門性を保てるよう整備している。

教員の昇任に関しては、「高崎商科大学教育職員任用規程」における「人事推薦の基準」に基づいて適切になされている。また教員の任用に関しても、「高崎商科大学短期大学部教員職員任用規程」、「高崎商科大学短期大学部特別任用教員職員規程」、及び、「高崎商科大学短期大学部兼任教員職員規程」で適切になされている。

兼任教員数は 24 名であり、兼任教員への依存率は 70.59%に達しており、昨年度と同様に依然として高いと言わざるを得ない。兼任教員への依存率を引き下げていく必要があるが、急速に変化する短大を取り巻く環境に応じてコース変更等の必要性を勘案すると、むやみに専任教員を増加できない事情も存在する。

補助教員に関しては、入学定員 120 名に対し、在籍者は 2 年次生 89 名、1 年次生 78 名（平成 29 年 5 月 1 日）であり、またクラス規模も小さいので、助手や TA 等の必要性はあまり存在していないと考えられる。

(b) 課題

現状にも記したとおり、兼任教員の依存率を引き下げていく必要があるが、急速に変化する短大を取り巻く環境に応じてコース変更等の必要性を勘案すると、むやみに専任教員を増加できない現状があるが、中期計画に基づき計画的に改善していく。

〔区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。〕

■ **基準Ⅲ-A-2 の自己点検・評価**

(a) **現状**

専任教員の研究活動は、教員各自の専門分野の研究の他に、授業と直結した研究も行われている。本短期大学部は教育を中心とする機関であり、研究の中心課題は授業研究に置かれることが望まれるが、それとともに本来の研究活動に関しても決してこれを軽視するものでない。教育職員としての専門分野はもちろんのこと、その分野を超えた学際的な共同研究の活発な推進をさらに継続していくことが求められる。

専任教員の研究活動（研究業績一覧、学会発表一覧）に関しては、高崎商科大学紀要の巻末に掲載し、学外者への公開を行っている。また略歴、学位、研究テーマ、研究業績、所属学会に関しても、本学ホームページから自由に閲覧できるようになっている。

外部資金の獲得については、科学研究費補助金等の公募があった都度、外部資金獲得推進委員会を中心に周知および支援を行っている。平成 28 (2016) 年度においても、3 件の申請（教員個人での申請 1 件、学科プロジェクトとしての申請 2 件）があり継続的に競争的資金の獲得に動いている。

専任教員の研究活動を助成するために、「高崎商科大学短期大学部教員研究費規程」を設けている。年間一律 35 万円が個人研究費（研究と諸費、研究美品・消耗品費、研究旅費）の支給枠である。また学内で行う共同研究を支援するために、必要な諸経費を「高崎商科大学短期大学部共同研究費に関する内規」によって定めている。共同研究費は、学術研究の動向に即して特に重要なもの、独創的・先駆的なもの、本学学問分野および関連学問分野への貢献が期待できるもの、社会的要請に関わるもの等の研究に要する経費として、本学の専任教員に対して交付し、優れた研究を育成して学術の進行に寄与することを目的としている。さらに本学の教育理念に基づく教育の質的向上と社会に有用な人材を育成するための教育改革を支援・推進するための教育・研究等に必要な経費の支援を目的に教育改革研究費を「高崎商科大学短期大学部教育改革研究費に関する内規」で定めている。

教員の研究成果発表の場として、本学では毎年 1 回「高崎商科大学研究紀要」を編集・発行している。平成 28 年度は 24 名の教員が研究成果を発表した。発行に関しては、「高崎商科大学紀要発行規則」に基づいて投稿者を募っており、本学の専任および兼任教員が発表の機会を得ている。

教員研究室には、2 号館 2 階に 1 人 1 室 19.39m²～26.3m²の個人研究室が設置されている。各研究室には、業務用テーブル、電話機、学内端末、テーブル、書架、キャビネット等が設置されている。また教員の研修日・研修時間については、時間割作成時に配慮している。

専任教員の留学、専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程に関しては、「高崎商科大学短期大学部海外研修旅費規程」、および、「高崎商科大学短期大学部海外研修旅費に関する内規」にて、専任教員が海外での学術研究および教育研究事情の調査研究などの研修に要する旅費の使用について定めている。

FD 活動に関しては、平成 19 (2007) 年度に「高崎商科大学短期大学部ファカルティ・

ディベロップメント規程」が新たに制定され、教員の教育力向上、教育内容・方法の改善、教育効果の測定を目的とした FD 推進委員会が組織化され、活発な FD 活動を行っている。前期・後期の終了時に全教員・全科目について「学生による授業評価アンケート」を Web 上で実施している。また前期・後期の各 1 週間を、教員のみならず、職員も参加する、全教員・全科目を対象とした「授業開放週間」の実施、アクティブラーニングの FD 研修会、教員だけではなく、職員も対象として FD・SD 合同の研修会の企画運営を行い、時代にあわせた教育内容や教育方法の改善に積極的取り組み、さらに各教員は教務委員会、学生生活・学習支援センター等とも有機的に連携しながら、学習効果の向上や学生生活支援の改善に取り組んでいる。

(b) 課題

FD 活動を始として、教員は学生への教育活動・研究活動を熱心に取り組んでいる。教員相互の授業参観、FD 研修会、学生への授業アンケートとその結果のフィードバック及び、改善計画を継続して実施する。また自主的な集まりの学科ミーティングでの活発な議論を行い教育活動・学生支援の更なる改善を目指す。他方、研究活動については、教員間で取り組み状況にばらつきが認められる。今後は外部資金獲得推進委員会を中心に研究活動スタートアップ支援の充実を図り、各自の専門分野の研究、授業研究、さらには地域社会との連携を志向した研究支援を充実させていく必要がある。

【区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。】

■ 基準Ⅲ-A-3 の自己点検・評価

(a) 現状

高崎商科大学短期大学部では、事務組織を総務課、教学課、広報・入試室、キャリアサポート室の4部署に分け、それぞれ機能している。各部署には課長もしくは室長を配置しており、責任体制は明確となっている。各部署長は毎週金曜日の「部課長連絡会議」に参加し、事務組織全体の情報を共有している。また、部下に対する人事考課の第一考課者に位置づけられており、部署単位で責任ある業務を行える体制が整備されている。

事務組織全体としては、学生便覧等の印刷物並びに本学ホームページ、大学ポータルにて学内外に明示されている「建学の精神」及び「教育理念」を理解しており、これらに基づいて設定されている、学長が示す高崎商科大学短期大学部年度方針及び事務局長が示す事務局年度方針を認識、理解し、学生の学習成果達成を意識しながら、日々の支援、指導を行っている。また、これらの各年度方針は各部署の年度方針にブレイクダウンされ、各部署長は課及び室における年度方針を策定している。さらにこれら方針は人事考課制度に基づく個人目標達成計画に落とし込まれ、年間を通して各自強く認識できる体制を整えている。年間2度に亘って行われる、課長・室長による人事面談においても、年度方針は強く意識されており、年度毎の個人目標達成計画の策定段階においても、それぞれの年度方針内容を踏まえた個別面談、目標のチェックが実施されている。人事面談のみならず、各事務職員に対しては課もしくはグループごとに行われるミーティング等を利用し、常に学生支援の改善についてヒアリングを行うなど、課長・室長を筆頭とした部署ごとの業務に対する責任体制は万全と言える。

各事務職員は担当業務に対する専門的知識を有しており、本短大が導入している人事考課制度においても、能力面での考課として、事務職員に必要とされる知識、技能、企画力、折衝力、対応力、理解力、判断力、指導力等を査定している。また、事務局長及び事務局次長より各部署長に対し、課員及び室員に対する教育を充実させる様、毎年指示が出ている。この指示を受け、各部署においては、自主的に勉強会等を行う等、課員及び室員の能力向上に努めている。

人事異動についても個々の専門知識及び技能向上を考慮しており、若手職員については5～6年を目安としたジョブローテーションを組んでいる。一方、管理職については専門性を高めることを優先的に考慮し、異動年数の目安を定めた人事配置は行っていない。

また、事務職員の専門的知識や技能を向上させることを目的とし、平成27(2015)年4月にSD推進委員会を発足した。平成28年度における当該委員会は専任事務職員6名で組織されており、「高崎商科大学スタッフ・ディベロップメント規程」に基づき、事務局長が委員長を務めている。当該委員会では、平成28年度において7回の全体SD研修会、2回のFD・SD合同研修会、1回の大学間連携による他大学(愛知東邦大学)との共同SD研修会の合計10回を自主開催した。更に部署ごとに独自で行われる勉強会も10回実施されており、職員の能力開発に対する意識向上は図られている。同委員会では平成27年度に引き続き、平成28年度も3月付で「高崎商科大学・高崎商科大学短期大学部 SD推進委員会 平成28年度 年間活動報告書」を作成し、本学ホーム

ページにも公開した。以上の通り SD 活動は当該委員会を中心に適切に行っている。

事務関係諸規程も全て整備されている。総務関連では「事務組織規程」「文書取扱規程」「文書保存規程」「経理規程」「資金運用規程」「旅費支給規程」等がある。教学関連では「履修規程」「試験規程」「学位規程」「特待生規程」「表彰規程」「懲戒規程」「課外活動規程」「公的研究費等取扱及び不正使用防止規程」「ハラスメント防止に関する規程」等がある。広報・入試関連では「入学者選抜規程」や「授業料等納付規程」があり、その他としては「ファカルティ・ディベロップメント規程」「スタッフ・ディベロップメント規程」「個人情報の保護に関する規程」「自己点検・評価規程」等を整備している。

各部署には事務スペースが設けられており、個々の業務に必要となる情報機器、備品等も適切に配置している。事務スペースについては、教学課と広報・入試室とで共有の事務室を配備しており、総務課及びキャリアサポート室については個別の事務室を配備している。情報機器については、1人1台に加え、携帯可能なモバイル端末も用意している。またこれら情報関連機器を管理、整備する事務職員も1名配置しており、適切に管理されている。

防災対策については、1名の防火管理者を配置し「高崎商科大学消防計画」を策定しこれにあたっている。消防計画の下、年間1回の消防訓練を実施しており、防災関連の業者立ち合いの下に適正に実施している。その他防災に対する対応としては、「危機管理基本マニュアル(2015年9月)」に基づいて適切に体制を整えている。当該マニュアルには、危機管理体制の基本方針から、火災、地震、盗難や不審者、感染症への対応について定められている。更に学外活動や海外活動における留意点等も定められており、学生の安全管理についての体制が構築されている。

また、情報セキュリティ対策については、「メディアセンター」が学内の情報機器及びネットワークについて管理、運営を行っており、当該部署にて事務職員1名がこの業務にあたっている。ソフトのライセンス更新や、ファイアウォールの設定等を定期的に行っており、更に専門業者による年間保守契約も締結している。これらにより情報セキュリティ対策を講じている。

学生支援体制をより強固なものにするため、学生の学習効果をより高めるため、そして事務職員のスキル向上を図ることを目的として、日常的に業務の見直しや事務処理の改善に努めている。具体的には、平成26(2014)年度より事務局長主導の下「CA(チェック・アクション)表」を導入し、各イベントや業務が完了したタイミングで、担当職員間にて振り返りを行う機会を設けた。「C(チェック)」の段階では、業務やイベントにおける問題点、課題を共有し、改善策を提示する。「A(アクション)」では、その改善策を盛り込んだ次年度用の書類を作成し、同じことが繰り返されない様、必ず改善できる準備を整えている。導入した「CA表」は平成26年度の1年間で各部署より合計40件、平成27年度は合計54件、平成28年度も前年同様の合計54件提出された。同表は各部署における年度方針策定、個人の年間目標における評価時、次年度の予算計上作業にも活用されており、各人の業務改善に対する意識は確実に向上している。

これらの事務体制の下、専任事務職員は、学生の学習成果を向上させるため、関係部署との連携を密に行っている。事務職員による学生支援は、履修指導、出欠席のチ

ェック、欠席多数の学生や成績不良者への電話連絡、各種証明書の発行、学生生活における相談、奨学金や学費納入に関する相談、就職活動支援、各種ガイダンスの実施、健康相談、図書館での支援、サークルやクラブ活動支援、広報活動、センターや委員会活動等が挙げられる。これらのほとんどが学生と直接的に関わる業務であり、事務職員全員が学生目線を常に意識し、業務にあたっている。特に就職活動支援、出欠席のチェック、履修指導、学生生活における相談等については、教育職員との連携を密にし、学生が勉学に集中できる環境の提供ができるよう、支援を行っている。

更に本学のモットーでもある「面倒見の良い大学」を実現するべく、学生個々のデータ、顔写真、履修状況等を網羅したシステムにより学生管理を行っている。授業科目の出欠席状況や相談内容等も管理できるシステム構築がなされており、平成 25 (2013) 年 3 月には別システムの下に稼働していた就職支援システムも同一のシステムに移行され、一元管理が可能となった。これにより、各部署にて同一の情報を共有することが可能となり、部署間の連携が強化された。これに伴い学生支援体制がさらに充実することとなった。

以上の事務職員の能力向上を目的とした SD の取り組みや、学生支援体制の充実、学生管理システムの構築等は積極的に推進されており、事務職員の学習成果はもちろんのこと、学生の学習成果獲得に向けても全学的に取り組んでいる。これらの取り組みにより、個々の職務を通じ、学生に対して入学から履修、学生生活、卒業、就職と一連の流れで支援する体制が整っている。

(b) 課題

高等教育機関を取り巻く環境は年々変化のスピードを増しており、それに伴い事務職員に求められるスキルも増加、高度化している。そのため、建学の精神⇒教育理念⇒3つのポリシー⇒中期計画⇒年度方針⇒個人目標、といった形で全職員の方向性を統一する取り組みが従来以上に重要性を増している。その様な中、多種多様な外部及び内部研修を実施しているが、職員間で意識のばらつきが散見され、改革を推進し、組織全体のパフォーマンスを上げるという観点ではやや推進速度が遅い様に感じられる。トップダウンとボトムアップ方式をうまく併用しながら、ガバナンス強化に努め、各種取り組みのスピードを上げる必要がある。

また近年、学生による相談内容が複雑化しており、学生生活、友人関係、家庭の経済状況、精神面の不安等、多岐に亘る。従来の相談とは違い、事務職員には高度な知識と相談者との信頼関係を確立し相談の主訴を的確につかむいわゆるカウンセリングスキルが求められる。また、保護者からの相談も年々増加、複雑化傾向にあり、場合によってはトラブルに発展するケースも想定しなければならない。平成 26 (2014) 年度には就職支援を担当するキャリアサポート室員 1 名がキャリアカウンセラー資格を取得したが、今後は更に資格取得及び能力向上について事務組織全体で推進する必要がある。そこで、平成 28 (2016) 年度は資格取得や能力開発についての補助制度等の導入について検討を行う。

SD については、平成 27 (2015) 年 4 月に「SD 推進委員会」を設置した。平成 28 年度で活動は丸 2 年となり、平成 29 年度は 3 年目となる。全体を対象とした SD 研修会と FD・SD 合同研修会の実施はこれまで通り推進しながら、愛知東邦大学との共同 SD

に注力する。また、委員会自体の運営方針の見直しを行い、効果の高いSD活動を展開し、業務に活かせるノウハウや知識提供を充実させていく。また、委員会を構成する委員の人数、所属部署も見直しを行い、部署が独自にSD活動を行っていく様、働きかけを行える体制づくりを目指す。

【区分 基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。】

■ **基準Ⅲ-A-4 の自己点検・評価**

(a) **現状**

教職員の就業など人事管理に関する事項は、「学校法人高崎商科大学勤務規程」「高崎商科大学短期大学部教育職員勤務規程」「高崎商科大学短期大学部教育職員任用規程」「学校法人高崎商科大学教育職員人事考課規程」「学校法人高崎商科大学事務職員人事考課規程」をはじめとする諸規程に定められ、これらに基づいた運用がなされている。

教職員の入職時及び辞令交付式時のオリエンテーションや新任者研修では法人及び大学の概要・沿革、法制度、経営方針、教育方針、組織等に加えて諸規程の説明も行っている。

規程類は学内の情報ネットワーク「Web Campus II」上でも常時閲覧できるシステムになっている。また規程の制定・改定にあたっては、まず教授会にて意見聴取を行いその後、評議員会の諮問を受けてから理事会にて審議・決定する手順を踏んでいる。

本学園では平成 17 年(2005)年度から全教職員を対象にした人事考課制度を導入し、教職員の業績を適正に評価して給与・賞与並びに昇任・昇格等の処遇に反映させている。

この制度は各教職員が年度始めに学長より提示された「年度方針」を基に「個人目標達成計画書」を作成し、年度末には年間の職務の結果に基づいた「自己評価報告書」を提出する、所謂「目標管理」と連動している。

因みに平成 27(2015)年度からは入学式前に全学合同会議を開催し、学長より「大学運営方針」、事務局長より「事務局運営方針」、副学長より「未来創造 6 か条」「センター・委員会構成員」等の年度方針が教職員全員を対象に説明されている。

人事考課はその年度始めの 4 月 1 日から年度末の 3 月 31 日までの期間を対象に翌年 4 月下旬から 5 月上旬の間に実施される。一般教員対象では学科長が一次考課者、学長が二次考課者、理事長が最終考課者と其々なり、人事考課票は①教育②研究③大学運営④地域・社会貢献⑤職業人・組織人の考課項目で構成されている。「教育」の項目では学生による授業評価も内容に含まれている。事務職員では課長が一次考課者、事務局長が二次考課者、法人本部長が最終考課者となり、人事考課票は①実績②能力③情意④職業人・組織人の考課項目で構成されている。

平成 19(2007)年には勤務規程に定める懲戒に関する細則を「学校法人高崎商科大学懲戒規程」として、また平成 21(2009)年には「学校法人高崎商科大学公益通報者の保護等に関する規程」を其々制定し、教職員に対する公正な処置並びに職場規律・学内秩序の確立を図っている。

個々の能力開発についても、自己啓発を促す環境が整えられている。教員については FD 推進委員会が主導して各種研修会や報告会と教員相互の授業参観の機会が設けられている。

事務職員については、平成 27 年 4 月に「SD 推進委員会」が設置され、同委員会が中心となり、全体 SD 研修会や各課内における勉強会を促す仕組みとなっている。

平成 28(2016)年 10 月、労働安全衛生法に基づき、ストレスチェック実施規定を制定し、学園全体の教職員を対象にストレスチェックを実施した。

(b) 課題

大学を取り巻く環境は厳しくまた変化も激しい中で、教職員に求められる業務量は増大し、その内容はスピード化・高度化してきている一方で中・長期的視野から見た事業計画も求められている。そのような状況下では特に管理職の責務は重要であり、全体の協力体制を築きリーダーシップを発揮する能力が求められている。

特に学長、副学長、学科長、事務局長、その他の役職者の役割は増々重要となっている。それらの問題の対応として、学務分掌・職務内容の見直しや効率化・共有化を図り、組織・事務分掌規程類の改定も行っていく。また、職務別や職位別の能力開発についても検討を進める。

人事考課制度についても内容の点検や評価手法の研究を通して評価結果と処遇の明確化と本人へのフィードバックを進め、教職員のモチベーションアップに繋げて行きたい。

平成 26(2014)年度からは顧問弁護士との年間契約に加えて社会保険労務士との年間契約も締結した。今後は個々の問題対応をその都度真摯に検討し、諸規程の改廃も行いながら教職員の就業を適正に進めていく。

■ テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の改善計画

[学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している]に関しては、短期大学設置基準に定める教員数を充足しており、コースの専門性に応じた専任教員を配置し専門性を保ちつつ、短期大学部としての教養教育を編成し実行している。兼任教員への依存率(70.59%)を引き下げていく必要があるが、急速に変化する短大を取り巻く環境に応じてコース変更等の必要性を勘案すると、むやみに専門性だけに特化した専任教員を増加できないが、中期計画に基づき計画的に改善していく。

[専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育活動を行っている]に関しては、教員各自の専門分野の研究の他に、授業と直結した研究も盛んに行われており、研究成果を個人の授業や、カリキュラムに反映する機会も増え続けている。一方で、研究活動に関しては、教員間で取り組み状況にばらつきが認められるため、外部資金推進委員会を中心に研究活動スタートアップ支援の充実を図ることが必要である。

[学習成果を向上させるための事務組織を整備している]に関しては、「建学の精神」、「教育理念」のもと学生の学習成果達成を意識しながら、日々支援・指導を行える体制を整えている。年々、社会の急激な変化に伴い、教員・職員に求められるスキルも増加、高度化している現状がある。教職員全体による CA 表の導入による改善計画の共有化、FD 委員会と SD 委員会が合同で活動し、教職一体化によるベクトル合わせにより、更なる事務組織強化を目指す。

[人事管理]に関しては、適切かつ公正に行われているが、人事考課制度についても内容の点検や評価手法の研究を行い、評価結果と処遇の明確化とフィードバックを進めていく。

【備付資料】

- ・FD 推進委員会活動報告書等【資料番号 22】
- ・SD 推進委員会活動報告書等【資料番号 23】
- ・中期計画書【資料番号 28】
- ・学校法人高崎商科大学規程集【資料番号 45】
- ・各種委員会等の議事録【資料番号 48】

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

■ 基準Ⅲ-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

高崎商科大学のキャンパスは、上信電鉄「高崎商科大学前駅」より徒歩 4 分の距離にある。校地・校舎面積は、校地 38,132.02 m²、校舎 2,143.91 m²で、短期大学設置基準面積（校地 2,400 m²、校舎 2,100 m²）を充足している。大学と短大は同一キャンパス内にあり、校地・校舎を共用している。

体育施設は、体育館（1,104.96 m²）、テニスコート 2 面（内 1 面はフットサルコートと兼用）、ゴルフ練習場、また、屋外運動場（17,801.00 m²）として、ソフトボール場、サッカー場などを保有している。これらの施設は、それぞれ適切かつ十分な面積を有しており、教育研究、学生の課外活動においても活用されており、運動場については支障のない範囲で地域住民へも開放している。下表の通り、校地・校舎面積共に設置基準を充足している。

校地・校舎面積（平成29年5月1日現在）

区 分	収容定員	校 地		校 舎	
		基準面積	現有面積	基準面積	現有面積
高崎商科大学	805 人	8,000.00 m ²		4,958.00 m ²	5,605.00 m ²
高崎商科大学短期大学部	240 人	2,400.00 m ²		2,100.00 m ²	2,143.91 m ²
共 用			38,132.02 m ²		2,338.00 m ²
計		10,400.00 m ²	38,132.02 m ²	7,058.00 m ²	10,086.91 m ²

2号館が短大棟であり、1号館、3号館とも大学と共通施設となっている。共有する一般教室やPC教室等の他、教育課程の授業に応じた専用の演習室、実習室等を用意している。

高崎商科大学短期大学部

校舎等施設概要（平成29年5月1日現在）

建物名	面積（㎡）	主要施設
1号館	4,091.92	（管理棟）理事長室、学長室、法人本部長室、学部長室、学科長室、会議室、メディアセンター室、学生生活・学習支援センター室、コミュニティ・パートナーシップ・センター室、事務室、法人事務室、講師控室、研究室、学生生活支援室、保健室 （教室棟）講義室、大講義室、コンピュータ室、PCD研究室、PCD考房、学生食堂、倉庫
2号館	2,996.83	図書館、学生ラウンジ、講義室、コンピュータ室、実習室、ゼミ室、トレーニングルーム 教員研究室、会議室
3号館	2,938.12	講義室、コンピュータ室、ゼミ室、キャリアサポート室、教員研究室、学生ホール
守衛室	10.36	守衛室
売店	49.68	コンビニ
体育館	1,104.96	アリーナ、器具庫、シャワー室、部室
合計	11,191.87	

講義室、演習室等の情報処理学習施設等は、多くの教室でPC、プロジェクター、TV、書画カメラなどのマルチメディア機器及び学内LAN（有線・無線）が整備されており、電子教材やビデオ教材、書画カメラによる資料のスクリーン表示などを活用した授業が行えるよう環境が整えられている。平成26（2014）年度においては、短期大学部として文部科学省「私立大学等教育研究活性化整備事業」に採択され、実習室（237教室）をアクティブラーニング仕様に改修し、同様に大学においても採択され講義室（111教室）をアクティブラーニング仕様に改修している。また、平成27（2015）年度は、私立大学等教育研究活性化設備整備事業に採択され、図書館、学生ホールや廊下等の無線LAN環境を整え、タブレット型端末やノートパソコンの貸し出しを行い、ラーニングコモンズに関する設備整備を行った。図書館入口のラーニングスペースでは、ソファ一席の後ろにカウンター席を設置し、貸し出した端末を活用してそれぞれが調査した電子情報をモニターに交互に映し出せるシステムを構築している。

講義室、演習室の概要（平成29年5月1日現在）

学部・研究科等	講義室・演習室 学生実習室等	室 数	面積の合計 （㎡）	専用・共用 の別	収容人員 （総数）	学生総数 （人）	在籍学生1人 当たり面積（㎡）	備考 （大学との共用の状況）
現代ビジネス学科	講義室	8	762.39	短大専用	540	164	4.65	
	演習室	2	219.69	短大専用	67	164	1.34	
		1	112.05	大学と共用	52	812	0.13	学部、研究科と共用
	実習室	3	278.00	短大専用	106	164	0.17	
		その他	—	1,025.58	短大専用	—	164	6.25
		—	2,508.03	大学と共用	—	812	3.09	学部、研究科と共用
その他	体育館	1	1,104.96	大学と共用				学部、研究科と共用

高崎商科大学短期大学部

情報機器、授業用の機器一覧表（平成29年5月1日現在）

館	教室番号	教室	収容人数	教師卓パソコン	学生用パソコン 無線LAN接続	学生用パソコン設置	DVD	ビデオ	プロジェクター	その他
一 号 館	111	講義室Ⅰ (アクティブラーニングルーム)	40人	○	—	6台	○	—	○	
	112	講義室Ⅱ	48人	—	—	—	○	○	—	
	113	講義室Ⅲ	48人	—	—	—	○	○	—	
	133	講義室Ⅳ	28人	○	無線LAN	—	PC対応	○	プロジェクター	
	134	講義室Ⅴ	48人	○	無線LAN	—	PC対応	○	プロジェクター	
	135	講義室Ⅵ	48人	○	無線LAN	—	PC対応	○	プロジェクター	
		大講義室	324人	○	—	—	○	○	○	電子黒板
	131	中講義室	160人	○	無線LAN	—	○	○	○	
	132	礼法室	--人	—	—	—	—	—	—	
一 号 館	122	PCD考房	32人	○	—	—	—	○	—	
		PCD公務員共同研究室	16人	○	—	—	—	○	—	
	121	OA教室	52人	○	—	52台	—	○	—	センターモニター
		PCD研究室Ⅰ	6人	—	無線LAN	—	—	○	—	
		PCD研究室Ⅱ	10人	—	無線LAN	—	—	—	—	
		PCD考房	15人	—	無線LAN	—	—	—	—	
二 号 館	221	講義室Ⅰ	63人	○	—	—	○	○	○	
	223	講義室Ⅱ	63人	—	—	—	○	○	○	
	231	講義室Ⅲ	63人	○	—	—	○	○	○	
	235	講義室Ⅳ	36人	—	—	—	—	—	—	
	236	実習室	30人	○	—	—	○	○	—	
	222	中講義室Ⅰ	150人	○	無線LAN	—	○	○	○	
	232	中講義室Ⅱ	137人	○	—	—	○	○	○	
	237	実習室 (アクティブラーニング ルーム)	48人	—	—	—	○	○	○	
	234	OA教室	32人	○	—	32台	—	—	—	
	211	トレーニングルーム	28人	—	—	—	○	○	—	
	212	小講義室	28人	—	—	—	○	○	—	
	233	ゼミ室	35人	—	—	—	—	—	—	
		ラウンジ	--人	—	—	9台	—	—	—	
三	321	講義室Ⅰ	110人	○	無線LAN	—	○	○	○	プロジェクター
	322	講義室Ⅱ	100人	○	100個	—	○	○	○	
	331	中講義室	180人	○	無線LAN	—	○	○	○	プロジェクター
	332	OA教室	54人	○	—	54台	○	○	—	センターモニター
	311	ゼミ室Ⅰ	--人	—	無線LAN	—	○	○	—	
	312	ゼミ室Ⅱ	--人	—	無線LAN	—	○	○	—	

高崎商科大学短期大学部

館	313	ゼミ室Ⅲ	--人	-	無線 LAN	-	○	○	-	
	314	ゼミ室Ⅳ	--人	-	無線 LAN	-	○	○	-	
	315	ゼミ室Ⅴ	20人	-	20個	-	-	-	-	
	323	ゼミ室Ⅵ	24人	-	24個	-	-	-	-	
	324	ゼミ室Ⅶ	24人	-	24個	-	-	-	-	
		学生ホール	--人	-	無線 & 10 館		-	-	-	
		キャリアサポート室	--人	-	無線 LAN	5台	-	○	-	

校地の安全性に関しては、短期大学設置時から諸々の認可申請の際にも留意している事項で安全性を十分に配慮している。校舎についても校地と同様に設置基準のほか各種基準に適合した内容となっている。

バリアフリーへの対応は、各建物に障がい者用のスロープは設置されているものの、1号館と2号館にはエレベーター設備がないことから、完全なバリアフリー対応とはなっていない。障がい者対応の駐車場や3号館1階には障がい者用トイレを整備している。

学内の施設設備については、エレベーターや受電設備、受水槽、消火器・消火栓などの防火設備等、それぞれの専門業者と年間契約を結び保守・点検等を実施しており、安全性の確保に努めている。

本学図書館は、高崎商科大学メディアセンターの図書館部門として管理・運営がされ、2号館1階に位置する。延床面積は777.17㎡（閲覧スペース627.94㎡、書庫スペース149.23㎡）である。開館時間は、月曜日から金曜日までは午前9時～午後6時30分まで、土曜日は午前9時～午後4時までとなっている。

蔵書数は、平成29年4月末現在で78,264冊（和書71,636冊、洋書6,832冊）、学術雑誌114種（和雑誌84種、洋雑誌30種）、視聴覚資料3,541点であり、図書78,468冊の内、参考図書として百科事典、辞書、法規集、白書、年鑑等5,108冊を所蔵している。

閲覧室の座席数は120席で、この他にDVD・CD・CD-ROM・ビデオテープ等を見ることができるよう設備された6ブースから成る視聴覚コーナーや雑誌・新聞コーナー、個別自習ブース6席、ソファー5席、ラーニングスペースも整備されており、明るく落ち着いた学習環境にある。

図書館には、図書館情報システムが導入されており、全ての図書情報が電算化され、図書管理、目録データ作成、貸出、蔵書検索等が行えるようになっている。館内には、蔵書検索用のパソコン端末3台を設置し、学外からもインターネットを利用して、蔵書を検索できるシステムとなっているなど、情報化が図られている。

平成28年度の図書館利用状況は、開館日数262日、入館者数26,783人（内学外一般利用者34人）、貸出冊数2,534冊（うち教職員373冊、学外一般利用者39冊）、貸出人数は1,229人（うち教職員184人、学外一般利用者11人）である。また、利用促進を図るため、「図書館利用案内」及び「図書館ニュースパイプライン」（年2回発行）を作成、配布するとともに、新入生に対するオリエンテーションや教養ゼミの中で図書館の紹介を行うほか、ゼミ単位、個人単位での図書館オリエンテーションも実施している。授業を受ける上で必要な知識を得られる書籍等は教員に推薦を依頼し推薦図書コ

コーナーに配架している。保護者の組織する後援会寄贈図書は文学賞などの受賞作品や注目されている本を中心に選書し後援会図書コーナーも用意している。また、平成23(2011)年度より図書館関連規程の改定を行い、卒業生や近隣住民の方等への図書館資料の貸し出しが可能となった。そのほか、他の図書館等との連携では、群馬県大学図書館協議会（加盟県内23大学）に加盟し情報交換を行っている。また、県立図書館の図書貸出サービスを利用している。

図書館業務は、これまでフルタイムの契約職員1名と派遣職員1名(シフト制により3名で対応)の2名で対応してきたが、平成29年度より3名の派遣職員から3名の直接雇用のパート職員への切り換えを行った。これにより、大学としての図書館業務の方針等がより伝えやすい体制となった。

体育館の面積は1,104.96㎡で、バスケットボールやバレーボール等が授業や課外活動に活用されている他、入学式・卒業式等の式典にも利用されており適切な面積と思われる。

(b) 課題

校地・校舎面積とも短期大学の設置基準は十分充たしているが、空手道の特待生制度を設け、空手道の育成に力を入れている本学にとって、現在武道館又は複合施設がないことが課題である。

本学の障がい者への対応としては、大学開学時に建設された3号館以外の1号館・2号館にはエレベーターや障がい者用トイレ等が設置されておらず、完全なバリアフリー化には対応できていない状況にあり、建物の構造上の問題等もあり早急に対応することは難しい。

積極的に障がい者を受け入れるためには、全ての棟にエレベーターや障がい者用トイレの整備が必要となるため、平成29年1月完成予定の4号館(4階建て建物)については、エレベーターはもちろん、設計段階からバリアフリー対策を検討している。また、1号館・2号館についても顧問設計士とも相談しながらエレベーターや障がい者用トイレ等、対応可能なバリアフリー対策を講じる。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

■ **基準Ⅲ-B-2 の自己点検・評価**

(a) 現状

施設設備・物品管理については、固定資産管理規程として特に定めたものはないが、「学校法人高崎商科大学経理規程」の中の固定資産の章ならびに「学校法人高崎商科大学経理規程施行細則」をもってそれにあてている。

施設設備等の維持・管理は、法人本部総務課が中心となって担当しており、主に大規模な工事を伴うものを中心に、日常的な維持管理は教学課と共に行っている。特に大規模な工事については年次計画を立てて対応している。

主な施設設備の日常的な保守点検業務は外部委託しており、建物内清掃、ゴミ収集、学内植栽・樹木等管理及びグラウンド整備、情報機器管理、情報ネットワーク管理、空調機器管理、電気設備保守、防災設備保守、建物維持管理などについて、それぞれ専門業者と年間契約を結び、日常管理と定期検診を実施している。

特に個々のPCトラブルなど情報関連設備の維持・管理については、事務局とメディアセンターとで協力して適切に対応している。

火災災害の対策として、火災報知機、緊急放送システム、消火栓、防火扉を各校舎内に備えるとともに、校舎内外各所に消火器を常備している。定期的な点検も防災システム機器の専門業者により年に二度実施している。また、年一度、事務職員を中心に学生代表と共に避難訓練及び消火訓練を実施し、火災時の避難誘導、消火ホース・消火栓の取扱い、消火器の使用方法などについて実地訓練を行っている。

地震等の災害に対する対策については、危機管理マニュアルを整備し全学的な取り組みをおこなっている。なお、地域に対する緊急時の救援も視野に入れ、災害時用の備蓄用品として以下のものを備えている。

- ・難燃毛布 30 枚
- ・ラジオ付懐中電灯 10 台
- ・メガフォン 5 台
- ・トランシーバー2セット
- ・剣型スコップ 3 丁
- ・角型スコップ 3 丁
- ・標準ロープ 100m
- ・シート 30 枚

防犯対策については、正門に守衛室を設置し、平日と土曜日は午前 6 時 30 分から午後 9 時まで、日曜日は午前 8 時から午後 6 時まで守衛を配置している。また、祭日や大学入試センター試験等の際は、警備会社に常駐警備を依頼し来訪者の受付と不審者の監視を行っている。

学内の警備は、守衛又は警備会社による常駐警備が定期的にキャンパス内を巡回し学生の安全確保に努めている。また、常駐警備以外の夜間の警備は、警備保障会社との契約の下、学内にセンサーを配置し自動警備システムによる監視体制をとっている。さらに、不審者進入監視カメラを設置し、危機管理にも備えている。

学内ネットワーク (Web Campus II) については、ファイアウォールを設定し、外部からの不正アクセス対策を行っている。また、サーバー類のメンテナンスについては、保守会社と保守契約を結び定期的な管理ならびに緊急時における迅速なシステム復旧が可能な体制を整えている。

省エネ対策として、クールビズの取り組みはもちろんだが、リサイクル可能な用紙の回収、照明機器の節電の他、節電に対する意識を高め総使用電気量を抑えるためのデマンド警報器を事務室に設置し、人的に可能な対策については全学的に取り組んでい

る。

また、平成 24（2012）度より東京電力㈱から新電力会社への切替えについて検討してきたが、平成 25（2013）年 1 月 1 日から同法人の附属高等学校、幼稚園については新電力会社(㈱エネット)への切替えを行い電気料金の削減を図った。また、大学・短期大学部は夜間電力を利用した床暖房を利用していたことから、床暖房からエアコンへの切替えを行い、平成 28 年 1 月から東京電力㈱から安価な新電力会社(㈱エネット)への切替えを行いコストの削減を図った。現在では、新電力会社を中心とする電気料金の安値競争の中、平成 29 年 4 月 1 日よりこれまでで最も安価な電気料金の提案をいただいた東京電力㈱との契約を結んでいる。

蛍光灯から LED ランプへの更新工事については、平成 24 年度、平成 25 年度と計画的に必要な性の高い教室等の施設から行き、消費電力の削減に貢献しており、今後も随時すすめていく予定である。

また、平成 26（2014）年度においては学生駐車場（4 箇所）、教職員駐車場（1 箇所）の投光器を LED ランプに更新することにより、消費電力の削減だけでなく、地域の防犯にも役立っている。さらに、2 号館屋上には省エネ推進のため太陽光発電システムを設置しており、省エネ意識を高めている。

(b) 課題

学内の施設設備については、エレベーターや受電設備、また受水槽、消火器・消火栓などの防火設備等は耐震性や各種基準に適合し、それぞれの専門業者と年間契約を結び日常的に保守・点検、補修・修理等が行われているが、昭和63（1988）年4月高崎商科短期大学の開学から28年が経過しており、老朽化に対応した改修計画も含め学内の安全性の確保のための整備を進めたい。

■ テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の改善計画

本学では、スポーツ推薦入試に空手道の特待生制度を設け空手道の育成に力を入れている。しかしながら、現在武道館又は複合施設がないこと等から、附属高等学校からの優秀な空手道部卒業生を入学に結び付けることができていない。部活動育成に対する学園としての方針を改めて確認し、武道館又は複合施設の建設を中期計画の中に予算化していく必要がある。

また、本学で学ぼうとする障がい者を積極的に受け入れるためには、1号館・2号館は障がい者を受け入れるためのバリアフリー対策が講じられていない。障がい者を受け入れるためには、全ての棟にエレベーターや障がい者用トイレ等の整備が必要で、今後建設を予定する建物については設計段階からバリアフリー対策を講じる必要がある。1号館・2号館については、顧問設計士とも相談しながら障がい者用トイレ等、対応可能なバリアフリー対策を計画的に進める。

さらに、学内の施設設備については、それぞれの専門業者と年間契約を結び日常的に保守・点検、補修・修理等が行われているが、昭和 63 年 4 月高崎商科短期大学開学から 28 年が経過しており、老朽化に対応した改修・改善計画が必要である。2 年に 1 度行われる建築基準法第 12 条に基づく建築物及び建築設備の定期検査報告の指摘等により、改善箇所の工費を中期計画に予算化し、学内の安全性の確保等の整備を進めて

いく予定である。

【提出資料】

- ・ 中・長期財務計画書【資料番号 25】

【備付資料】

- ・ 中期計画書【資料番号28】

【テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源】

【区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。】

■ **基準Ⅲ-C-1 の自己点検・評価**

(a) **現状**

短期大学部は大学と教室や機器等を共用していることから、学生生活・学習支援センターやメディアセンター、また事務局が中心となって教育課程編成・実施の方針に基づいて学習効果を獲得するために必要な設備やハードウェア、ソフトウェアの提案、また学生支援のためコンピュータ利用技術の指導、各コースの学習内容に沿った施設・設備等の提案、整備を適宜行っている。

情報サービス施設は大学と共用していることから、コンピュータ教室3室（内1室は短大専用）があり合計138台のパソコンを設置している。授業時間以外は学生が自由に利用できるように開放しており、課題作成や自習に利用されている。

1号館のコンピュータ教室は52台、2号館コンピュータ教室32台、そして、3号館のコンピュータ教室は54台であり、すべてのパソコンにOSは「Windows 7」、「Microsoft Office2010 (Excel, Word, Power Point)」がインストールされ、適宜更新している。

コンピュータ教室等のパソコンは全て学内LANに接続され、自由にインターネットが使用できる環境になっている。学内にはファイルサーバーを設置しており、レポートの提出や教材の提供などに使用されている。

学生は教室内外を問わず自由にインターネットに接続して情報検索やホームページ検索ができると同時に、学外においてもSHODAI Web Campus II（学内教育支援ネットワークシステム）に接続して、教室変更、休講・補講、定期試験日程、資格試験日程、就職支援情報などの様々な連絡事項について情報を得ることが可能となっている。

現代ビジネス学科には「ホテル・ブライダル・ビューティーコース」「観光・ブライダルコース」「医療事務・ドクタークラークコース」「会計・ビジネスコース」があり、それぞれの教育目的を達成するため、学生生活・学習支援センターやメディアセンター・事務局が中心となって施設、設備の改善や更新、また学生への指導も行っている。

平成25（2013）年度はスポーツトレーニングルームの設置と共に、各種運動器具を新たに設置し、授業だけでなく空き時間は一般の学生に開放している。平成26（2014）年度においては、短期大学部として文部科学省「私立大学等教育研究活性化整備事業」に採択され、実習室（237教室）をアクティブラーニング仕様に改修し、同様に大学においても採択され講義室（111教室）をアクティブラーニング仕様に改修している。また、平成27（2015）年度は、私立大学等教育研究活性化設備整備事業に採択され、図書館、学生ホールや廊下等の無線LAN環境を整え、タブレット型端末やノートパソコンの貸し出しを行い、ラーニングコモンズに関する設備整備を行った。図書館入口のラーニングスペースでは、ソファ席の後ろにカウンター席を設置し、貸し出した端末を活用してそれぞれが調査した電子情報をモニターに交互に映し出せるシステムを構築している。

FD推進委員会では、上記ICT関連機器の使用方法について平成27年から勉強会を開催し、教員に対して授業における活用方法の説明を行っている。さらに情報機器全般の

管理はメディアセンターが行っており、専門知識を有する専任職員が1名配属されている。常にICT活用方法等を照会できる体制が構築されており、教員がICT関連機器を活用して効果的な授業が行える体制を整えている。

(b) 課題

短期大学部は、時代のニーズの変化が早く、いち早く気づきこれに対応することが求められる。時代のニーズの変化に対応するためには、常に市場調査を行い、現状を把握すると共に、将来のあるべきビジョンを描くことのできる恒常的・組織的な取り組みが必要と思われる。

短期大学として特色や魅力をさらに伸ばすためには、専門性の高い、現場実務に近い施設や技術的資源が必要となり、各コースとも技術に精通した専門性の高い教職員の確保が課題である。

■ テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の改善計画

短期大学部現代ビジネス学科の各コースが社会のニーズを捉えたコース設定であるかどうかは学生募集活動において重要で、環境の変化に対応するためには、学内の学生に対する満足度等はもちろんであるが、社会のニーズや変化に対応するための市場調査を計画的に行い現状把握を行う必要がある。このためには、法人本部企画室が中心となり、広報・入試室と連携し社会のニーズや将来のあるべきビジョンを描くことのできる恒常的・組織的な取り組みを行っていく。

また、短期大学部としての特色や魅力をさらに伸ばすためには、専門性の高い、現場実務に近い施設や技術的資源が必要となることから、各コースとも技術に精通した専門性の高い教職員の確保が必要となる。技術に精通した専門性の高い教職員を確保するためには、法人本部企画室（事務職員）が中心となり、専門分野の有識者から優秀な人材の情報提供等を受けることのできる、組織的な取り組みを進めていく。

【備付資料】

- ・ 学生生活に関する満足度調査結果【資料番号 8】
- ・ 進路支援に関する満足度調査【資料番号 9】

〔テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源〕

〔区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。〕

■ **基準Ⅲ-D-1 の自己点検・評価**

(a) 現状

法人全体の資金収支の状況については、毎年度安定した繰越支払資金を維持している。消費収支及び事業活動収支においても帰属収支差額、基本金組入前当年度収支差額は、収入超過を継続してきている。

平成 26 年度は、主な収入である学生生徒等納付金収入が大学・短大の在籍学生数の減に伴い減少したが、補助金収入が大学・短大の文部科学省「地（知）の拠点整備事業補助金」「私立大学等改革総合支援事業補助金」「教育研究活性化整備費補助金」獲得や高校における群馬県からの補助金により増加した。また、報酬委託手数料や奨学金、修繕料支出の減少等による教育研究経費の減や、広報費支出の減に伴う管理経費の減により消費支出が減少したことで、帰属収支差額は前年度より大幅に増加することとなった。なお、消費収支差額については、高校の校舎等耐震補強事業等に伴う基本金組入れの関係から支出超過となった。

平成 27（2015）年度は、収入では、学生生徒等納付金収入等で減少したものの寄附金収入や資産売却収入のほか、補助金収入が大学・短大関係で文部科学省「地（知）の拠点整備事業補助金」「私立大学等改革総合支援事業補助金」「教育研究活性化設備整備費補助金」「私立大学等経営強化集中支援事業補助金」の獲得や高校の「耐震改修事業補助金」等で大幅に増加したことにより、支出において人件費支出や教育研究経費支出、管理経費支出等も増加しているが、基本金組入前収支差額は収入超過となっている。当年度収支差額については、平成 26 年度同様に高校における校舎等耐震事業等の関係から基本金組入額が増加していることで、支出超過となった。

平成 28（2016）年度は、収入では、学生生徒等納付金収入等で減少したが、手数料収入や寄附金収入等の増加により、支出においては、退職金の増加による人件費支出や大学の学科増設に伴う広報費等の増加により管理経費支出も増加しているが、基本金組入前の当年度収支差額は収入超過を継続している。なお、当年度収支差額については、大学・短大の新校舎建設に伴い基本金組入額が増加したことから、支出超過となっている。

貸借対照表においては、総資金に占める自己資金の割合である自己資金構成比率は、毎年度 89%前後であり大学法人の全国平均 87.5%（日本私立学校振興・共済事業団「平成 28 年度版 今日の私学財政」の平成 27 年度 大学法人〈医歯系法人を除く〉データ）よりも高く良い状態である。

資産関係では、固定資産構成比率は平成 28 年度末 77.9%で全国平均の 86.5%より低く、現金預金を中心となる流動資産構成比率は全国平均 13.5%に対し 22.1%と高くなっている。

負債関係では、負債総額は年々減少してきていたが、附属高校の校舎建築資金として日本私立学校振興・共済事業団より長期借入をした関係から増加し、これに伴い総負債比率についても平成 26 年度は若干増加したが、全国平均の 12.5%から比べれば低く、平成 28 年度末では 10.5%と健全な財政状態を維持している。また、流動比率は、全国平均の 254.1%を大きく上回る平成 28 年度末 573.5%であり、内部留保資産比率

は、全国平均 23.9%を若干下回る比率ではあるが、負債に備える資産の蓄積は十分にされている。

他の貸借対照表関係比率を見ても、各年度とも大学法人の全国平均と比較して良い評価となっており、財政基盤は安定していると言える。

一方、法人全体の支出について、最も大きな割合を占める人件費は、人件費比率が平成 25 年度より年々下がってきていたが、平成 27 年度、平成 28 年度共に退職金が増加した関係から数値も上昇し、平成 28 年度は 58.5%となっており、全国平均の 53.7%（「平成 28 年度版 今日の私学財政」の平成 27 年度 大学法人〈医歯系法人を除く〉データ）を上回る状況となっている。教育研究経費比率は、29.2%（同 33.2%）で、毎年度 30%前後を維持し、管理経費比率は、平成 26 年度 5.8%、27 年度 7.1%、28 年度は 7.8%（同 9.3%）とほぼ良好な状態にある。

また、短期大学部については、これまで帰属収支差額、消費収支差額ともに収入超過を継続してきていたが、平成 28 年度は学生生徒等納付金収入が減少したことに加え、教育研究経費及び管理経費支出と新校舎建設に伴う資産処分差額が増加したことから、基本金組入前当年度収支差額は支出超過となった。基本金組入後の当年度収支差額についても、28 年度は大学・短大の新校舎建設に伴う基本金組入額の増加により支出超過額は増加したが、短期間の事業による増加であることから、資金収支、消費収支、事業活動収支ともに、収支は均衡状態にあると言える。

短期大学部では、学生生徒等納付金比率が平成 26 年度は 74.5%、平成 27 年度 78.7%、平成 28 年度は 77.4%（全国平均 73.1%〈日本私立学校振興・共済事業団「平成 28 年度版 今日の私学財政」の平成 27 年度 短大部門〈系統別〉単一学科・社会系学科〉）で、同系統短大の全国平均よりも若干高い状態である。また、補助金比率は平成 25 年度の 12.7%から平成 26 年度 21.6%、27 年度 22.1%、28 年度 22.9%（同 15.5%）と高くなってきている。人件費比率は平成 26 年度 49.5%、平成 27 年度 57.9%、平成 28 年度は 58.7%（同 62.4%）、教育研究経費比率は平成 26 年度 27.7%、平成 27 年度 33.0%、平成 28 年度は 34.6%（同 32.9%）、管理経費比率は平成 26 年度 6.6%、平成 27 年度 11.2%、平成 28 年度は 14.7%（同 11.7%）であり、概ね全国平均よりも良い数値となっている。

短期大学部の財政規模は、法人全体の帰属収入の平成 26 年度 12.2%、平成 27 年度は事業活動収入の 10.4%、平成 28 年度は 11.0%であり、消費支出は法人全体の平成 26 年度 11.4%、平成 27 年度は事業活動支出の 11.1%、平成 28 年度は 12.1%である。帰属収支差額、基本金組入前当年度収支差額においても、平成 28 年度は新校舎建設の関係から一時的に支出超過となったが、大幅な学生生徒等納付金収入の減少がない限り、短期大学部の存続は可能である。

本学園では、全教職員に退職金が支給できるよう、規程に基づき算出した 100%の金額を群馬県私学振興会の掛け金の累計額と不足分は退職給与引当金により計上している。

資産運用は、「学校法人高崎商科大学資金運用規程」を整備し、元本の確実性が高い日本国債等を中心とした金融商品により健全な運用を行っている。

短期大学部における教育研究経費比率は、上述のとおり、これまでも 20%を超えており、平成 28 年度は経常収入の 34.6%となっている。

教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）は、予算において必要額を計上しており、資金配分は適切である。

短期大学部の入学定員充足率は、平成 26 年度 75.0%、平成 27 年度 80.8%、平成 28 年度は 73.3%となっており定員を確保できていない。また、これに伴い収容定員充足率も平成 26 年度の 86.7%から平成 27 年度 76.7%、平成 28 年度 76.6%と減少してきており、100%を割っている状況である。しかしながら、これまで補助金収入と経費抑制とにより帰属収支差額及び基本金組入前当年度収支差額は収入超過を継続してきており、28 年度は一時的に支出超過となっているが、健全な財務体質を維持している。

(b) 課題

法人全体では、平成 26、27、28 年度と収支差額は支出超過となっているが、これは附属高校での校舎等耐震事業や大学・短大で新校舎建設事業を実施していることが要因であり、短期的な事業でもあることから、大きな問題ではない。

短期大学部についても、これまで収入超過を継続してきていたが、平成 27 年度は学生生徒等納付金収入の減少が影響したことにより、若干の支出超過となり、28 年度は更に新校舎建設事業の関係から支出超過が増加することとなった。今後とも健全な経営を継続するためには、安定した財政基盤の維持が不可欠である。

そのためには、教育の継続的な見直し改善と同時に、財政面での各経費の適切かつ効果的な配分と学生生徒等納付金や補助金収入を増加させることが必要であり、何よりも学生の安定的な確保が課題である。

〔区分 基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。〕

■ 基準Ⅲ-D-2 の自己点検・評価

(a) 現状

本法人の経営状態は、日本私立学校振興・共済事業団が示す「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」に照らし合わせた場合、平成 26 (2014) 年度「A1」、平成 27 (2015) 年度「A3」、平成 28 (2015) 年度「A3」の正常状態に位置しており、財政基盤は安定しているといえる。

本学を設置する学校法人高崎商科大学は、平成 27 年度に「中期計画（平成 27 年度～平成 31 年度）」を策定し、その中で本学は、「実学を中心とした教育の質向上、地域活動への注力、附属高校との強力な連携体制等への取り組みと、地元企業との信頼関係構築による抜群の就職率達成、資格取得とコミュニケーション能力の充実に焦点を置いた教育体制の確立」等を経て、「独自力と競争力を強めて、地域および学生に選ばれる短大を目指すこと」を掲げている。

また、中期計画の策定に際しては、外部要因や内部環境について分析し、本学の強み、弱みについて SWOT 分析が行われており、これを踏まえて中期計画が検討、策定されている。

中期計画においては、経営、管理等に関する計画も策定されており、財政基盤に関する目標として、「収支バランスを考慮し、安定した財政基盤の確立」「収入増加の方策への積極的な取り組み」「経常的経費や事業経費の見直しによる支出抑制」を掲げている。特に支出面では、平成 27 年度から平成 29 (2017) 年度までの 3 年間に亘る経費削減計画が決定されている。

本学では、学生募集対策として毎年度数値目標とその達成に向けた具体的な方策を立てて学生募集・広報活動を行っている。また、学納金については、経済状況や近隣短期大学の動向を勘案して決定しており、現在のところ変更する予定はないが、入学者確保の見込みから学生生徒等納付金をはじめ、その他の収入面における見込み額を算出し、それに応じた年度予算を策定している。

人事計画については、平成 27 年 9 月の理事会において法人全体の人事政策（教職員数、専任・非常勤の割合等）について、方針と具体的取り組み内容に関する中期の計画が決定されている。これに基づき、短大では専任教員、兼任教員の採用、昇任を行うとともに、必要な人員を配置している。また、職員については、大学と短大の事務を一本化し効率的に運営できるように組織しており、強化を図ってきている。

施設設備については、学生食堂や自習施設等、学生生活・学習環境の更なる充実を図るため、平成 29 年度の完成に向けて新校舎の建設計画を進めている。また、これまでも大講義室の改修やアクティブラーニング教室の整備など、毎年度充実を図ってきている。

外部資金の獲得に向けては、短期大学部の年度方針の中で、科学研究費補助金を始めとする外部資金に一人 1 件申請することを掲げており、平成 27 年度には、短大として外部資金獲得のための組織体制の強化を目的として外部資金獲得推進委員会を設置している。

科学研究費については、研究分担者として 1 名が補助金を獲得している他、平成 26

年度、平成 27 年度、平成 28 年度と文部科学省「私立大学等改革総合支援事業補助金」の採択と共に「教育研究活性化設備整備費補助金」も獲得している。また、現在、遊休資産の処分等についての計画はない。

入学定員充足率及び収容定員充足率については、既述のとおり 100%を割っている状況ではあるが、帰属収支差額、基本金組入前当年度収支差額は収入超過を継続していた。平成 28 年度は新校舎建設事業の関係から支出超過となったが、人件費及び施設設備費等の経費についてもバランスはとれている。

学内に対する経営情報の公開については、法人のホームページに掲載すると共に、全教職員に配布される学園誌ならびに大学広報誌にも掲載しており、情報の共有と危機意識の共有はできている。また、大学・短大の全教職員を対象とした全学会議において、法人から財務状況について説明をしているほか、学生募集状況や就職状況などについては、随時教授会で報告されており、現状や課題等、短期大学部内においても問題意識は共有されている。

(b) 課題

帰属収支差額及び基本金組入前当年度収支差額は収入超過となっていたが、平成 28 年度は支出超過となり、これ以上の入学定員未充足は、経費とのバランスを欠く状況となるため、何よりも安定的な学生の確保が必要である。

各設置学校の中期計画の事業計画と共に、法人全体の中期計画に基づく財務計画により、施設設備の計画的な整備と教育環境の充実に向けて取組み、引き続き財政基盤の安定と収支バランスの確保された適切な財務運営を行っていく。

また、外部資金の導入についても、科学研究費補助金や文部科学省の補助金事業等に今後も積極的に応募していく。

テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の改善計画

短期大学部は、入学者確保において厳しい状況が続いていることで、収支状況にも影響が出てきている。

今後とも健全な経営を継続するため、教育内容の継続的な見直し改善と共に外部への情報発信、学生募集の強化、キャリアサポートの強化等を行うと同時に、財政面での各経費の適切かつ効果的な配分と補助金等の外部資金獲得に努め、学生の安定的な確保に向け全学を上げて努力していく。

【提出資料】

- ・ 計算書類等の概要（平成 26 年度～平成 28 年度）
 - 資金収支計算書の概要 [書式 1] 【資料番号 13】
 - 活動区分資金収支計算書（学校法人） [書式 2] 【資料番号 14】
 - 事業活動収支計算書の概要 [書式 3] 【資料番号 15】
 - 貸借対照表の概要（学校法人） [書式 4] 【資料番号 16】
 - 財務状況調べ [書式 5] 【資料番号 17】
 - 資金収支計算書・消費収支計算書の概要 [旧書式 1] 【資料番号 18】
 - 貸借対照表の概要（学校法人） [旧書式 2] 【資料番号 19】
- ・ 資金収支計算書・資金収支内訳表（平成 26 年度～平成 28 年度）【資料番号 20】
- ・ 活動区分資金収支計算書（平成 28 年度）【資料番号 21】
- ・ 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表（平成 28 年度）【資料番号 22】
- ・ 貸借対照表（平成 26 年度～平成 28 年度）【資料番号 23】
- ・ 消費収支計算書・消費収支内訳表（平成 26 年度）【資料番号 24】
- ・ 中・長期の財務計画【資料番号 25】
- ・ 事業報告書（平成 28 年度）【資料番号 26】
- ・ 事業計画書／予算書（平成 29 年度）【資料番号 27】

【備付資料】

- ・ 財産目録及び計算書類（平成 26 年度～平成 28 年度）【資料番号 41】

基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画

教育資源面での兼任教員依存率引き下げや教授数の問題は設置基準の遵守を前提にしたうえで、財政状況を見ながら長期スパンでの対応を進める。

「外部資金獲得推進委員会」は教員に研究に関する情報提供を行うことにより、教員の教育・研究活動を加速化させる。また学長裁量教育研究費として位置付けられている「教育改革研究費」「共同研究費」「地域志向研究費」等の更なる活用を推奨する。

教育の質の向上方策としては、教育活動の継続的改善を推進及び支援する事を目的とした「FD 推進委員会」や専任事務職員が教育・研究支援を行う上で必要とされる資質を向上させる「SD 推進委員会」の活動に CA（チェック・アクション）表を活用し継続的な改善を行う。

物的資源面では、平成 26(2014)年度に大学・短期大学部共に「私立大学等改革総合支援事業」タイプ 1 の選定大学となり、「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」の補助金を受けて「アクティブラーニング教室」の充実を大学・短期大学部共に図ることができた。

平成 27(2015)年度も平成 26 年度に引き続き、大学・短期大学部共に「私立大学等改革総合支援事業」タイプ 1 の選定大学となり、施設整備補助金を受けて「図書館・学生ホールの無線 LAN 整備」「ノート PC・タブレット貸出しシステム」「図書館内ラーニングコモンズ」「アクティブラーニング教室」等施設の充実を図ることができた。

平成 28(2016)年度も平成 27 年度に習い「私立大学等改革総合支援事業」タイプ 1（教育の質的転換）の選定となり、「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」の補助金を受けて短大では従来の PC 教室をアクティブラーニングの実践ができ、プレゼンテーション指導や英会話の活用による国際交流ができる PC 教室とした。また他教室もラーニングコモンズとして位置付ける為に WEB カメラ付き PC を導入し、学生が活発なブレンドストーミングが行える教室に整備した。大学でも有効なプレゼンテーションや ICT を活用したビジネスモデルに関する研究・教育が推進できる PC の導入を行なった。

平成 29(2017)年度は大学新学科設置に伴い新校舎を増築し、「食堂・ラウンジ・コンビニ・自習室・語学学習支援室」等を整備する。また「身障者対応トイレ」や「エレベーター」の設置によるバリアフリー化も同時に進めていく計画である。

武道館や学生寮と築 28 年を経過する 1・2 号館の校舎補修計画は学園全体の中期計画の中で優先順位を決めて実施していく。

財的資源面では「補助金並びに外部資金獲得」と平成 27 年度から平成 29 年度に亘る「経費削減中期計画」の実施、また「資産運用」「学校債」「年俸制」等の検討により財務の安定化を図っていく。しかし大学・短大のブランド力を上げて収容定員充足率を向上させることがより一層財政の安定化に結びつく方策と認識している。

◇ **基準Ⅲについての特記事項**

(1) 以上の基準以外に教育資源と財的資源について努力している事項。

人的資源テーマでは教職員全体の能力のレベルアップを図る目的で FD・SD 活動を継続的に進める。また平成 29(2017)年度から短大・大学共に各 1 名の英語ネイティブ教員を採用し、グローバルな教育を充実させている。

物的資源テーマでは施設の安全性・快適性を追求し、計画的な改善を進めていく。

その他の教育資源テーマでは教育内容の刷新を継続的に進める。また専門性が高く実学を教授できる優秀な教員を採用する。

財的資源テーマでは短期大学部のブランド力アップによる収容定員充足率向上を図る。また教育研究費として外部資金の獲得に努める。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

短期大学部の住所となる根小屋キャンパス地域は高崎市の市街化調整区域にあたり、土地の取得が難しく、校地の拡張は困難を極めている。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】**■ 基準Ⅳの自己点検・評価の概要**

理事長は学園の建学の精神及び教育理念・目的を理解し、設置する各学校の環境と状況を考慮に入れて学園の経営にあたっており、学園の発展に寄与できる者である。理事会・評議員会は寄附行為に基づき、理事長からの招集により開催され議論・提言・審議がなされている。

理事長は毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算報告を評議員会に報告し、その意見を求めている。また事業報告は評議員会の諮問を受けた後に理事会に報告している。

学長の任命は、教授会の意見を徴したのち、理事会の議決を経て理事長がこれを行う事と「高崎商科大学短期大学部教育職員任用規程」に明記されている。

学長は建学の精神に基づき、理事会との連携を保ちながら短期大学部の向上・充実に努力している。また大学並びに短期大学部の全学的な運営を図るために設置された、学長の諮問機関である大学協議会における事前協議の後に教授会を開催している。また学長は各センター・委員会等の審議結果を斟酌して短期大学部教授会を適切に運営している。教授会及び各センター・委員会の議事録は学内情報ネットワーク「Web Campus II」上の掲示板に掲載して、教職員の閲覧に供している。

監事は毎年監事研修会に参加し、最新の情報を吸収すると同時に毎会計年度、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告している。また平成 26 年度からは 2 名の公認会計士と 1 名の監査従事者による厳正な会計監査を実施している。

評議員会は寄附行為の定めにより理事総数の 2 倍を超える 15 人の評議員で組織され、理事会の諮問機関として適切に運営されている。

学校法人及び短期大学部は中期計画に基づき、年度予算を適正に執行し、教育情報及び財務情報を法人・大学各々のホームページ及び学園広報誌・学内機関誌にて公開している。

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

■ **基準Ⅳ-A-1 の自己点検・評価**

(a) 現状

本学園理事長は学園勤続最長者で、教育界での役職歴も長く、学園創立者の曾孫にもあたり、28年前の短期大学の新設、15年前の大学設置の責任者であったので、建学の精神並びに教育理念は十分に理解している。また寄附行為に基づき理事会を招集し、議長を務めて強いリーダーシップで法人業務を総理している。

理事長は予算及び中期計画を含めた事業計画を評議員会に諮った後に理事会で審議・決定している。また決算については理事会で審議・決定した後に評議員会に報告し、意見を求めている。

理事長は法人が設置する各学校の長並びに法人本部長を招集し、必要に応じて法人企画調整会議を開き、現在の各学校の置かれている環境と状況や緊急の課題また第三者評価の結果等を常に把握して情報の収集に努めている。

理事会は学校法人及び短期大学運営に必要な規程を整備すると同時に理事の選任に関する制約事項（私立学校法第38条及び39・40条並びに学校教育法第9条）は全て寄附行為に明記し、それに基づき法人の健全な経営に関する学識と見識を有した理事を選任し、運用を行っている。

理事会は学校法人の最高意思決定機関として理事の職務の執行を監督し、重要事項について審議・決定しており、短期大学部についても運営の法的責任を認識している。

理事会は法令の定めに従い学内外の必要な教育情報・財務情報などを収集しホームページや学園広報誌・学内機関誌に掲載し、情報の公表・公開に努めている。

理事会は短期大学部学長を含め7名の理事と2名の監事で構成され、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する事を通じて学園全体の健全な経営に寄与している。

(b) 課題

理事長は、建学の精神及び教育理念・目的を理解し、学園の発展に努力しているが、それらを学園全体に浸透させ、ベクトルを合わせ、一体感を持ったチームワークを作ることに力を注いでいる。平成25(2013)年度から学園内の情報共有化を目的に発刊を開始した「学園広報誌－商大－」も平成28(2016)年度で4年目を迎えている。平成27年度からは配布先も法人及び各学校の役員・教職員に加えて保護者にも範囲を広げている。

理事長は、学園を代表し、その業務を総理しているが、理事長に対する情報提供の部門や業務を補佐する役職も学園全体としての必要事項と思われる。

理事長が開催及び招集する理事会・評議員会・企画調整会議等の内容を更に活性化させる事も今後の学園発展のための重要な要素と思われる。

■ **テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの改善計画**

理事長のリーダーシップを更に強固なものにするためには建学の精神及び教育理念・目的を学園全体に浸透させる事であり、その為の方策としては①新入教職員教育

の徹底②学園広報誌の内容充実③学内での建学の精神並びに教育理念・校訓・教育方針等の掲示を徹底④学園並びに各学校作成ホームページの内容充実などが考えられる。

理事長の情報収集と業務補佐を目的として平成 26(2014)年度からは副理事長制を布き、平成 27(2015)年度には経営方針企画立案と学園全体の IR 業務を担当する部署として「法人企画室」を総務課企画係から課に昇格した。同時に理事長の指示を受けて法人を含めた各学校各部署の日常の業務監査を実施する「内部監査委員会」を新設した。

また理事会規則を一部改定し、常勤理事の間で財務・学務・その他の職務を分担する事とした。今後はそれぞれの部署の活動を更に活発に進めていく事と理事長がより能力を発揮できる環境の整備を行う計画である。

【提出資料】

- ・ 学生便覧【資料番号 1】

【備付資料】

- ・ 商大保護者のためのガイドブック【資料番号 2】
- ・ 理事長の履歴者【資料番号 42】
- ・ 理事会議事録【資料番号 44】
- ・ 学校法人高崎商科大学規程集【資料番号 45】

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

■ **基準IV-B-1 の自己点検・評価**

(a) 現状

学長は、短期大学部教育運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を斟酌して最終的な判断を行っていると同時に、学園理事として学園運営の中枢を担っている。

学長は人格高潔で学識に優れ、かつ、短期大学部運営に関し広い見識を有し、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学部の向上・充実に向けて努力している。

学長は「高崎商科大学短期大学部教育職員任用規程」第4条の規程に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

学長は学則等の規定に基づき教授会を構成し、教授会規程に基づき教授会を開催し、教授会を教育研究上の審議機関として適切に運営している。また、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。

教授会の議事録は学内の情報ネットワーク「Web Campus II」上に掲載され、教職員の閲覧に供している。

また、教授会では毎年度始めに臨み3つのポリシーの見直しを行い、認識を新たにしている。

学長は大学並びに短期大学部の下に共通又は独自の研究所・センター・委員会と学長直轄の諮問機関である大学協議会を設置し、それぞれの設置規程、細則に基づいて適切に運営している。

(b) 課題

本短期大学部学並びに大学・大学院は同じキャンパス内に共在・共存している為、両大学の協力と調和を図る意味から大学学長が短期大学部学長も兼務しており、学長の業務は多忙を極めている。平成23(2011)年度には事務局組織に「学長室」の部署を設けて、学長室長が学長の補佐をする組織変更を行った。

一方、平成26(2014)年の学校教育法一部改正により、学長と教授会、更に副学長の役割が明確にされ、短期大学部もより戦略的な大学運営を求められている。

その様な状況下で学長の能力を更に発揮できる環境を整える事が重要な課題となっている。

■ **テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの改善計画**

学長のリーダーシップをより強固なものにする為には、学長の考え並びに年度方針を学内の教職員に周知する事と、学長が教育運営の職務を遂行する上でより能力を発揮できる環境を整備する事である。

その為、原則毎月開催される「大学協議会」や「教授会」での意思疎通に加えて、平成27(2015)年度より、入学式開始前に大学全教職員が集合し、「全学合同会議」を開催し、大学運営方針、事務局運営方針、未来創造6か条、新年度センター・委員会構成員等を発表する事とした。

高崎商科大学短期大学部

平成 28(2016)年度の全学合同会議では平成 27 年度の「ベストティーチャー賞」の授賞も行った。また平成 28 年度より、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる「副学長職」を新しく置く事とした。

また平成 26 (2014) 年度より従来から「学長裁量教育研究費」の名目で置かれていた「海外研修旅費」「共同研究費」「地域志向研究助成費」「地域志向教育活動助成費」に加えて「教育改革研究費」の費目を新設した。

【備付資料】

- ・全学会議の資料【資料番号 27】
- ・学校法人高崎商科大学規程集【資料番号 45】
- ・学長の個人調書、教育研究業績書【資料番号 46】
- ・教授会議事録【資料番号 47】
- ・各種委員会等の議事録【資料番号 48】

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

■ **基準IV-C-1 の自己点検・評価**

(a) 現状

本法人の監事は現在 2 名で、学校法人の業務、財産の状況及び各設置学校の管理運営の状況をチェックするとともに、理事会などで来学する際には、状況を見て法人財務担当者よりその都度財務状況を報告している。また、毎年 5 月には期末の決算に係る監査を実施している。

決算における会計監査時や年度途中において、公認会計士と監事、法人関係者（理事長、法人本部長（副理事長兼務）及び法人財務担当者）とにより、状況報告や意見交換する機会を設けている。

文部科学省主催の「学校法人監事研修会」に毎回参加することで、学校法人を取り巻く環境や文教行政の動向について認識を深めている。

監事は、理事会及び評議員会に毎回出席して意見を述べている。また、寄附行為の規定に基づき、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度監査報告書を作成し、会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会（例年 5 月開催）に提出している。

(b) 課題

監事の「業務監査」及び「財産状況監査」と、公認会計士による「会計監査」とのより適切な連携と情報交換を図ることにより、監査の効率と質を一層高めていく。

会計監査については、平成 25（2013）年度まで公認会計士 1 名により行われていたが、平成 26（2014）年度から 2 名の体制により監査が実施されており、監査の精度及び効率アップが図られている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

■ **基準IV-C-2 の自己点検・評価**

(a) 現状

評議員会は、私立学校法第 41 条第 2 項で定める理事の定数(7 人)の 2 倍を超える定数 15 人で組織しており、現員は 15 人である。評議員の選任は、「寄附行為」第 22 条で次のとおり定めている。

(評議員の選任)

第 22 条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

(1)この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 6 人

(2)この法人の設置する学校を卒業した者で年令 25 年以上の者のうちから、理事会において選任した者 3 人

(3)学識経験者のうちから、理事会において選任した者 6 人

評議員会は私立学校法第 42 条及び「寄附行為」の定めるところに従い、予算、借入金、事業計画、寄附行為の変更などについて審議しており、理事会の諮問機関として適切に運営されている。

(b) 課題

評議員会は、「私立学校法」および「学校法人高崎商科大学寄附行為」に基づき適切に運営されているので現状では問題ない。

[区分 基準Ⅳ-C-3 ガバナンスが適切に機能している。]

■ **基準Ⅳ-C-3 の自己点検・評価**

(a) 現状

平成 27(2015)年度始めの評議員会・理事会では法人を含めた各学校の中期 5 年計画が承認され、それに基づいた事業計画と予算が関係部門の意向を集約し決定されている。そして、決定した事業計画と予算は関係部門に指示されている。

年度途中では財務分析・SWOT 分析を基にした経営・財務状況並びに中期計画進捗状況の説明会が評議員会・理事会及び教職員を対象に各々開催されている。

日常的な出納業務は円滑に実施し、経理責任者による確認・照合が行われている。

また、月次試算表を毎月作成し、経理責任者を経て法人本部長・理事長に報告している。

計算書類・財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状況を適正に表示している。

また、公認会計士の監査意見への対応は総務課長を中心に行っている。

資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、経理規程及び資金運用規程の規定に従い資産等の管理台帳、資金出納簿等に記録し、管理している。

大学・短期大学部ホームページには其々3つのポリシーと教育情報を公表し、法人ホームページには財務情報を公開している。

(b) 課題

学校法人及び短期大学は中期計画に基づいた年度毎の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し決定しているが、計画及び予算の完成度はまだ低い。計画立案のプロセスを検討していく必要がある。

平成 27 年に発足した理事長直轄の「内部監査委員会」の活動を更に活発化することが、ガバナンス強化の上でも求められている。

資産及び資金の管理は安全に出来ているが、超低金利下の効率的な資産運用方法の研究が必要となってきた。

寄付金募集及び学校債発行の経験の少ない中、将来の必要性の検討を進める。

テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの改善計画

平成 27～31 年度 5 カ年中期計画は進行中であるが、今後は検討の開始を 1 か月早めて検討に十分な時間を取り、計画及び予算の完成度を高める。また定期的な計画の見直しも進めていく。

平成 27 年度よりスタートした「内部監査委員会」活動の活発化と監事との連携を図る。

資産及び資金の管理と運用については超低金利の状況下で安全を優先に効率的な運用を心掛ける。

寄付金募集の実績は過去にはあるが、学校債の発行の実績はまだ無い。将来の対応策の一つとしての可能性を探る為の調査を実施する。

教職員の採用が多様化する中で、給与支払い方式の一つとして年棒制の導入の検討を進める。

FD・SD・IR 推進委員会の活発な活動と建学の精神・教育理念・年度方針等の学内掲示の見える化により、教職員の意識改革を図る。

平成 27 年に作成した「危機管理基本マニュアル」をベースに防災設備会社と協力し、学内施設の再点検を行う。

【提出資料】

- ・ 中・長期財務計画書【資料番号 25】
- ・ 事業計画（平成 29 年度）【資料番号 27】

【備付資料】

- ・ FD 推進委員会活動報告書等【資料番号 22】
- ・ SD 推進委員会活動報告書等【資料番号 23】
- ・ 中期計画書【資料番号 28】
- ・ 学校法人高崎商科大学規程集【資料番号 45】

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画

理事長は副理事長、法人本部企画室及び内部監査委員会と連携を取り、各学校の長並びに各部門責任者の意見を聞きながら、年間の理事会・評議員会・企画調整会議を通して学園全体のガバナンス体制の点検と見直しを行い、教育・研究・地域社会貢献の機能を高める体制を構築する。

学長は年度始めの全学合同会議にて短期大学部の年度方針を周知徹底し、副学長の補佐を受けて、各役職者並びに各委員長の意見を聞きながら、年間の大学協議会・教授会を通して短期大学部の内部質保証を重視した全学的な改革サイクルの確立を図る。

学科長並びに事務局長は、学長の年度運営方針から各教職員が作成する「個人目標達成計画書」を基にした面談と「FD・SD・IR推進委員会」活動、また日常の「CA(チェック・アクション)表」活用を通して教職員の意識改革を図る。

法人本部長は企画室長、総務課長、財務担当者と協力し、「中期計画見直し」「資産運用」「学校債」「年棒制」「危機管理」等を検討し改善を行う。

◇ **基準Ⅳ**についての特記事項

- (1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項。
平成 27（2015）年度まで、理事長は附属高等学校校長職も兼務していたが、平成 28（2016）年度より理事長職及び学園長職に専念し、リーダーシップとガバナンスを更に強めていく。

- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。
本学園は幼稚園から附属高等学校、短期大学部、大学、大学院までを擁する総合学園ではあるが、収容定員の面から言えば小規模であり、財政面からも常勤の監事を置くことには無理がある。

【選択的評価基準】**教養教育の取り組みについて****■ 以下の基準（１）～（４）について自己点検・評価の概要を記述する。**

基準（１） 教養教育の目的・目標を定めている。

基準（２） 教養教育の内容と実施体制が確立している。

基準（３） 教養教育を行う方法が確立している。

基準（４） 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学では、「実学教育」「人間教育」「地域社会への貢献」の教育理念に基づき、教養教育に対し以下の目的を定めている。

- ・学生は、自他の人間に畏敬の念を持ち、広い視野と慈しみの心を持つことができる。
- ・相手の立場を尊重し、様々な意見に耳を傾け、自己責任の原則を理解できる。

これらの目的は学生便覧にも「教育目的および教育目標」として掲げられており、広く学生に周知されている。

この目的に基づき、本学ではカリキュラムに「基礎科目」を設け、これを「教養」「ビジネススキルズ」「コミュニケーション」「演習」の４つの区分に整理している。

「教養」の区分には「人間形成論」や「暮らしと経済」「自然と科学」「ボランティア論」「健康科学」等を、「ビジネススキルズ」の区分には「社会人基礎力」や「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」「マナーとホスピタリティ」「情報整理」「文章作成」「ビジネスソフトA・B」等を、「コミュニケーション」の区分には「基礎英語Ⅰ・Ⅱ」や「コミュニケーション演習」「プレゼンテーション」等を、そして「演習」の区分にはゼミ形式で行われる「日本語リテラシーゼミ」等が配置されている。それぞれの区分がバランスよく配置され、更に各区分に複数の科目が配置されており、教養教育の内容については確立している。実施体制については、本学が４つの区分の内でもより重視する「ビジネススキルズ」及び「演習」の区分を中心に、必修科目を定めることで対応している。

また正課の必修及び選択科目として配置し、コース担当教員による履修指導も行っているため、滞りなく実施できていると言える。

「社会人基礎力演習」では、教養教育の効果を測定するため、アセスメントを実施しており、上記取り組み及び体制は主に学科ミーティングと教務委員会により改善されている。

（b）自己点検・評価を基に課題を記述する。

教養教育とは、本学においてはコース制（縦割りの学問分野）による知識伝達型の教育とは異なり、学問分野の枠を越えて社会一般に共通して求められる知識や技能について提供するものである。つまり学問の裾野を広げ、様々な角度から物事を見ることが出来る能力や、自主的・総合的に考え的確に判断する能力を培い、豊かな人間性

を養い、自分の知識や人生を社会との関係で位置付けることのできる人材を育てることを目的とする。

しかしながら、時代の流れに伴い、これらの能力は固定のものではなく、常に進化・変化するものである。よって本学が現在定めている教養教育が現代社会のニーズに沿ったものであるかを、科目の見直しも含めて議論する必要がある。

また、教養教育の効果を正しく測定し、その結果をフィードバックすることは、学生にとっても大きな達成感となり、学習効果の向上や成長のきっかけにもなる。そのため、1回のみのアセスメントではなく、事前・事後の2回実施を検討する必要がある。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

平成 29 (2017) 年度は教務委員会において、教養教育についての議論を行い、本学が目指す「実践力」を養成することを踏まえ、今求められている知識や技能について整理を行う。この結果を基に、まずは教養教育の目的について見直しを図り、平成 30 (2018) 年度のカリキュラムに反映させる。

【選択的評価基準】**職業教育の取り組みについて****■ 以下の基準（1）～（6）について自己点検・評価の概要を記述する。****基準（1） 短期大学における職業教育の役割・機能、分担を明確に定めている。****（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。**

本学は教育理念「実学教育」「人間教育」「地域社会への貢献」に基づき、すべての専門教育科目が現代ビジネスに関する高度な知識や技能の修得による知的センス・ビジネスセンスを身につけた実社会において即戦力となりうる人材の育成を目指している。その意味においては、すべての専門教育科目が職業教育の役割と機能を担っていると見えるが、取り分けそれら専門教育科目の学びによる専門知識・技能を実践力・発信力を伴った修得へとその教育効果をより確実なものとする役割・機能を担っている以下の科目が職業教育関連科目を分担し、初年次教育として必修化している。

- ① コミュニケーション演習Ⅰ（1年前期必修）
- ② コミュニケーション演習Ⅱ（1年後期必修）
- ③ 社会人基礎力演習（1年前期必修）
- ④ キャリアガイダンス（1年後期必修）
- ⑤ 短期インターンシップ（1年集中選択 学科指定科目）
- ⑥ 長期インターンシップ（1年集中選択 学科指定科目）

また、就職委員会を設置し、学生の状況を確認・把握するとともに実際の進路選択支援（就職活動の支援）を行っているキャリアサポート室が前期3回、後期9回更に次年度に2回の合計14回から構成される連続した講座（就職活動支援講座）を実施している。長期間の複数回講座のため、しっかりとした計画をたてる必要があるが、計画の段階からキャリア教育の授業を担当する教員と連携し、授業の進捗と連動することによる相乗効果が期待できるものとなっている。また平成28年度から年度をまたぐ設定に変更したことにより、進路選択の準備段階から実際に行動をおこす時期まで一貫したサポートの継続が可能となり、正課授業で目が届かない部分の補完をしている。さらに平成28年度には、キャリア教育・職業教育をテーマとしたFD研修会を実施し、キャリア教育・職業教育が、担当の教職員のみが行う取り組みではなく、全学的な位置付けとして教職員への意識啓発ならびに就職環境の現状への理解促進を図った。

（b）自己点検・評価を基に課題を記述する。

2年次に職業教育関連科目が配当されていない。そのため実質的な職業教育がゼミ（教養演習）担当教員にゆだねられている。ゼミ担当教員には、FD研修会を通して就職環境の現状への理解を促しているが、キャリア教育の専門家ではなく、キャリアカウンセリングの技能も有していないため、職業教育の仕上げの段階として就職活動の追い切りができていない。そのため前期中の内定率の伸び悩み及び個々の学生の現状に即したきめ細やかな支援が課題となっている。

（c）自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

カリキュラム変更により2年次前期にキャリア関連科目の配当を予定している。さ

らに「実学教育」の理念のもと開学時からおこなっている就業体験（インターンシップ）による職業理解の学修科目を増やし、選択肢を広げると共に必修化することにより職業観の醸成をおこなう。

基準（2） 職業教育と後期中等教育との円滑な接続を図っている。

（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学は、コース毎の将来像を明確に提示しており、学生はコースの特性を理解し、将来に対する目的意識を持って入学することができるなど入学前から後期中等教育との円滑な接続を図っている。さらに入学直後の1年次前期に「社会人基礎力演習」を必修科目として配置し、社会人基礎力を基に自身のキャリア目標を明確にするとともに学習する目的意識を高めている。その上で後期に「キャリアガイダンス」を必修科目として配置することにより、自分に適した職業（進路）探求が可能となり、その実現に向けてキャリアデザイン（生涯職業設計）の必要性を理解することができる。この体系性をもって、「なりたい自分」や「やりたい仕事」を明確にできるよう後期中等教育との円滑な接続を図っている。

（b）自己点検・評価を基に課題を記述する。

1年次前期は、学生自身が中等教育を終え、新たに高等教育を受けるために進学したという意識が強い時期であり、加えて大きな期待や不安の中、学生生活を充実させたいという思いも強いため、一時的に将来への意識が弱くなる傾向がみられる。将来について考える際に現状への対応に追われ、「まだ早い」などと意欲を低下させてしまうことがあげられる。またコース選択時には、職業に対する具体的知識に乏しく、高等教育の学修の中で自身のキャリア目標が変更されることも十分考えられる。後期中等教育との円滑な接続のためには、できるだけなだらかな職業観の涵養とキャリア目標の変更への対応が課題である。

（c）自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

職業教育科目と教養科目・専門科目、更にイベントや講座等との連携を強化することで、学生が今学ぶべきことと認識し、職業教育が孤立した科目にならないようにする。具体的には、入学前教育として実施している「入学前交流会」でのコミュニケーションから「社会人基礎力演習」における組織コミュニケーションの重要性への理解へと関係性を持たせる授業計画を作成する。またそこで育成したプレゼンテーション等の発信力を他の授業科目においても求めることで、全てに通じる能力としての認識を促す。キャリアサポート室が実施している職業選択の現場における支援である「就職活動支援講座」と「キャリアガイダンス」を連携させ、定着と応用の向上を図る。ゼミ担当教員が行っている個人面談ならびにキャリアサポート室が行っているキャリアカウンセリング（個人面談）の内容を就職委員会で共有し、キャリア目標の変更に対応する。

基準（3） 職業教育の内容と実施体制が確立している。

（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

職業人として能力を発揮する上で欠かせない「人と関わる」ということに着目し、コミュニケーション演習Ⅰ及びⅡにおいて、他者の意見・考えを正確に理解し、また自分の考えを発信し支持を得る基本を修得する。その上で、社会人基礎力演習・キャリアガイダンスによって、社会の中の一員として「自主・自立」するために協同して働く力、課題を見つけ解決する力を育成し、キャリアデザイン（生涯職業設計）の必要性を理解することで職業観を醸成する。さらに短期・長期インターンシップによって実際の就業を体験することで、座学だけでは得られない職務の実態、職場の人間関係、組織の運営等実社会の様々な側面に触れることで学んだ知識を活用する力を身に付け、即戦力となる人材育成へ繋げていけるよう知識学習から知恵と実践につなげていくことができる実施体制が確立されている。

（b）自己点検・評価を基に課題を記述する。

現状の実施体制では、学生自身に傾聴力、発信力が十分に備わっているとは言えない。コミュニケーション演習等個々の授業科目だけに頼らず、全体として傾聴力及び発信力の育成に取り組むことができる体制の構築が課題となっている。

（c）自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

各授業の中でグループワーク、プレゼンテーション等の実践による傾聴力、発信力の強化を教員間の共通認識として取り込み、全学的な取り組みとしてすべての授業から発信力を育成する体制を構築する。さらに、カリキュラム変更により従来の短期・長期インターンシップの他、認定インターンシップ、認定 OCS（課外学習）を加え、自主的、自発的な学修での「人と関わる」機会の創出を図り、職業人への育成につなげる。

基準（4） 学び直し（リカレント）の場としての門戸を開いている。

（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

特別入試の受験資格に「社会人」を設け、社会人の学び直しの場として門戸を開いているほか、併設の高崎商科大学と合同で行っている公開講座において職業スキルに直結するテーマを実施している。また、本学で実施している専門教育科目のほぼすべて（演習系を除く）を科目等履修生・聴講生に向けて開講している。

（b）自己点検・評価を基に課題を記述する。

科目等履修生・聴講生に開放しているとはいえ、すべて在学生向けのカリキュラムのもと授業計画をたてているため、職業教育として再就職等の実社会への参加を目的とした知識・スキルの獲得に向けた学び直しの場として門戸を開いているとは言えない状況にある。

（c）自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

職業に適応するための教育訓練として活用、開放できるようハローワーク等の職業

紹介事業者等と連携し、ニーズを把握するとともに本学が提供できる学びを模索する。将来的には、職業紹介事業者から紹介を受ける形で、ニーズに応じた学びをプログラムし、提供できる枠組みを構築したい。

基準（5） 職業教育を担う教員の資質（実務経験）向上に努めている。

（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

職業教育科目を担当する教員は、豊富な実務経験と教育実績を有している。さらにFD研修会等による自己研鑽でその資質の向上に努めている。

職業教育科目を担当する教員の評価は、前期・後期の各終了時に、全科目を対象にWeb上で実施している「学生による授業アンケート」によっておこなわれている。このアンケートは、11項目の設問に対し5段階で回答する部分と自由記入欄から構成され、無記名で実施している。その評価結果は集計データ並びにレーダーチャートとして、各教員にフィードバックされ、どのような点に改善の余地があるかを検討できるようになっている。また、学生が「自由記入欄」に改善して欲しい点として記入した内容に対して担当教員は、履修学生向けにコメントをWeb上で回答することになっている。評価結果全体は学科長が確認・把握し、問題点があれば、担当教員に個別に対応し、問題点の共有化・改善への取り組みを毎年度実施している。

（b）自己点検・評価を基に課題を記述する。

職業教育を担う教員は、基準（1）で述べている通り、実際の進路選択（就職活動）の時期となる2年次においては、ゼミ（教養演習）担当教員にゆだねられている。各教員のスキル向上については、前述の通りFD研修会等によっておこなわれるが、コース毎の進路特性が異なることから、コースの専門性に応じた職業教育能力の開発が課題である。

（c）自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

今後は、学科ミーティング等を通じて、教員間で議論を重ね、それぞれのコースの専門教育と職業教育が綿密に連携することによって、コースの専門性に応じた職業教育を模索し、「実学教育」として社会から必要とされる人材の輩出を強固なものとする。

基準（6） 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

社会人基礎力演習において「社会人キャリア育成アセスメント」を実施し、社会人として必要な能力の評価を行っている。またその結果を長期・短期インターンシップ教育に反映させ、実習前と実習後の自己評価を通じて社会人基礎力に関する評価に活用している。

（b）自己点検・評価を基に課題を記述する。

「社会人キャリア育成アセスメント」は授業実施前しか行っておらず、授業実施後のアセスメントとの比較による効果測定・評価が不十分となっている。また、本学独自の特徴的な取り組みとして、社会のグローバル化によって、ホスピタリティが観光、

医療の業界に限らず各業界から必要とされていることを踏まえ、ホスピタリティ・マインドの育成強化に努めているが、その検証が不十分となっている。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

平成 28 年度に「社会人キャリア育成アセスメント」を実施した（授業前）学生を対象に平成 29 年度にも同アセスメントを実施（授業後）する。授業前後の比較により社会人として必要な能力が授業によってどのような効果が表れたかを検証し、授業改善に取り入れる。加えて本学が職業教育の中で力を注いでいるホスピタリティ・マインドの育成においても授業の実施前後にホスピタリティ検定の受験による効果測定を全学的な取り組みとして実施を検討する。

【選択的評価基準】**地域貢献の取り組みについて****■ 以下の基準（1）～（3）について自己点検・評価の概要を記述する。**

基準（1） 地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等を実施している。

（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学は、教育理念の1つに「地域社会への貢献」を掲げている。それは、「本学の教育課程には、商業都市＜高崎＞及び近隣諸地域の産業や文化、環境なども反映させ、地域社会の要請に応えうる高度な研究と教育を展開する。さらに、その成果を地域社会に還元するようにつとめる」ものである。すなわち、本学では社会的活動を重要な社会貢献と位置付け、開学以来培ってきた教育・研究における成果をできるだけ多く、多種多様な方法を用いて地域社会に還元することが重要であると考えている。

地域社会に向けた公開講座については、国際・地域交流センターが学部組織のコミュニティ・パートナーシップ・センター（CPC）と連携を取り、毎年の講座数、講座内容、講師等を検討協議し実施している。そして、パンフレットを作成するなどして積極的に広報活動も行っている。平成28（2016）年度は、32講座を開講した。講座内容は本学教員による商学・観光・医療・健康・語学のほか、地域の専門家による近隣地域の歴史・自然・環境・文化遺産・食をテーマで、地域学習の充実を図った。この他にも年1回8月に、地域の児童・保護者を対象とした毎年恒例の夏休み映画鑑賞会「商大シネマ」を実施している。大学が提供する地域のこども対象の文化活動として、大学に親しみをもつ絶好の機会となっており、地域の子ども、保護者世代にも親しまれ毎年楽しみにしている地域住民も多い。

正課授業の開放については、「高崎商科大学短期大学部科目等履修生規程」及び「高崎商科大学短期大学部聴講生規程」を設けている。高崎商科大学附属高等学校の総合ビジネス科との間で実施している高大連携授業は、科目等履修生として高校3年生を受け入れている。平成28年度は、「基礎英語Ⅰ」「手話コミュニケーション」の2科目を開講し、それぞれ2名、5名の参加であった。

（b）自己点検・評価を基に課題を記述する

公開講座は主に学内を会場とする場合、実施日が土曜日となることが多く参加者が限定かつ固定化されている。また比較的年齢層の高い地域の方の参加がある一方、中高生の参加は著しく低い。地域公民館独自での公開講座とのバッティングの問題、地域が求める公開講座への要望に果たして応えられているのか、また人数が集まらなかった講座に対しては時期の検討や広報活動の見直し、そして何より地域ニーズと本学提供の公開講座の整合性の検証が必要である。

（c）自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

公開講座に関する地域のニーズ・ウォンツ調査を行い、実施日・実施場所、そして講座内容をより適切なものにとするよう検討をしていく。アンケート調査によると本学学生がサポート役を努める公開講座への参加満足度は高いので、本学学生がサポ

ート役として参加する公開講座を増やす等、地域社会からの目線での検討を行い、地域公民館でのパンフレット配布や公式ホームページ上での周知を図り幅広い年齢層にアピールする。

基準（2） 地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等と交流活動を行っている。

（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

国際・地域交流センターが学部組織のコミュニティ・パートナーシップ・センター（CPC）と連携し、本学教職員及び学生が地域社会の各種機関との連携、交流を行っている。平成 28（2016）年度における主な活動実績は以下のとおりである。

- ①「石碑の路（いしぶみのみち）再生プロジェクト」への参画（高崎市観光課、同市教育委員会文化財保護課、信澤工業株式会社、高崎里山の会との連携）
- ②近隣小・中学校への学習支援・部活動支援（高崎市立城山小学校、高崎市立南八幡小学校、高崎市立南八幡中学校との連携）
- ③「富岡まちなか手づくり市」及び「富岡げんきフェスタ」への参画（富岡市まちづくり課との連携）
- ④クリスマス列車運行の企画・運営への参画（上信電鉄との連携）
- ⑤文化祭への参加（高崎市立南八幡中学校との連携）
- ⑥富岡駅観光案内おもてなし（富岡市・上信電鉄・本学による連携）
- ⑦世界記憶遺産国内候補選定「上野三碑」ハイキング（上信電鉄との連携）
- ⑧「なんぱち縁起市」への運営 山名八幡宮との連携
- ⑨「地方創生について考える」への講師派遣 群馬県生涯学習センターとの連携
- ⑩「カケハシプロジェクト 2016」日本国際協力センター、富岡市との連携による北米地域との国際交流事業への協力
- ⑪「JENESYS2016」日本国際協力センター、富岡市との連携によるアジア地域との国際交流事業への協力

（b）自己点検・評価を基に課題を記述する。

積極的に学生参加を促しており、学生の学びの場として、学生の成長の場として交流活動を行っており、参加学生にとって非常に良い経験を積ませてもらっている。特に今年度は日本国際協力センター、富岡市との連携による国際交流事業へ参加により、合計 3 回の多文化国際交流の場を提供でき参加学生学生の伸びを感じられた。しかしながら参加学生の固定化が否めないのも事実であるので、より幅広い学生層に参加してもらうよう検討したい。参加体験談等を後輩たちと気軽に共有できる仕組みを検討し、参加学生を増やしていきたい。

（c）自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

このような交流活動への参加は、本学の建学の精神に則っており非常に有用である。またこのような外部連携の活動への参加による学生の成長は著しい。参加体験談等を後輩達と気軽に共有できる仕組みを国際・地域交流センターを中心に検討し、また幅広い学生等に参加してもらうため、各コース担当教員と協力しながら参加率を高め

ていきたい。

基準 (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域に貢献している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

国際・地域交流センターが受付窓口となって、本学の教職員及び学生が行ったボランティア等の平成 28 (2016) 年度における主な活動実績は、以下のとおりである。

- ① 高崎まつり 運営スタッフボランティア
- ② 医療法人社団美心会黒沢病院 美心祭ボランティア
- ③ とみおか夏まつり 運営補助スタッフボランティア・工女スタッフ
- ④ 県民参加フェスタ 観音山ファミリーパーク イベント運営ボランティア
- ⑤ 熊本地震街頭募金 街頭募金活動ボランティア
- ⑥ 南八幡地区清掃活動 清掃活動ボランティア
- ⑦ 近隣小・中学校への学習支援ボランティア 教育ボランティア
- ⑧ 医療法人社団美心会黒沢病院 美心祭スタッフボランティア
- ⑨ 第 7 回下仁田へ行ってんべー祭 イベントスタッフボランティア
- ⑩ 下仁田ねぎ祭 イベントスタッフボランティア
- ⑪ 高崎菓子まつり イベントスタッフボランティア
- ⑫ キッズハッピーフェスティバル スタッフボランティア
- ⑬ 上信電鉄クリスマストレイン イベントスタッフボランティア
- ⑭ 高崎総合福祉センターまつり イベントサポートボランティア

また、平成 20 (2008) 年 2 月 12 日に国際ソロプチミスト高崎より認定されたボランティアサークル「シグマソサエティ」では、上記の取り組みと並行して、上信電鉄「高崎商科大学前駅」構内及び駅から大学までの通学路の定期清掃活動や、ペットボトルのキャップを回収して桜の苗木を購入し、それを東日本大震災被災地に植樹するという「さくらプロジェクト」などのボランティア活動も行っている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

“地域で学ぶ”を積極的に導入しており、学生の学びの場・成長の場として学生参加を促し、参加学生にとって非常に良い経験を積ませてもらっている。しかしながら参加学生の固定化が否めないのも事実である。より幅広い学生層に参加してもらうよう、参加体験談等を後輩たちと気軽に共有できる仕組みを検討し、参加学生を増やしていきたい。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

このようなボランティア活動への参加は、本学の建学の精神に則っており非常に有用である。学外での地域貢献活動参加による学生の成長は著しい。このような活動に多くの学生を参加させるための検討を、国際・地域交流センターを中心に行い、各コース担当教員とタッグを組みながら学生の参加率を高めていきたい。